

みやき町地域防災計画

(資料編)

令和6年11月

みやき町

目次

[防災関係施設]	1
○防災関係機関及び連絡先一覧	1
○みやき町防災会議委員	3
○避難場所一覧	4
○町内医療機関等	5
○報道機関	5
○土木一式工事建設業者	5
○町下水道指定工事店	5
[条 例 等]	6
○みやき町防災会議条例	6
○みやき町災害対策本部条例	8
○災害救助法施行細則（別表第1・第2）	9
[協 定]	16
○みやき町協定締結状況一覧表	16
[災害危険箇所]	18
○土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧	18
○土砂災害警戒区域等（土石流）一覧	23
○重要水防箇所一覧	24
○重要水防区間及びその危険と予想される区間	25
[輸送・通信]	26
○臨時ヘリポート一覧	26
○県指定緊急輸送道路一覧	26
○貨物自動車運送事業者一覧	27
○町内で使用可能な非常通信	27
[消防・水防]	28
○消防水利の状況	28
○消防団の編成及び現勢	29
○鳥栖・三養基地区消防事務組合・消防署組織図	30
○水位観測所一覧	30
○水こう門設置箇所一覧	31
○排水ポンプ設置箇所一覧	32
○町備蓄水防資機材一覧	33
○水防警戒を要するため池一覧	33
[文 化 財]	36
○みやき町重要文化財一覧	36
[災 害 履 歴]	38
○本町周辺における過去の風水害の状況	38
[様 式]	44
○火災・災害等即報様式	44

○災害報告様式	49
○佐賀県災害対策運営要領に基づく災害報告等様式	52
○自衛隊災害派遣依頼等様式	55
○公用令書	57
○行方不明者捜索関係様式	59
○緊急通行車両の標章及び証明書	61
○罹災証明書	62
[本編各節関連資料]	63
○第1編第3章第3節 人口・世帯の状況	63
○第2編第2章第2節 通信系統図	63
○第2編第2章第2節 防災情報連絡系統図	64
○第2編第2章第2節 町防災行政無線系統図	64
○第2編第2章第2節 防災拠点施設	65
○第2編第2章第2節 基幹災害拠点病院	65
○第2編第2章第2節 地域災害拠点病院	65
○第2編第2章第2節 浸水想定区域内の要配慮者施設	66
○第2編第2章第2節 土砂災害警戒区内の要配慮者施設	67
○第2編第2章第2節 応急仮設住宅建設予定地	67
○第2編第2章第2節 地域安心システムのイメージ	68
○第2編第2章第2節 福祉避難所	68
○第2編第3章第1節 みやき町災害対策本部組織編成表	69
○第2編第3章第1節 みやき町災害対策本部事務分掌表	70
○第2編第3章第2節 風水害に係る警報等の伝達系統	75
○第2編第3章第2節 情報の伝達経路	81
○第2編第3章第3節 異常現象発見時の通報系統図	82
○第2編第3章第6節 自衛隊の災害派遣要請のフロー図	82
○第2編第3章第6節 自衛隊の活動範囲	82
○第2編第3章第7節 応援要請	84
○第2編第3章第7節 緊急消防援助隊の要請図	85
○第2編第3章第7節 広域航空消防応援の要請図（応援側都道府県がヘリコプターを保有する場合）	86
○第2編第3章第9節 救助活動フロー図	87
○第2編第3章第10節 救護所の設置、運営	88
○第2編第3章第10節 医療救護班の編成・派遣フロー図	89
○第2編第3章第10節 医薬品、医療資機材の調達	90
○第2編第3章第10節 医療ボランティアへの対応	90
○第2編第3章第17節 救援食料・調達食料集積所	90
○第2編第3章第17節 生活必需品等の品目	91
○第2編第3章第17節 救援物資・調達物資集積所	91
○第2編第3章第17節 町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）	91
○第2編第3章第17節 支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）	92
○第2編第3章第17節 県が指定する輸送拠点	93
○第2編第3章第28節 被災世帯の算定基準	93

○第2編第3章第29節	火葬場	94
○第2編第3章第30節	廃棄物処理施設	94
○第2編第3章第31節	感染症対策フロー	94
○第2編第3章第32節	巡回相談チームの協力体制図	95
○第2編第3章第36節	石油等の大量流出時の関係機関への連絡通報系統図	95
○第2編第3章第39節	広域避難受入計画フロー	96
○第3編第1章第2節	主要な活断層分布図	97
○第3編第1章第2節	福岡県西方沖地震の被害状況	98
○第3編第1章第3節	【参考】用語集	98
○第3編第1章第3節	簡便法による地震動検討の対象とする断層のモデル化、簡便法の震度による影響範囲区分	101
○第3編第1章第3節	詳細法による検討を行う断層のトレース	102
○第3編第1章第3節	震源として検討した断層の巨視的パラメータ	102
○第3編第1章第3節	地表の地震動の震度分布図	103
○第3編第1章第3節	液状化危険度の評価値の分布図	104
○第3編第1章第3節	みやき町における地震の被害想定の結果一覧表	105
○第3編第1章第4節	推進体制イメージ	107
○第3編第2章第1節	町内公園・運動場	107
○第3編第2章第2節	佐賀県震度情報ネットワークシステム図	108
○第3編第3章第2節	気象庁震度階級関連解説表（一部）	108
○第3編第3章第2節	地震情報の種類とその内容	109
○第3編第3章第2節	地震に関する情報の伝達	110
○第4編第2章第2節	航空事故発生時等の情報連絡ルート	111
○第4編第3章第2節	林野火災発生時等の情報連絡ルート	113
○第4編第4章第2節	大規模火災発生時等の情報連絡ルート	115
○第4編第5章第2節	鉄道災害発生時の情報連絡ルート	117
○第4編第6章第3節	原子力災害時の被害情報等の収集及び連絡系統	118

〔防災関係施設〕

○防災関係機関及び連絡先一覧

1 町

名 称	所 在 地	電話番号
みやき町庁舎 防災センター	みやき町大字東尾737-5	0942-89-1651
みやき町中原庁舎	みやき町大字原古賀1043	0942-94-5721
みやき町三根庁舎	みやき町大字市武1381	0942-96-5531
中原保健センター	みやき町大字箕原1003-1	0942-94-2862
北茂安保健センター	みやき町大字東尾667-1	0942-89-3915
三根保健センター	みやき町大字市武1333-2	0942-96-3900
学校給食センター	みやき町大字天建寺1143-5	0942-96-2268
中原武道館	みやき町大字箕原1003-1	0942-94-5396

2 事務組合等

機 関 名	所 在 地	電話番号
鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ	みやき町大字箕原4432	0942-94-9313
鳥栖・三養基西部環境施設組合溶融資源化センター	みやき町大字箕原4372	0942-81-8153
佐賀東部水道企業団三養基営業所	みやき町大字東尾3139-1	0942-89-2868
佐賀東部水道企業団北茂安浄水場	みやき町大字江口3986-1	0942-89-5676
三養基西部葬祭組合斎場しらさぎ苑	みやき町大字寄人910-1	0942-96-3075

3 県関係

名 称	所 在 地	電話番号
報道課	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7008
危機管理防災課	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7362
河川砂防課	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7161
東部土木事務所	鳥栖市元町1234-1	0942-83-4176
鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市元町1234-1	0942-83-2161
東部農林事務所	神崎市神崎町鶴3456-5	0952-55-9760

4 警察

名 称	所 在 地	電話番号
鳥栖警察署	鳥栖市元町1234-5	0942-83-2131
中原駐在所	みやき町大字箕原992-4	0942-94-2266
東尾交番	みやき町大字東尾736-8	0942-89-2101
三根駐在所	みやき町大字市武857-8	0942-96-2135

名 称	所 在 地	電話番号
持丸駐在所	みやき町大字天建寺232	0942-96-2249

5 消防

名 称	所 在 地	電話番号
鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部	鳥栖市本町3-1488-1	0942-85-0119
鳥栖・三養基地区消防事務組合西消防署	みやき町大字中津隈2465-4	0942-89-3050

6 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
九州農政局佐賀県拠点	佐賀市栄町3-51	0952-23-3131
佐賀地方気象台	佐賀市駅前中央3-3-20	0952-32-7026
佐賀河川事務所	佐賀市兵庫南2-1-34	0952-41-8801
筑後川河川事務所	久留米市高野町1-2-1	0942-33-9131
水資源機構筑後大堰管理所	久留米市安武町武島1063-2	0942-26-4551

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊西部方面混成団	久留米市国分町100	0942-43-5391
航空自衛隊西部航空方面隊	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031
陸上自衛隊九州補給処	吉野ヶ里町立野7	0952-52-2161

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
(株)NTTフィールドテクノ九州支店佐賀営業所	佐賀市高木瀬町東高木214-1	0952-36-5518
九州電力(株)佐賀支店鳥栖配電事業所	鳥栖市秋葉町3-29-1	0942-83-4846
九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道事業部	佐賀市神野西1-8-4	0952-23-2939

9 その他公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
鳥栖三養基医師会	鳥栖市幸津町1923	0942-83-2282
みやき町社会福祉協議会	みやき町大字東尾6436-3	0942-81-6161
佐賀県農業協同組合 みやき支所	みやき町大字中津隈611-1	0942-89-2211
佐賀県農業協同組合 みね支所	みやき町大字市武1333-2	0942-96-2277
みやき町商工会	みやき町大字原古賀1043	0942-94-3328
北茂安土地改良区	みやき町大字東尾786-4	0942-89-2400
三根土地改良区	みやき町大字市武1381	0942-96-2047
中原町土地改良区	みやき町大字市武1381	0942-96-2049

○みやき町防災会議委員

機 関 名	委員職名
みやき町	町長
東部土木事務所	所長
東部農林事務所	所長
鳥栖保健福祉事務所	所長
鳥栖警察署	署長
みやき町	副町長
〃	総務部長
〃	民生部長
〃	事業部長
〃	教育委員会事務局長
教育委員会	教育長
鳥栖・三養基地区消防事務組合	消防長
みやき町消防団	団長
北茂安郵便局	局長
九州電力送配電（株） 鳥栖配電事業所	所長
西日本電信電話（株）佐賀支店	所長
佐賀東部水道企業団三養基営業所	所長
みやき町中原校区区長会	会長
みやき町北茂安校区区長会	会長
みやき町三根校区区長会	会長
みやき町婦人会	会長
みやき町民生児童委員会	会長

○避難場所一覧

施設名	所在地	早期避難所	緊急指定避難場所	指定避難所
中原庁舎	みやき町大字原古賀1043	—	○	—
中原小学校	みやき町大字原古賀1364-2	—	○	○
中原中学校	みやき町大字箕原1475-9	—	○	○
三養基高校	みやき町大字原古賀300-1	—	○	○
養基会館	みやき町大字原古賀266-1	—	○	○
中原体育館	みやき町大字箕原1003-1	○	—	○
働く婦人の家	みやき町大字箕原1003-1	○	—	○
勤労青少年ホーム	みやき町大字箕原1003-1	○	—	○
なかばる紀水苑（福祉避難所）	みやき町大字箕原4260	○	—	—
みやき町庁舎 防災センター	みやき町大字東尾737-5	○	—	—
みやき町コミュニティーセンター（こすもす館）	みやき町大字東尾6436-2	○	—	○
北茂安小学校	みやき町大字東尾420-1	—	—	○
北茂安中学校	みやき町大字白壁4435-1	—	○	○
北茂安体育館	みやき町大字江口5128-2 （水害以外）	—	—	○
市村清記念メディカルコミュニティーセンター	みやき町大字白壁1074-3	○	—	○
花のみね式番館（福祉避難所）	みやき町大字中津隈5919	○	—	—
自立訓練〔生活訓練〕事務所 ぱれっと（福祉避難所）	みやき町大字白壁2927	○	—	—
三根庁舎	みやき町大字市武1381	○	—	○
三根体育館	みやき町大字市武1242	—	—	○
みやき町農村環境改善センター	みやき町大字市武1242	○	—	○
三根東小学校	みやき町大字天建寺2400	—	—	○
三根西小学校	みやき町大字寄人1385	—	—	○
三根中学校	みやき町大字市武1661	—	—	○
花のみね（福祉避難所）	みやき町大字西島2730-1	—	—	—

○町内医療機関等

1 医 科

佐賀県医師会及び鳥栖三養基医師会の登録医療機関とする。

2 歯 科

佐賀県歯科医師会及び三養基・鳥栖地区歯科医師会の登録医療機関とする。

3 調 剤

佐賀県薬剤師会及び鳥栖三養基薬剤師会の登録薬局並びに取扱販売店とする。

○報道機関

佐賀県政記者クラブ加盟社とする。

○土木一式工事建設業者

みやき町へ入札資格審査申請（指名願い）を提出する佐賀県内に事業所を持つ建設業登録業者とする。

○町下水道指定工事店

みやき町の指定する下水道指定工事店とする。

[条 例 等]

〇みやき町防災会議条例

(平成17年3月1日)
(条 例 第 131号)

改正 平成18年6月23日条例第24号

平成25年3月19日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、みやき町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) みやき町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 佐賀県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 佐賀県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 町内にある公共的団体の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、佐賀県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬については、みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関

する条例（平成17年みやき町条例第29号）の定めるところによる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

〇みやき町災害対策本部条例

(平成17年3月1日)
(条例第132号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、みやき町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

○災害救助法施行細則（別表第1・第2）

別表第1

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
<p>1 収容施設の供与</p>	<p>(1) 避難所</p> <p>ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することができないときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり350円以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設を借り上げ、これを供与することができる。</p> <p>カ 法第4条第1項第1号の避難所を設置することができる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を設置することができる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかったことが判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間とする。</p>
	<p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことに伴い、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、公有地の利用を原則とするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。</p> <p>(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(エ) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>(オ) 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。</p> <p>(カ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85</p>

救助の種類		救助の程度、方法及び期間									
		<p>条第3項又は第4項に規定する期限までの期間とする。</p> <p>(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域で要する実費とする。</p> <p>イ 賃貸型応急住宅</p> <p>(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。</p> <p>(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。</p>									
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	<p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行うものとする。</p> <p>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,330円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>									
	(2) 飲料水の供給	<p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>									
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等に伴い、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。</p> <p>(ア) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(イ) 日用品</p> <p>(ウ) 炊事用具及び食器</p> <p>(エ) 光熱材料</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">季別</td> <td style="text-align: center;">夏季(4月から9月まで。以下同じ。)</td> <td style="text-align: center;">冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">世帯区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人世帯</td> <td style="text-align: center;">19,800円</td> <td style="text-align: center;">32,800円</td> </tr> </table>	季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)	世帯区分			1人世帯	19,800円	32,800円
季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)									
世帯区分											
1人世帯	19,800円	32,800円									

救助の種類		救助の程度、方法及び期間																							
		2人世帯	25,400円	42,400円																					
		3人世帯	37,700円	59,000円																					
		4人世帯	45,000円	69,000円																					
		5人世帯	57,000円	87,000円																					
		6人以上の世帯	57,000円に5人を超える1人につき8,300円を加算した額	87,000円に5人を超える1人につき12,000円を加算した額																					
		(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,500円</td> <td>10,400円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,700円</td> <td>13,600円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>13,000円</td> <td>19,400円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>15,900円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>20,000円</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>20,000円に5人を超える1人につき2,800円を加算した額</td> <td>29,000円に5人を超える1人につき3,800円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>			季別	夏季	冬季	1人世帯	6,500円	10,400円	2人世帯	8,700円	13,600円	3人世帯	13,000円	19,400円	4人世帯	15,900円	13,000円	5人世帯	20,000円	29,000円	6人以上の世帯	20,000円に5人を超える1人につき2,800円を加算した額	29,000円に5人を超える1人につき3,800円を加算した額
		季別	夏季	冬季																					
		1人世帯	6,500円	10,400円																					
		2人世帯	8,700円	13,600円																					
		3人世帯	13,000円	19,400円																					
		4人世帯	15,900円	13,000円																					
		5人世帯	20,000円	29,000円																					
6人以上の世帯	20,000円に5人を超える1人につき2,800円を加算した額	29,000円に5人を超える1人につき3,800円を加算した額																							
エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。																									
4 医療及び助産	(1) 医療	<p>ア 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に行うものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師その他の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>（ア） 診療</p> <p>（イ） 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>（ウ） 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>（エ） 病院又は診療所への収容</p> <p>（オ） 看護</p> <p>エ 医療のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>（ア） 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>（イ） 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>（ウ） 施術者による場合 協定料金の額以内</p> <p>オ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>																							
	(2) 助産	<p>ア 助産は、災害発生の日以前7日以内又は災害発生の日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p>																							

救助の種類		救助の程度、方法及び期間
		(ア) 分べんの介助 (イ) 分べん前及び分べん後の処置 (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料等の支給 ウ 助産のため支出することができる費用は、次のとおりとする。 (ア) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 (イ) 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額 エ 助産を実施することができる期間は、分べんした日から7日以内とする。
5	被災者の救出	ア 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。 イ 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他の救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。 ウ 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。
6	被災した住宅の応急修理	ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。 ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
	(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	ア 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。 ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円 エ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)に完了するものとする。
6の2	生業に必要な資金の貸与	ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力がある者に対して貸与するものとする。 ウ 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。 (ア) 生業費 1件当たり 30,000円 (イ) 就職支度費 1件当たり 15,000円

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>エ 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。 (ア) 貸与期間 2年以内 (イ) 利子 無利子</p> <p>オ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>
7 学用品の給与	<p>ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。 (ア) 教科書 (イ) 文房具 (ウ) 通学用品</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。 (ア) 教科書 a 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 b 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額 a 小学校児童 1人につき5,200円以内 b 中学校生徒 1人につき5,500円以内 c 高等学校等生徒 1人につき6,000円以内</p> <p>エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。</p>
8 埋葬	<p>ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>イ 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (ア) 棺（附属品を含む。） (イ) 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (ウ) 骨つぼ及び骨箱</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。</p> <p>エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
9 死体の捜索	<p>ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>イ 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
10 死体の処理	<p>ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>イ 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (イ) 死体の一時保存 (ウ) 検案</p> <p>ウ 検案は、原則として、救護班によって行うものとする。 エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき3,600円以内 (イ) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる額 a 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 b 既存建物を利用することができない場合 1体につき5,700円以内（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。） (ウ) 検案のための費用 当該地域の慣行料金の額以内（救護班により検案ができない場合に限る。）</p> <p>オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
11 障害物の除去	<p>ア 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。</p> <p>ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用	<p>ア 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>(ア) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援 (イ) 医療及び助産のための移送 (ウ) 被災者の救出 (エ) 飲料水の供給 (オ) 死体の捜索 (カ) 死体の処理 (キ) 救済用物資の整理配分</p> <p>イ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用のため支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

別表第2

災害救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当（1人1日当たり）	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、市町等の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第13条の規定の例により算定した額以内	佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）の規定により9級以下の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士			
	保健師、助産師、看護師及び准看護師			
	救急救命士			
	土木技術者及び建築技術者			
	大工、左官及びとび職	県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価を考慮して知事が別に定める額		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者			業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	

〔協 定〕

○みやき町協定締結状況一覧表

No.	相手先	締結日	協定名
1	鳥栖市	昭和41年8月10日	消防相互応援協定
2	上峰町	昭和41年8月10日	消防相互応援協定
3	神埼市	昭和41年8月10日	消防相互応援協定
4	吉野ヶ里町	昭和41年8月10日	消防相互応援協定
5	那珂川町	昭和42年6月16日	消防相互応援協定
6	久留米市	昭和42年6月16日	消防相互応援協定
7	鳥栖・三養基地区消防事務組合	平成17年4月11日	住民記録情報取扱協定
8	構成市町と鳥栖・三養基地区消防事務組合	平成17年4月11日	構成市町と鳥栖・三養基地区消防事務組合の災害対策本部業務に関する覚書
9	三養基高校	平成18年12月11日	避難所施設利用に関する覚書
10	佐賀県知事	平成19年4月1日	佐賀県防災行政通信ネットワーク等の運用管理費の負担に関する協定
11	佐賀東部水道企業団及び鳥栖・三養基地区消防事務組合	平成19年4月1日	消火栓類の取扱いに関する協定
12	社会福祉法人 紀水会	平成20年1月11日	災害時要援護者用一時避難所に関する協定
13	サントリーフーズ株式会社	平成20年1月15日	災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定
14	鳥栖警察署長	平成22年4月22日	みやき町が行う行政事務からの暴力団排除合意書
15	株式会社 コメリ	平成22年12月22日	災害時における協力に関する協定
16	株式会社 コメリ	平成22年12月22日	災害時における物資供給に関する協定
17	佐賀県宅地建物取引業協会	平成23年6月27日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定
18	全日本不動産協会佐賀県本部	平成23年6月27日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定
19	国土交通省九州地方整備局	平成23年8月10日	みやき町における大規模な災害時の応援に関する協定
20	社会福祉法人 未来 花のみね及び花のみね式番館	平成24年2月1日	災害時要援護者用一時避難所に関する協定
21	佐賀県及び県内全市町	平成24年3月30日	佐賀県・市町災害時相互応援協定
22	佐賀県及び県内全市町、NPO法人九州救助犬協会	平成24年4月17日	災害時における災害救助犬の出動に関する協定
23	上峰町	平成25年4月18日	災害時における避難者の相互受入れに関する協定
24	鳥栖市	平成25年4月18日	災害時における避難者の相互受入れに関する協定
25	唐津市・伊万里市・玄海町を除く17市町と九州電力株式会社	平成25年8月26日	佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定
26	佐賀県と南日本段ボール工業組合	平成25年12月19日	災害時における段ボール製品の調達に関する協定
27	佐賀県LPガス協会鳥栖支部	平成26年3月26日	災害時等におけるLPガス等供給協力に関する協定

No.	相手先	締結日	協定名
28	特定医療法人 光風会 光風会病院パレット	平成26年3月27日	災害時要援護者用一時避難所に関する協定
29	唐津市	平成27年5月1日	原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書
30	一般社団法人 佐賀県産業資源循環協会	平成28年5月16日	災害時発生の際の産業廃棄物処理に関する協定（循環型社会推進課取扱い）
31	陸上自衛隊九州補給処	平成28年6月13日	災害時等における連携に関する協定
32	九州電力株式会社	平成29年2月1日	災害復旧に関する覚書
33	日本郵便株式会社 江見郵便局	平成31年4月1日	災害発生時におけるみやき町とみやき町関係郵便局の協力に関する協定
34	佐賀県及び県内全市町、各消防事務組合	令和元年10月31日	佐賀県防災航空隊の運営に関する協定書
35	ヤフー株式会社	令和元年11月1日	災害に係る情報応答発信等に関する協定
36	株式会社ゼンリン	令和2年4月1日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
37	松尾紙器	令和2年7月27日	災害時における段ボール製品の調達及び平常時の保管に関する協定
38	佐賀県及び佐賀県旅館ホテル生活衛生協同組合	令和2年7月27日	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定
39	株式会社ナフコ	令和2年11月5日	災害時における物資供給に関する協定
40	九州朝日放送株式会社	令和2年11月12日	防災パートナーシップに関する協定
41	株式会社 ナガワ	令和4年1月7日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定
42	エートス協同組合	令和5年3月23日	災害時における被災車両の撤去等に関する協定書

〔災害危険箇所〕

○土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧

最終告示：平成30年9月21日

番号	字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域のみ 土砂災害特別警戒区域	公示番号	公示日
1	簗原	K-342Ⅱ-005	赤岸1	急傾斜地の崩壊	2	佐賀県告示第497号	2017.07.21
2	簗原	K-342Ⅱ-006	赤岸2	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第496号	2017.07.21
3	簗原	K-342Ⅱ-007	赤岸3	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第496号	2017.07.21
4	簗原	D-342Ⅰ-011	赤岸川	土石流	1	佐賀県告示第496号	2017.07.21
5	原古賀	K-342Ⅰ-002	綾部1	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第495号	2017.07.21
6	原古賀	K-342Ⅰ-003	綾部2	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第495号	2017.07.21
7	原古賀	K-342Ⅰ-004	高柳1	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第495号	2017.07.21
8	原古賀	K-342Ⅱ-003_1	綾部3-1	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第495号	2017.07.21
9	原古賀	K-342Ⅱ-003_2	綾部3-2	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第495号	2017.07.21
10	原古賀	K-342Ⅱ-004	綾部4	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第495号	2017.07.21
11	原古賀	D-342Ⅰ-001	綾部川1	土石流	1	佐賀県告示第495号	2017.07.21
12	原古賀	D-342Ⅱ-001	綾部川2	土石流	1	佐賀県告示第495号	2017.07.21
13	原古賀	K-342Ⅱ-008_1	高柳2	急傾斜地の崩壊	2	佐賀県告示第499号	2017.07.21
14	原古賀	K-342Ⅱ-008_2	高柳2-1	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第498号	2017.07.21
15	原古賀	K-342Ⅱ-008_3	高柳2-2	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第498号	2017.07.21
16	簗原	K-342BⅡ-001	簗原2	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第498号	2017.07.21
17	原古賀	D-342Ⅲ-001	高柳川	土石流	1	佐賀県告示第498号	2017.07.21
18	簗原	K-342Ⅰ-001	山田	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第619号	2017.11.10
19	簗原	K-342Ⅱ-001_1	山田2-1	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示第619号	2017.11.10

番号	字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域のみ 2 1	土砂災害特別警戒区域 2 1	公示番号	公示日
20	簗原	K-342Ⅱ-001_2	山田2-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
21	簗原	K-342Ⅱ-001_3	山田2-3	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
22	簗原	K-342Ⅱ-002	山田3	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
23	簗原	K-342Ⅱ-009_1	山田4-1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
24	簗原	K-342Ⅱ-009_2	山田4-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
25	簗原	K-342Ⅱ-010	山田5	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
26	原古賀	D-342Ⅰ-002	山田川1	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
27	簗原	D-342Ⅰ-003	山田川2	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
28	簗原	D-342Ⅰ-004	山田川3	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
29	簗原	D-342Ⅰ-005_1	寒水川-1	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
30	簗原	D-342Ⅰ-005_2	寒水川-2	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
31	簗原	D-342Ⅰ-005_3	寒水川-3	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
32	簗原	D-342Ⅰ-006	山田川4	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
33	簗原	D-342Ⅰ-007	山田川5	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
34	簗原	D-342Ⅰ-008	山田川6	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
35	簗原	D-342Ⅰ-009	山田川7	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
36	簗原	D-342Ⅰ-010	山田川8	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
37	簗原	D-342Ⅱ-002	山田川9	土石流	2		佐賀県告示第620号	2017.11.10
38	簗原	D-342Ⅱ-003	山田川10	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
39	簗原	D-342Ⅱ-004	山田川11	土石流	1		佐賀県告示第619号	2017.11.10
40	東尾	K-343Ⅱ-036	東尾1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第621号	2017.11.10
41	東尾	K-343Ⅱ-037	東尾2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第621号	2017.11.10
42	東尾	K-343Ⅱ-038	東尾3	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第621号	2017.11.10

番号	字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域のみ 2 1	土砂災害特別警戒区域のみ	公示番号	公示日
43	東尾	K-343Ⅱ-039	東尾4	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第621号	2017.11.10
44	白壁	K-343Ⅰ-002	皿山	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
45	白壁	K-343Ⅱ-007	白石11	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
46	白壁	K-343Ⅱ-008	白石10	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
47	白壁	K-343Ⅱ-010	白石8	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
48	白壁	K-343Ⅱ-011_1	白石7-1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
49	白壁	K-343Ⅱ-011_2	白石7-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
50	白壁	K-343Ⅱ-013	皿山2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
51	白壁	K-343Ⅱ-014_1	皿山3-1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
52	白壁	K-343Ⅱ-014_2	皿山3-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
53	白壁	K-343Ⅱ-042	皿山4	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
54	白壁	K-343Ⅱ-043	皿山5	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
55	白壁	K-343Ⅱ-044	皿山6	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
56	白壁	D-343Ⅰ-001	皿山川	土石流	1		佐賀県告示第668号	2017.12.08
57	白壁	K-343Ⅰ-001_1	金ノ原-1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
58	白壁	K-343Ⅰ-001_2	金ノ原-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
59	白壁	K-343Ⅱ-001	白石1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
60	白壁	K-343Ⅱ-002_1	白石2-1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
61	白壁	K-343Ⅱ-002_2	白石2-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
62	白壁	K-343Ⅱ-003	白石3	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
63	白壁	K-343Ⅱ-004_1	白石4-1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
64	白壁	K-343Ⅱ-004_2	白石4-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
65	白壁	K-343Ⅱ-004_3	白石4-3	急傾斜地の崩壊	2		佐賀県告示第79号	2018.03.02

番号	字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域のみ 2 1	土砂災害特別警戒区域のみ 2 1	公示番号	公示日
66	白壁	K-343Ⅱ-004_4	白石4-4	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
67	白壁	K-343Ⅱ-005_1	白石6-1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
68	白壁	K-343Ⅱ-005_2	白石6-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
69	白壁	K-343Ⅱ-006	白石5	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第78号	2018.03.02
70	白壁	K-343Ⅱ-024	千栗1	急傾斜地の崩壊	2		佐賀県告示第247号	2018.06.22
71	白壁	K-343Ⅱ-025	千栗2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第246号	2018.06.22
72	白壁	K-343Ⅱ-026_1	千栗3-1	急傾斜地の崩壊	2		佐賀県告示第247号	2018.06.22
73	白壁	K-343Ⅱ-026_2	千栗3-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第246号	2018.06.22
74	白壁	K-343Ⅱ-026_3	千栗3-3	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第246号	2018.06.22
75	白壁	K-343Ⅱ-027_1	石貝13-1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第246号	2018.06.22
76	白壁	K-343Ⅱ-027_2	石貝13-2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第246号	2018.06.22
77	白壁	K-343Ⅱ-028	石貝14	急傾斜地の崩壊	2		佐賀県告示第247号	2018.06.22
78	白壁	K-343Ⅰ-003_1	石貝1-1	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第383号	2018.09.21
79	白壁	K-343Ⅰ-003_2	石貝1-2	急傾斜地の崩壊	2		佐賀県告示第384号	2018.09.21
80	白壁	K-343Ⅰ-003_3	石貝1-3	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第383号	2018.09.21
81	白壁	K-343Ⅰ-004	石貝2	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第383号	2018.09.21
82	白壁	K-343Ⅱ-015	石貝4	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第383号	2018.09.21
83	白壁	K-343Ⅱ-016	石貝5	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第383号	2018.09.21
84	白壁	K-343Ⅱ-017	石貝6	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第383号	2018.09.21
85	白壁	K-343Ⅱ-020	石貝9	急傾斜地の崩壊	2		佐賀県告示第384号	2018.09.21
86	白壁	K-343Ⅱ-022	石貝11	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第383号	2018.09.21
87	白壁	K-343Ⅱ-029	千栗4	急傾斜地の崩壊	1		佐賀県告示第381号	2018.09.21
88	白壁	K-343Ⅱ-030	石貝16	急傾斜地の崩壊	2		佐賀県告示第382号	2018.09.21

番号	字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域のみ 土砂災害特別警戒区域 2 1	公示番号	公示日
89	白壁	K-343Ⅱ-031_1	石貝15-1	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示 第381号	2018.09.21
90	白壁	K-343Ⅱ-031_2	石貝15-2	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示 第381号	2018.09.21
91	白壁	K-343Ⅱ-032	白壁1	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示 第381号	2018.09.21
92	白壁	K-343Ⅱ-033	白壁2	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示 第381号	2018.09.21
93	白壁	K-343Ⅱ-034	白壁3	急傾斜地の崩壊	1	佐賀県告示 第381号	2018.09.21

○土砂災害警戒区域等（土石流）一覽

番号	河川名	溪流名	位置	溪流概要		人家
			字	流域面積 (km ²)	氾濫区域面積 (m ²)	
1	寒水川	綾部川 1	綾部	0.14	22,800	7
2	〃	山田川 1	山田	0.07	12,300	11
3	〃	山田川 2	山田	0.03	18,200	15
4	〃	山田川 3	山田	0.10	48,600	0
5	〃	寒水川	山田	1.69	56,500	0
6	〃	山田川 4	山田	0.07	52,500	0
7	〃	山田川 5	山田	0.37	48,300	36
8	〃	山田川 6	山田	0.06	22,300	10
9	〃	山田川 7	山田	0.06	25,300	16
10	〃	山田川 8	山田	0.61	104,600	7
11	〃	赤岸川	鳥ノ巣	0.10	26,000	5
12	通瀬川	皿山川	皿山	0.04	44,500	25

○重要水防箇所一覧

番号	河川名	地先名	左右岸別	位 置	延長(m)	予想される事態	水防工法	ランク
1	広 川	坂口	右	0K675～ 1K100	425	断面不足	積土俵	B
2	広 川	坂口	右	1K100～ 2K200	650	断面不足	積土俵	B
3	広 川	坂口	右	2K200～ 2K375	145	堤防高不足、断面不足	積土俵	B
4	筑後川	坂口	右	16K620～16K700	70	堤防高不足、断面不足	積土俵	B
5	筑後川	坂口	右	16K700～17K050	288	堤防高不足	積土俵	B
6	筑後川	坂口	右	17K050～17K075	20	堤防高不足、断面不足	積土俵	B
7	筑後川	坂口	右	17K075～17K300	188	断面不足	積土俵	B
8	筑後川	天建寺	右	18K375～18K500	133	断面不足	積土俵	B
9	筑後川	江口	右	21K300～21K400	120	堤防高不足	積土俵	B
10	筑後川	豆津	右	24K500～24K650	187	断面不足	積土俵	B

○重要水防区間及びその危険と予想される区間

番号	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	区 間	予想される 事 態	水防工法	ランク
1	筑後川	切通川	左	100	上別当堰 ^{じょうべつとうげき} ～北茂安三田川線	破堤	積土俵	A
2	〃	〃	左	850	北茂安三田川線から上流850m	〃	〃	B
3	〃	〃	右	100	舞郷橋上流80m～上別当堰 ^{じょうべつとうげき}	〃	〃	A
4	〃	〃	右	1,280	北茂安三田川線から上流1280m	〃	〃	B
5	〃	寒水川	左	150	土井手堰上流～北茂安三田川線	〃	〃	A
6	〃	〃	左	1,400	北茂安三田川線～石井橋	〃	〃	B
7	〃	〃	右	150	土井手堰上流～北茂安三田川線	〃	〃	A
8	〃	〃	右	1,500	北茂安三田川線～国道34号	〃	〃	B
9	〃	通瀬川	左	200	北茂安三田川線から上流200m	越水	〃	B
10	〃	〃	右	200	通瀬橋から下流200m	破堤	〃	B

〔輸送・通信〕

○臨時ヘリポート一覧

臨時ヘリポート	所在地	電話番号
中原小学校	みやき町大字原古賀1364-2	0942-94-2044
中原中学校	みやき町大字簗原1475	0942-94-2038
三養基高校	みやき町大字原古賀300	0942-94-2345
中原公園	みやき町大字原古賀5905-1	—
北茂安小学校	みやき町大字東尾420	0942-89-2123
北茂安中学校	みやき町大字東尾4435	0942-89-2008
北茂安運動場	みやき町大字江口5128-2	0942-89-3037
三根運動場	みやき町大字市武1286-6	0942-96-3140
三根東小学校	みやき町天建寺2400	0942-96-3106
三根西小学校	みやき町寄人1385	0942-96-3040

○県指定緊急輸送道路一覧

種別	路線名	区間	
第一次緊急輸送道路	高速道路	長崎自動車道	吉野ヶ里町境～鳥栖市境
	直轄国道	国道34号	上峰町境～鳥栖市境
	県管理国県道	国道264号	神埼市境～久留米市境
第二次緊急輸送道路	県管理国県道	県道22号	国道264号交点～県道280号交点
		県道280号	県道22号交点～国道34号交点
		県道133号	国道264号～上峰町境

○貨物自動車運送事業者一覧

みやき町に事業所を持つ佐賀県トラック協会登録事業者とする。

○町内で使用可能な非常通信

無線局名	機 関 名	所 在 地
県防災行政無線	みやき町庁舎	みやき町大字東尾737—5
町防災行政無線	みやき町庁舎	みやき町大字東尾737—5
J R九州無線	九州旅客鉄道(株)中原駅	みやき町大字原古賀1016—2
水利無線	東部水道企業団三養基営業所	みやき町大字東尾3139—1
消防用無線	鳥栖・三養基地区消防事務組合西消防署	みやき町大字中津隈2465—4

[消防・水防]

○消防水利の状況

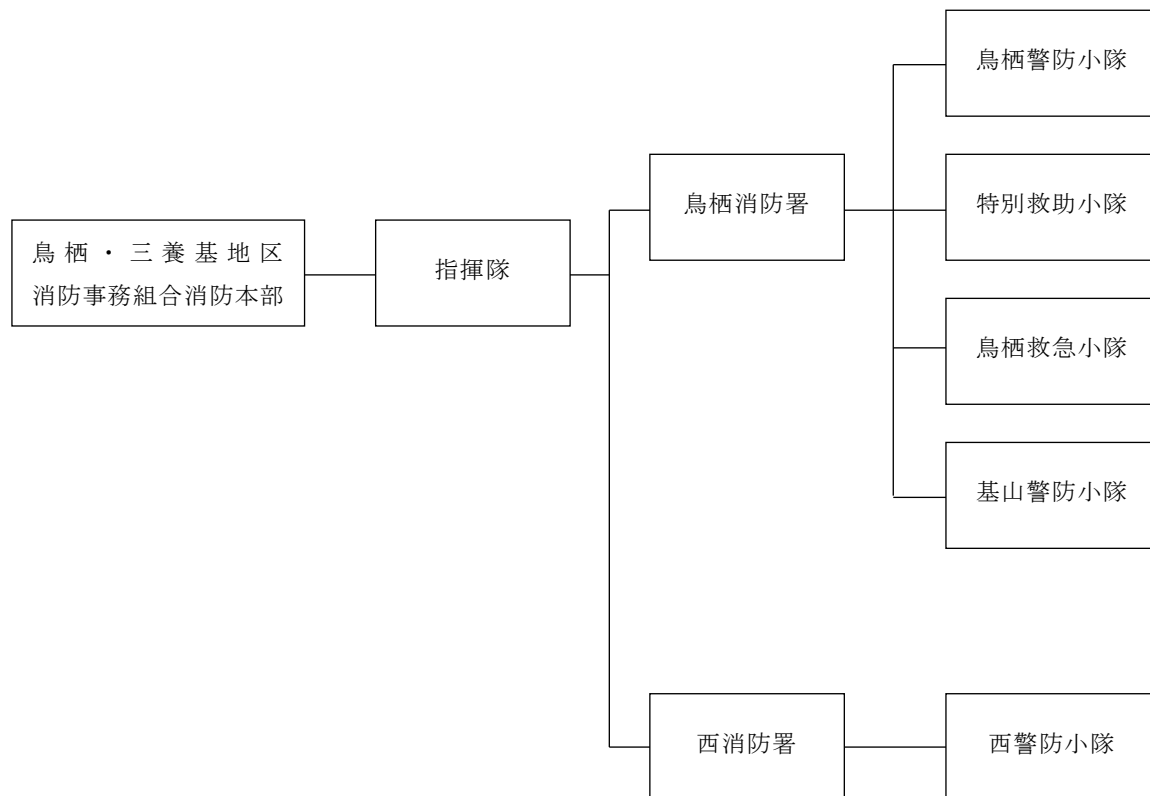
	消火栓	防火水槽	プール	計
中原校区	100	55	2	157
北茂安校区	161	59	3	223
三根校区	137	83	2	222
計	398	197	7	602

令和6年1月末現在

○消防団の編成及び現勢

組 織 区 分		消 防 機 械	
		ポンプ車等	小型動力積載車
消 防 団・本 団			
中原分団	本 部	1	
	第 1 部		1
	第 2 部		1
	第 3 部		1
	第 4 部		1
	第 5 部		1
	第 6 部		1
北茂安分団	本 部	1	
	第 1 部		1
	第 2 部		1
	第 3 部		1
	第 4 部		1
	第 5 部		1
	第 6 部		1
三根分団	本 部	1	
	第 1 分団		1
	第 2 分団		1
	第 3 分団		1
	第 4 分団		1
	第 5 分団		1
	第 6 分団		1
女 性 部			
合 計(条例定員数552人)		3	18

○鳥栖・三養基地区消防事務組合・消防署組織図



○水位観測所一覧

河川名	位置	水防冠待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	警戒水位から 天端までの 余裕高	観測者	電話
寒水川	箕原 (中川原橋)	1.00m	1.30m	—	—	1.50m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176
	中津隈東 (中津隈8号 橋)	1.50m	1.70m	1.90m	2.40m	3.80m	テレ メータ	—
	江口 (田島橋)	1.30m	1.80m	—	—	1.70m	みやき町 建設課	(0942) 96-5531
通瀬川	東尾 (小原橋)	1.00m	1.10m	1.20m	1.60m	1.10m	テレ メータ	—
切通川	江迎 (九丁分橋)	2.80m	3.10m	—	—	1.50m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176

○水こう門設置箇所一覧

河川名	名称	位置	形状寸法	所有者	管理受託者	操作法	全開にする 要する時間	管理状況
古川	古川水門	みやき町江口	巾高 4.00×3.60 2門	国土交通省 筑後川河川事務所	久留米市	電動	10分	良
江口川	江口樋管	みやき町江口	巾高 3.25×3.25 1門	佐賀県	みやき町	手動	20分	良
安武川	天建寺 排水樋管	みやき町天建寺	巾高 2.62×2.55 2連	国土交通省 筑後川河川事務所	みやき町	ディーゼルエンジン	8分	良
開平江	下田水門	みやき町坂口	巾高 4.30×4.00 4門	国土交通省 筑後川河川事務所	みやき町	ディーゼルエンジン	10分	良
寒水川	寒水川 水門	みやき町江口	巾高 15.70×10.94 2門	国土交通省 筑後川河川事務所	みやき町	電動	33分	良
寒水川	寒水川 放水	みやき町江口 川路岐門	巾高 2.00×2.00 1門	佐賀県	東部土木事務所	電動	7分	良
通瀬川	通瀬川 水門	みやき町江口	巾高 12.50×4.47 2連	佐賀県	みやき町	電動	15分	良
切通川	江見水門	みやき町東津	巾高 8.40×5.50 中央1連 8.40×4.50 両側2連	国土交通省筑後川 河川事務所	みやき町	電動	20分	良
切通川	江見手水門	神崎市迎島	巾高2 15.00×9.83 2門	国土交通省筑後川 河川事務所	神崎市	電動	5分	良

○排水ポンプ設置箇所一覧

名称	排水先河川名	内水河川名	位置	所有者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力	管理受託者
江見	筑後川	切通水路	みやき町東津	国土交通省 筑後川河川事務所	立軸軸流1,350m/mディーゼル 2台 320PS	25,200m ³ /h	みやき町
寒水川	筑後川	開平江	みやき町坂口	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,500m/mディーゼル 4台 270PS	61,920m ³ /h	みやき町
江口	筑後川	江口川	みやき町西島	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,500m/mディーゼル 3台 260PS	43,200m ³ /h	みやき町
古川	筑後川	古川	みやき町豆津	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,200m/mディーゼル 3台 240kw	34,560m ³ /h	みやき町
通瀬川場 通機	筑後川	通瀬川	みやき町東尾	国土交通省 佐賀河川総合開発工事事務所	立軸斜流1床式φ1,000m/m 670PS×2台 立軸2軸式	18,000m ³ /h	—
切通川場 通機	筑後川	切通川	みやき町中津隈	国土交通省 佐賀河川総合開発工事事務所	立軸斜流1,500m/mガスタービン 2台 1.395kw	36,000m ³ /h	—
通瀬川	筑後川	通瀬川	みやき町江口	佐賀県	立軸軸流1,650m/mディーゼル 3台 500PS	64,800m ³ /h	みやき町
江見（上流）	筑後川	井柳川	久留米市下田	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,500m/mガスタービン 3台 240PS	43,200m ³ /h	神埼市
江見（下流）	筑後川	井柳川	神埼市千代田町	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,500m/mガスタービン 3台 240PS	43,200m ³ /h	神埼市
坂口	広川	内水路	みやき町坂口	みやき町	縦軸軸流4MPa (4kgf/cm ²) 電気モーター 2台	1,440m ³ /h	—

○町備蓄水防資機材一覧

所在地	倉庫	杭木、丸太	土のう	シート類	ロープ	トラロープ	掛矢	スコップ	鋸	鎌	鉋	ペンチ類	懐中電機	発電機	投光機	ハロゲンライト	専用併用の別	
みやき町東尾	北茂安防災倉庫	○ (2m)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	専
みやき町原古賀	中原防災倉庫	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	専
みやき町市武	三根水防倉庫	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	専

○水防警戒を要するため池一覧

番号	ため池名	管理者名	要水防延長(m)	満水面積(ha)	貯水量(千㎡)	堤高(m)	満水面上の余裕高(m)	対策水防工法	要避難民家数(戸)	危険状況等
1	内香田(上)	耕地整理水利組合	65	0.6	12.0	10.0	3.5	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
2	内香田(下)	箕原水利組合	60	0.9	27.0	11.1	1.2	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
3	外香田	耕地整理水利組合	166	1.5	45.4	7.4	0.9	土俵積	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
4	村内	香田区	48	0.3	3.9	3.7	1.2	土俵積	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
5	目明谷	山田、箕原水利組合	56	0.4	10.0	7.2	0.8	土俵積	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
6	吉原	耕地整理水利組合	65	0.9	12.5	6.9	0.9	土俵積	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
7	新堤	原古賀生産組合	154	3.0	150.0	15.6	4.2	土俵積	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)

番号	ため池名	管理者名	要水防延長(m)	満水面積(ha)	貯水量(千m ³)	堤高(m)	満水面上の余裕高(m)	対策水防工法	要避難民家数(戸)	危険状況等
8	権現堤	上地区	76	0.6	10.8	5.7	1.1	土俵積	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
9	高柳東	高柳区	138	0.6	11.4	5.0	1.2	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
10	高柳西	高柳区	133	0.4	5.8	4.5	1.6	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
11	藤倉第二	上地区	55	0.6	9.0	3.4	0.9	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
12	上地	上地区	113	0.5	4.5	3.0	1.10	土俵積	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
13	原古賀	原古賀区	302	0.4	4.0	2.6	0.8	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
14	栗崎	姫方区	78	0.5	12.0	6.1	2.0	土俵積	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
15	畑山	姫方区	40	0.3	3.3	3.4	1.2	土俵積	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
16	迎田	中原区	56	0.04	2.8	2.8	1.2	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
17	東寒水	東寒水区	152	0.4	6.1	4.0	1.7	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
18	新堤	中津隈区	75	1.0	18.0	5.0	1.0	土俵積	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
19	御茶屋	白壁区	250	2.5	60.0	9.0	3.5	土俵積	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
20	石貝第一	石貝区	95	1.0	21.0	5.7	1.4	土俵積	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)

番号	ため池名	管理者名	要水防延長(m)	満水面積(ha)	貯水量(千 m^3)	堤高(m)	満水面上の余裕高(m)	対策水防工法	要避難民家数(戸)	危険状況等
21	石貝第二	石貝区	90	1.6	38.4	6.7	1.7	土俵積	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
22	北尾第一	白壁区	55	0.4	7.6	4.2	0.45	土俵積	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
23	北尾第二	白壁区	30	0.3	3.9	3.5	0.8	土俵積	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
24	白壁	白壁区	50	0.3	4.2	5.5	2.4	土俵積	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
25	新無第一	東尾区	50	0.5	5.0	2.4	0	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
26	新無第二	東尾区	35	0.2	2.8	4.0	1.0	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
27	金原	東尾2生産組合	50	0.4	8.8	6.7	2.3	土俵積	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)
28	山の神	高柳区	41.5	0.1	1.3	11.5	1.2	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点ため池)

〔文化財〕

○みやき町重要文化財一覧

指定の別	指定種別	名称	員数又は規模	所在地	所有者	指定年月日
国指定	考古資料	銅矛 (検見谷遺跡出土)	12本	佐賀市城内1-15-23佐賀県立博物館	国(文化庁)	昭和61年3月28日
県指定	史跡	姫方遺跡	1箇所	みやき町大字箕原1237-2~4	佐賀県	昭和49年2月25日
	史跡	姫方前方後円墳	1基	みやき町大字箕原1475-1	みやき町	平成元年3月27日
	史跡	高柳大塚古墳	1基	みやき町大字原古賀3405-イ外6筆	みやき町	平成4年8月21日
	考古資料	銅戈	1本	佐賀市城内1-15-23佐賀県立博物館	みやき町	昭和53年3月20日
	考古資料	東尾出土銅戈	1本	佐賀市城内1-15-23佐賀県立博物館	みやき町	昭和57年3月19日
	考古資料	六の幡遺跡出土 連孤文昭明鏡	1面	佐賀市城内1-15-23佐賀県立博物館	みやき町	平成4年5月27日
	考古資料	六の幡遺跡出土 29号甕棺	1基	みやき町大字東尾737-5	みやき町	平成4年5月27日
	美術工芸品	千栗八幡宮縁起絵	2幅	佐賀市城内1-15-23佐賀県立博物館	千栗八幡宮	平成5年3月31日
	史跡	千栗土居	1箇所	みやき町大字白壁地内	国(国土交通省) みやき町管理	平成12年4月28日
	美術工芸品	光浄寺文書	4巻	みやき町大字西島2153光浄寺	光浄寺	平成10年5月11日
町指定	芸能	行列浮立	1団体	みやき町大字原古賀2338	中原浮立保存会	昭和60年2月26日
	芸能	旗上神事	1社	みやき町大字原古賀2338	綾部八幡神社	昭和60年2月26日
	建造物	千栗八幡宮 一の石鳥居	1基	みやき町大字白壁2415-1千栗八幡宮	千栗八幡宮	昭和54年7月12日
	史跡	東尾大塚古墳	1基	みやき町大字東尾3118-56	みやき町	昭和54年7月12日
	史跡	中津隈宝満神社境内 前方後円墳	1基	みやき町大字中津隈3792-1	中津隈宝満神社	昭和54年7月12日
	美術工芸品	白石神社 磁製灯ろう	1対	みやき町大字白壁3956白石神社	白石神社	昭和55年9月19日
	美術工芸品	長谷山観世音菩薩	1軀	みやき町大字東尾2178	西尾区	平成13年4月24日

指定の別	指定種別	名称	員数又は規模	所在地	所有者	指定年月日
	美術工芸品	応永銘地藏尊	1基	みやき町大字中津隈4049-1	中津隈西区	平成13年4月24日
	美術工芸品	明德銘地藏尊	1基	みやき町大字白壁2361	千栗区	平成13年4月24日
	建造物	石造肥前鳥居	1基	みやき町大字西島1198	西乃宮八幡宮	平成5年3月8日
	歴史資料	銅鐘	1口	みやき町大字市武1576	光円寺	平成5年3月8日
	考古資料	土井外A遺跡出土 青銅製和鏡	1口	みやき町大字市武1242	みやき町	平成6年1月6日
	考古資料	本分遺跡出土 鐸形土製品2個	2口	みやき町大字市武1242	みやき町	平成7年3月13日
	芸能	宇佐八幡神社の 的射祭り	1箇所	大字東津松枝区内宇佐八幡神社	松枝区	平成9年1月30日
	建造物	江見八幡神社 肥前鳥居	1基	みやき町大字市武1426-1江見八幡神社	江見八幡神社	平成24年1月20日
	美術工芸品	千栗八幡宮 肥前狛犬	1対	みやき町大字白壁2415-1千栗八幡宮	千栗八幡宮	平成24年1月20日

〔災 害 履 歴〕

○本町周辺における過去の風水害の状況

1 大雨による災害

【1948（昭和23）年9月11～12日の大雨】

9日、東シナ海南部に発生した低気圧が北東に進み、11日夜から12日明け方にかけて、朝鮮半島の南岸を通過し、これに伴う前線が九州北部を南下した。このため、11日夕方から12日明け方にかけて、大雨になり、総降水量は200～300mmに達した。

災害は主に東松浦郡、西松浦郡に集中し、堤防決壊による家屋の流出、埋没等により、死者行方不明者88人、負傷者80人の大きな災害となった。

【1953年（昭和28）年6月25～26日の大雨】

25日21時、九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に低気圧が発生した。この低気圧は、26日9時には四国西部に進み、次の低気圧が平戸の北岸へ進んできた。25日朝方から降り始めた雨は、夕方から強くなり、県中部の東多久では夜半にかけて、1時間降水量が40mmを超える強い雨となった。積算雨量が200mmに達した夜半頃から、県内の主要河川が次々に決壊し、各地で地すべりや土石流が発生した。26日8時には、1時間降水量が100mmを超える激しい雨となり、被害はさらに増大した。

被害地域は県内全域に広がり、筑後川流域の平野部では10日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流出、埋没、橋の流出など年間県民所得の6割に相当する巨額の被害となり、死者行方不明者は62人にのぼった。

【1955（昭和30）年4月14～17日の大雨】

黄海にあった発達中の低気圧は、動きが遅く朝鮮半島南岸で閉塞し、この低気圧に伴う前線が、九州北部をゆっくり南下した。14日夜半から本降りとなった雨は、15日の昼過ぎには、雷鳴を交えて16日早朝まで激しい勢いで降り続き、各地で300mmを超える、季節はずれの大雨となった。雨は16日の午前中一時止んだが、昼前から再び降り始めた。午後は雷鳴を伴った激しい雨となり、17日朝まで降り続いた。

このため、県内の主要河川は、いずれも危険水位を突破し、どろ水は平坦部一帯に氾濫、またたく間に、一面のどろ海と化し、堤防の決壊、道路橋梁の流出など数知れず、鉄道も各所で寸断され、浸水家屋8,000戸、農産物の被害だけでも7億円を超え、その他の被害は15億5,000万円に達するという、去る昭和28年以来の大きな災害となった。

【1980（昭和55）年8月28～31日の大雨（牛津大水害）】

九州北部地方に前線が停滞し、28～29日は東シナ海から華南に上陸した台風第12号の間接的な影響により、さらには30日夜から31日の朝にかけては台風第12号から変わった低気圧が九州北岸を通過したため、県内各地の総雨量は450～550mmに達した。

通称「牛津大水害」と呼ばれ、特に牛津町を中心に、鹿島市、白石町等で堤防が決壊、がけ崩れ、地すべり等大きな災害が発生して死者4人、負傷者8人がでた。

【1990（平成2）年6月28日～7月3日の大雨】

朝鮮半島に停滞していた梅雨前線が、6月28日に九州北岸まで南下し、このあと7月3日まで九州付近に停滞した。特に、7月2日は、低気圧が前線上を東進して対馬海峡付近に達し、梅雨前線の活動が非常に活発となって、九州北部地方全域で大雨が降った。県内では、2日の3時頃から記録的な大雨になった。2日、佐賀の日降水量は285.5mm、最大1時間降

水量は72mmであった。

30日2時頃より、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、2日早朝には警戒水位を上回り、いたる所で越水し破堤した。特に、晴気川の門前橋上流の左岸では、2日4時35分警戒水位を越えた。7時には堤防高4mを超える水位となり、越水して堤内側を浸食し始め、9時50分破堤した。牛津川下流域の牛津町では、他の河川の越水等も重なり、町全体の8割が浸水した。県内のいたる所で、堤防の破堤、決壊が発生し、越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。また、県南部及び中央部を中心として、山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、大きな災害となった。

【平成24年7月九州北部豪雨（2012年7月11日～14日）】

平成24年7月11日から14日にかけて、佐賀県、福岡県、熊本県、大分県で大雨となった。この大雨により、河川のはん濫や土石流が発生し、福岡県、熊本県、大分県では、死者30名、行方不明者2名となったほか、佐賀県を含めた4県で、住家被害13,263棟（損壊769棟、浸水12,494棟）となった（消防庁調べ：7月27日12時00分現在）。その他、道路損壊、農業被害、停電被害、交通障害等も発生した。

【平成29年7月5日～10日の九州北部豪雨】

鳥栖地区では、5日昼過ぎから局地的に激しい雨となり、15時49分鳥栖市付近で120mm以上の大雨が解析され記録的短時間大雨情報が発表された。この大雨で鳥栖市と基山町に土砂災害警戒情報が発表された。

5日夜遅くからは県内各地で局地的に激しい雨が観測され、白石では6日8時30分までに観測史上2位となる6時間降水量205.5mmが観測された。この大雨で県内16市町に土砂災害警戒情報が、筑後川下流部・牛津川・松浦川に指定河川洪水予報が発表された。

雨は日中小康状態で経過したが、夜になって再び局地的に激しい雨が観測された。この大雨で有田町・武雄市・白石町・嬉野市に土砂災害警戒情報が、六角川に指定河川洪水予報が発表された。6日の日降水量は、白石で310.5mm（観測史上2位）、川副で250.5mm（観測史上1位）が観測された。9日は明け方から朝にかけて県南部で局地的に激しい雨が観測された。この大雨で有田町・武雄市に土砂災害警戒情報が発表された。

【平成30年6月26日～30日の大雨】

佐賀県では、朝鮮半島南部付近に停滞する梅雨前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、29日は大気の状態が非常に不安定となり、鳥栖で1時間に73.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、県内各地で大雨となった。

【平成30年7月5日～8日の大雨】

佐賀県では、5日から8日は九州北部に停滞する梅雨前線の活動が活発となり、佐賀県で初めて特別警報を発表する記録的な大雨となった。6日は、嬉野で1時間に84.5mm（観測史上1位）の猛烈な雨を観測し、伊万里で日降水量329.0mm（7月の1位）を観測した。

【令和元年佐賀豪雨（令和元年8月27日～30日）】

8月26日朝に九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となった。このため、佐賀県では記録的な大雨となった。

27日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、唐津市巖木町付近では、18時00分の解析雨量で1時間に約110mmの猛烈な雨を解析し、記録的短時間大雨情報を発表した。さらに28日未明から朝にかけて局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、多久市付近では4時00分の解析雨量で1時間に約110mmの猛烈な雨を解析したほか、明け方にかけて南部（神埼市、吉野ヶ里町、佐賀市、小城市、武雄市、大町町、江北

町、白石町付近)では1時間に約110mmから120mm以上の猛烈な雨を解析し、記録的短時間大雨情報を発表した。また、28日5時50分に大雨特別警報を北部、南部(その後、基山町及び太良町を追加)に発表した。この大雨特別警報は28日14時55分にすべて解除となった。

この一連の大雨で1時間降水量では佐賀(佐賀市)の110.0mmを含む2地点、3時間降水量では白石(杵島郡白石町)の245.0mmを含む2地点、6時間降水量では白石の279.0mmを含む2地点、12時間降水量では佐賀の294.5mm、24時間降水量では佐賀の390.0mmを含む2地点、48時間降水量では佐賀の430.5mmを含む2地点、72時間降水量では佐賀で461.0mmとなり観測史上1位の値となった。

【令和2年6月25日～27日の大雨】

佐賀県では、6月25日の明け方から朝にかけて、局地的に非常に激しい雨が降り、伊万里地区、武雄地区、唐津地区、佐賀多久地区では1時間に約50mm以上の非常に激しい雨を解析した。

その後は小康状態と断続的な雨を繰り返したが、27日の明け方から朝にかけて再び猛烈な雨や非常に激しい雨となり、伊万里地区、唐津地区、武雄地区、鳥栖地区では1時間に約80mm以上の猛烈な雨を解析した。

25日は伊万里で日降水量192.0mmを観測した。27日は日降水量が150mmを超えるところ(伊万里、鳥栖、佐賀)があり、伊万里の3時間降水量176.5mmは、6月の観測で1位の値となった。

【令和2年7月6日～14日の大雨】

佐賀県では、7月6日の昼前から夕方にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、鹿島市付近と嬉野市付近では、6日15時30分までの1時間に約110mmの猛烈な雨を解析し、記録的短時間大雨情報を発表した。また、6日16時30分に大雨特別警報を南部6市町(佐賀市、武雄市、白石町、鹿島市、嬉野市、太良町)に発表した。この大雨特別警報は7日11時40分までにはすべて大雨警報に切り替えた。

この一連の大雨により、鳥栖(鳥栖市)では、48時間降水量455.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。さらに、川副(佐賀市)では、12時間降水量242.5mm、24時間降水量315.5mm、48時間降水量429.5mmを観測し、いずれも観測史上1位の記録を更新した。川副の48時間降水量は、7月の月降水量平年値(333.3mm)を超えた。

9日昼過ぎに鹿島地区を中心とした県南部および伊万里市付近で1時間に50mm以上の非常に激しい雨となり、9日夕方にかけて県内の広い範囲で1時間に30mm以上の激しい雨となった。9日夜には雨は小康状態となったが、10日昼過ぎには再び鹿島地区を中心に非常に激しい雨となり、嬉野市付近では10日13時までの1時間解析雨量で約90mmの猛烈な雨を解析した。その後も11日未明にかけて県南部を中心に断続的に非常に激しい雨や激しい雨が続いた。

7月9日から12日の総降水量は、嬉野、川副、鳥栖、大町、佐賀、白石の観測所で200mm以上を観測し、嬉野では330.5mmを観測した。7月6日からの大雨と合わせた12日までの1週間の総降水量は、嬉野、鳥栖、川副で700mm以上を観測し、川副の706.0mmは7月の月降水量の平年値(333.3mm)の2倍を超えた。

【令和3年8月11日～19日の大雨】

8月11日から19日にかけて、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった影響で、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、総降水量が多いところで1200mmを超える記録的な大雨となった。

8月12日は、九州北部地方で線状降水帯が発生し、24時間降水量が多いところで400mmを

超える大雨となった。

8月13日は、中国地方で線状降水帯が発生し、複数の地点で24時間降水量が8月の値の1位を更新するなど、記録的な大雨となった。この大雨に対して、気象庁は広島県広島市を対象とした大雨特別警報を発表した。

8月14日は、西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、佐賀県嬉野市で24時間降水量555.5mmを観測し、観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。

この大雨に対して、気象庁は佐賀県、長崎県、福岡県、広島県を対象とした大雨特別警報を発表した。その後、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で雨となり、日降水量が多いところで200mmを超える大雨となった。

本町においても、山田地区において土砂崩れが発生する等、甚大な被害をもたらした。

2 台風による災害

【昭和20年枕崎台風（1945年9月16～17日）】

台風は、鹿児島県に上陸した後、九州を斜断して中国地方を北東進し、日本海に進んだ。

16日から17日にかけて、脊振山系を中心に大雨が降り、総降水量が最も多かったのは三瀬の682mmであった。

佐賀、神埼、三養基、小城の各郡では、河川の氾濫、堤防の決壊により、多数の浸水、流出等死者行方不明者101人に及ぶ大災害が発生した。

【昭和24年ジュディス台風（1949年8月15～18日）】

台風は、九州南端に上陸して北西進し、対馬海峡からは東よりに進んだ。

この台風は、平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、総降水量は古湯地区で700mmを超え、死者行方不明者95人は、主に佐賀郡、小城郡で発生した。

【昭和60年台風第13号（1985年8月31日）】

台風は、九州の南海上から北上し、中型で強い勢力で、31日4時頃、枕崎市付近に上陸した。上陸後、中型でなみの勢力となったが、鹿児島県西部、島原半島を経て、有明海を北上し、9時頃鹿島市付近、10時頃唐津市付近を通過した。

台風通過時に、有明海の満潮時が重なった高潮と、東ないし南よりの暴風による高波のため、有明海沿岸では浸水被害が発生した。また、有明海に出漁中の漁船の遭難が相次ぎ、熊本県を中心に多くの死者がでた。

【平成3年台風第17号（1991年9月13～14日）】

台風は、14日5時半頃、中型で強い勢力を保ち、長崎市付近に上座した。6時から7時にかけて、佐賀県南部を北東進し、その後、福岡県、山口県へ進んだ。佐賀では、観測開始以来第1位の最大瞬間風速南東の風54.3m/sを記録した。

暴風による住家の全壊、大雨による土石流等が発生し、2人が死亡した。この他、電柱倒壊による長時間の停電、塩害による大きな農業被害等が発生した。

高潮も発生したが、干潮時と重なったため被害は免れた。被害総額28,136,837千円。

【平成3年台風第19号（1991年9月27日）】

台風は、27日16時過ぎ、大型で強い勢力を保ち、佐世保市の南に上陸した。17時頃、佐賀県を北東進し、その後、福岡市付近を通過して日本海へ進んだ。佐賀では、最大風速南東の風29.1m/s、最大瞬間風速南南東の風52.6m/sを記録した。

暴風により、58人が負傷したほか、住家の全壊、電柱の倒壊、停電、倒木、農業など大きな被害が発生した。また、交通機関に大きな影響があった。被害総額23,292,796千円。

【平成18年台風第13号及び秋雨前線豪雨（2006年9月16日～18日）】

フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。

佐賀県では17日午後2時頃から午後5時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後6時50分に南南東の風50.3m/sの最大瞬間風速（観測史上3位）を観測した。

記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17日午後8時には124,100世帯に達した。一部の地域では停電期間が3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、住民生活に大きな影響があった。

また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50mmを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99mm、唐津市枝去木では1時間に89mmという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。

さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲に渡って水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。

3 大雪による災害

【1963(昭38)年1月～2月の大雪】

1月～2月上旬にかけて大陸より東進する低気圧が連続的に日本海に入り、又は日本海に発生し、これらの低気圧に吹き込む強い北西の季節風は、大陸から次々に新しい寒気を南下させ、九州地方はもとより、北海道を除いて全国的に記録的な低温と大雪が続いた。

この気圧配置は1か月以上も続き、積雪と低温による凍結のため通学、通勤、物資の輸送に困難を極めるなど、各種産業交通運輸に甚大な被害を与えた。

また、農林水産業の推定被害額が23億円にもものぼるとともに、県内商業の売上高が平年比34億円減と見込まれるなど中小企業の経営にも大きな支障が生じた。

【1968(昭43)年2月14日～15日の大雪】

九州南岸低気圧によって、佐賀県では70年ぶりといわれる大雪になった。台湾近海に発生した低気圧は北東に進み、15日午前9時には中心気圧が台風並の982hpaに発達して九州南岸に達し、本州南岸沿いに進んだ。

佐賀県では、低気圧が奄美大島の西海上に達した14日の午後10時から雨が雪に変わり、その後14時間にわたって雪が降り続き、積雪は平野部で5～20cm、山沿い地方では30cmを超えた。特に脊振、天山、多良の各山間部では1mを超える大雪に見舞われた。

このため、農産部門では、県内茶園の90%、ハウス関係の野菜は全面積の73%、みかん栽培の17%が被害を受け、その他電話線の不通、バスの運休等、被害額は59億円以上にのぼった。

【2016(平28)1月24日～25日の大雪】

24日から25日にかけて県内各地で大雪となり、佐賀（佐賀市駅前中央）で7cmの積雪を観測し、川副（佐賀空港）で11cm、伊万里でも10cmの積雪を観測した。

25日も冬型の気圧配置と気温の低い状態が続き、日最低気温が観測開始以来最低となったところがあった。白石では午前1時48分に1977年の観測開始以来最低となる氷点下9.6度を、川副では午前1時28分に2003年の観測開始以来最低となる氷点下9.5度を観測した。また、佐賀でも氷点下6.6度（観測史上2位）を観測した。大雪や低温の影響で高速道路や山間部の路線などが通行止めになったほか、鉄道・船舶・空の便の運休・遅延などの交通障害や車のスリップ事故が発生した。

低温の影響で県内各地において水道管損傷などにより、約18,000世帯が断水し、唐津市と伊万里市へ自衛隊の災害派遣要請を行った。唐津市神集島では強風と雪の影響で電線が切れ、約100世帯が停電した。

4 竜巻による災害

【2004（平16）年6月27日の竜巻災害】

27日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で竜巻が発生した。（竜巻の強さ 佐賀市：F 2、鳥栖市：F 1）被害の範囲は、佐賀市で約8 km、鳥栖市で約1.3 kmにおよび、突風によって、軽症者15名、全壊家屋15棟、半壊家屋25棟、一部損壊家屋377棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大きな被害が発生した。

[様 式]

○火災・災害等即報様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他							
出火場所								
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分					
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)					
出火箇所			出火原因					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由					
	負傷者 重症 人							
	人 中等症							
	人 軽症 人							
建物の概要	構造階層		建築面積 延べ面積					
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計棟		焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数			気象状況					
消防活動状況	消防本部(署)	台	人					
	消防団	台	人					
	その他		人					
救急・救助活動状況								
災害対策本部等の設置状況								
その他参考事項								

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I等 7 その他 ()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消防団	台	人	
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）	
	計 人 不明 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

○災害報告様式

第1号様式

災 害 確 定 報 告

市町村名		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	1 名称				
災 害 名	災害名	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円				2 設置	年 月 日 時 分			
報 告 番 号	月 日 時 確定		畑	冠 水	ha		農林水産業施設	千円				3 廃止	年 月 日 時 分		
報 告 者 名		流失・埋没		ha		公共土木施設	千円						年 月 日 時 分		
区 分		被 害		文教施設	箇所	小 計	千円				災害救助法の適用		有・無		
人的被害	死 者	人	道 路	箇所	そ の 他	農業被害	千円				消防職員出動延人数		人		
	行方不明者	人	橋りょう	箇所		被 害 総 額	畜産被害	千円				消防団員出動延人員		人	
	負傷者	重傷	人	河 川			箇所	そ の 他	水産被害	千円					
		軽傷	人	港 湾			箇所		備 考	商工被害	千円				
住 家 被 害	全 壊	棟	の	砂 防	箇所		被 害 総 額			その他	千円				
		世帯		清掃施設	箇所	災 害 発 生 場 所									
	人	崖くずれ		箇所	災 害 発 生 年 月 日										
	半 壊	棟		鉄道不通				箇所	災 害 の 概 況						
		世帯		被害船舶			隻								
	一 部 破 損	棟		他		水道	戸	消 防 機 関 の 活 動 状 況							
		世帯			電話	回線									
	人	電気			戸	そ の 他 (避 難 の 勧 告 ・ 指 示 の 状 況)									
	床 上 浸 水	棟			ガス		戸								
		世帯			ブロック塀等		箇所								
床 下 浸 水	棟	火災発生	り 災 世 帯 数		世帯										
	世帯		り 災 者 数		人										
非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物		件										
		棟	危 険 物		件										
そ の 他	棟	そ の 他	件												

区分		災害名									計
		発生年月日									
人的被害	死者	人									
	行方不明者	人									
	負傷者 重症	人									
	負傷者 軽傷	人									
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
床下浸水	棟										
	世帯										
	人										
非住居	公共施設	棟									
	その他	棟									
り 災 世 帯 数	世帯										
り 災 者 数	人										
被 害 総 額	千円										
公立文教施設	千円										
農林水産業施設	千円										
公立土木施設	千円										
その他の公共施設	千円										
その他被害	千円										
消防職員出動延人数	人										
消防団員出動延人数	人										
災害対策本部	設置 解散										
災害救助法適用											

第3号様式

災 害 年 報 市町村名

区分		災害名								計	
		発生年月日									
人的被害	死者	人									
	行方不明者	人									
	負傷者	人									
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
	半壊	棟									
		世帯									
	一部破損	棟									
		世帯									
床上浸水	棟										
	世帯										
床下浸水	棟										
	世帯										
非住居	公共建物	棟									
	その他	棟									
田	流失・埋	ha									
	冠水	ha									
畑	流失・埋	ha									
	冠水	ha									
その他	学校	箇所									
	病院	箇所									
	道路	箇所									
	橋りょう	箇所									
	河川	箇所									
	港湾	箇所									
	砂防	箇所									
	清掃施設	箇所									
	崖くずれ	箇所									
	鉄道不通	箇所									
	被害船舶	隻									
	水道	戸									
電話	回線										
電	戸										
ガ	戸										
その他	ブロック塀等	箇所									
り	災世帯数	世帯									
り	災者数	人									
公	立文教施設	千円									
公	共土木施設	千円									
そ	の他公共施設	千円									
小	計	千円									
その他	農産被害	千円									
	林産被害	千円									
	畜産被害	千円									
	水産被害	千円									
	商工被害	千円									
そ	の他	千円									
被	害総額	千円									
災	害対策本部設置										
災	害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
消	防職員出動延人	人									
消	防団員出動延人	人									

○佐賀県災害対策運営要領に基づく災害報告等様式

災 害 対 策 実 施 状 況 調

(1) 市町村における災害対策本部及び連絡室の設置状況報告表

市町村名 ()

本部および連絡室の別	設 置 日 時	廃 止 日 時

(2) 災害応急対策実施状況報告表

市 町 村 名

(消防本部名)

年 月 日報告

月 日	市 町 村 職 員		消 防 職 員		消 防 団 員		一 般 住 民 等		人 員 計
	人 員	応急対策活動内容	人 員	応急対策活動内容	人 員	応急対策活動内容	人 員	応急対策活動内容	
総 計									

(注) 1 人員数は1日毎に実人数で計上すること。

2 活動内容は、具体的に「遭難者捜索」「水防活動」「危険地パトロール」「応急復旧工事」等記入すること。

(3) 災害の発生又は災害のおそれによる住民避難状況報告表

報告月日 年 月 日
市町村名 ()

地区名	避難者			避難日時	避難解除時	避難先	避難の原因	避難区分	備考
	戸数	世帯数	人数						

- 記入要領
- 1) 避難日時は、避難完了日時を記入するとともに、避難の指示または勧告があった場合は、その日時を上段に () 書すること。
 - 2) 避難解除日時は、帰宅日時を記入するとともに、避難解除の指示または勧告があった場合は、その日時を上段に () 書すること。
 - 3) 避難先が公共施設の場合は、地名・施設名を記入する。その他の場合は「親戚宅」、「知人宅」の例による。
 - 4) 避難原因は、避難の直接的原因を具体的に記入する。
 - 5) 避難区分は、住民の「自主判断」、市町村長による避難の「指示」または「勧告」の区分を記入する。
 - 6) 備考欄には、応急対策、復旧工事の状況など具体的な措置事項を記入する。

○自衛隊災害派遣依頼等様式

1 災害派遣要請様式

佐賀県知事 様

みやき町長

第 号
年 月 日

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおりお願いいたします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

年 月 日から 年 月 日（予定）まで

※ 終了日は、災害応急対策が終了予定日を記入

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他（連絡方法、連絡責任者及び部隊の結集地等）

2 災害派遣部隊撤収要請

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

みやき町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼いたしましたこのことについて、下記のとおり災害派遣部隊の撤収をお願いいたします。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他

○公用令書

1 公用令書その1

従事第	号	公	用	令	書
				住所	
				氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり ^{従事} を命ずる。 協力を					処分権者 氏名 印
従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備考					

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

2 公用令書その2

保管第	号	公	用	令	書
				住所	
				氏名	
災害対策基本法 ^{第71条} 第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日					処分権者 氏名 印
保管すべき物資の種類	数	量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

3 公用令書その3

管理第 号
 公 用 令 書
 住 所
 氏 名
 管理
 を 使用 する。
 取用
 災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり
 年 月 日
 処分権者 氏 名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

4 公用変更令書

変更第 号
 公 用 変 更 令 書
 住 所
 氏 名
 災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
 年 月 日
 処分権者 氏 名 印

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5 公用取消令書

取消第 号
 公 用 取 消 令 書
 住 所
 氏 名
 災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
 年 月 日
 処分権者 氏 名 印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○行方不明者搜索関係様式

1 行方不明者搜索者名簿

NO

受付 番号	要搜索者 住所 氏名		年齢		身長		その他	
			性別		体重		特徴	
	届出者 住所 氏名		要搜索者 との関係		搜索 経過			
受付 番号	要搜索者 住所 氏名		年齢		身長		その他	
			性別		体重		特徴	
	届出者 住所 氏名		要搜索者 との関係		搜索 経過			
受付 番号	要搜索者 住所 氏名		年齢		身長		その他	
			性別		体重		特徴	
	届出者 住所 氏名		要搜索者 との関係		搜索 経過			
受付 番号	要搜索者 住所 氏名		年齢		身長		その他	
			性別		体重		特徴	
	届出者 住所 氏名		要搜索者 との関係		搜索 経過			

○緊急通行車両の標章及び証明書

1 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 (印) 公安委員会 (印)
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○罹災証明書

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
被災区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	
-----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

みやき町長

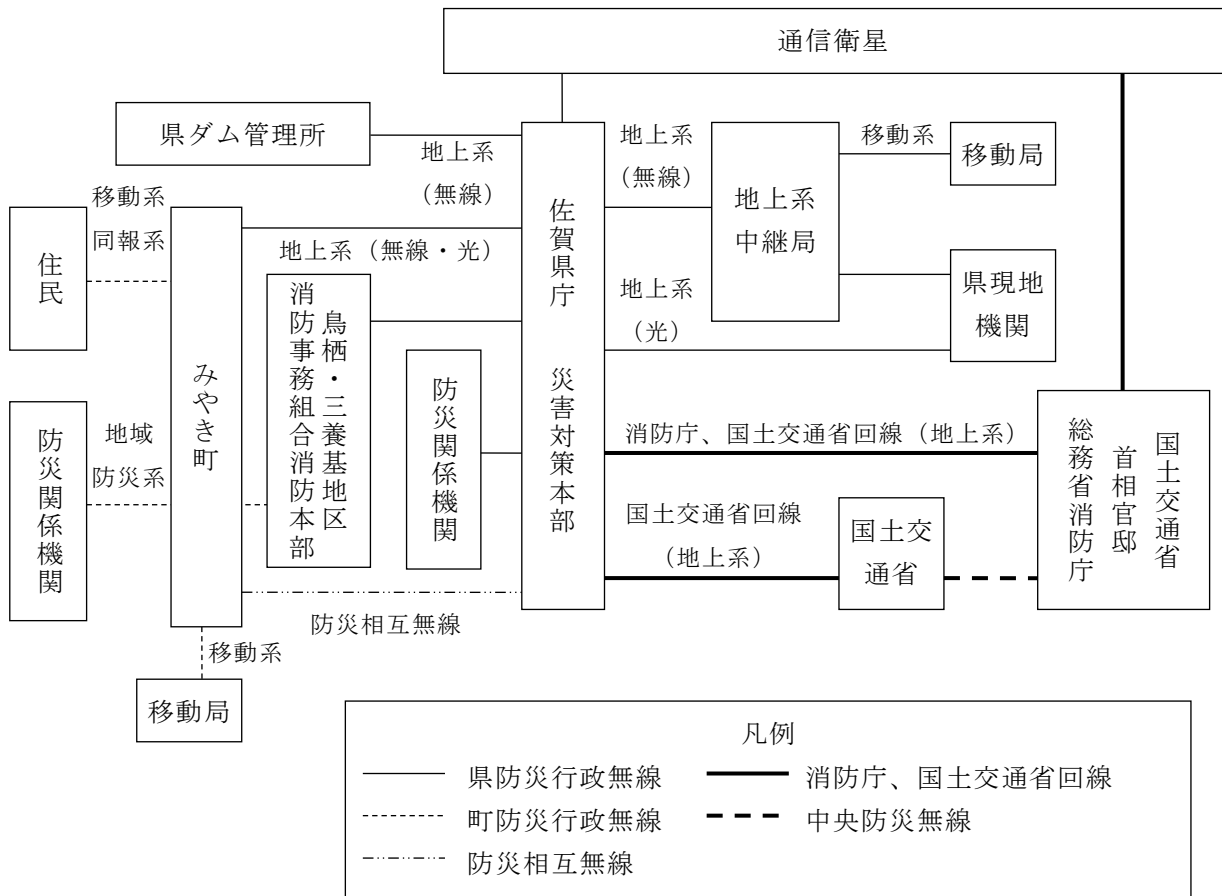
[本編各節関連資料]

○第1編第3章第3節 人口・世帯の状況

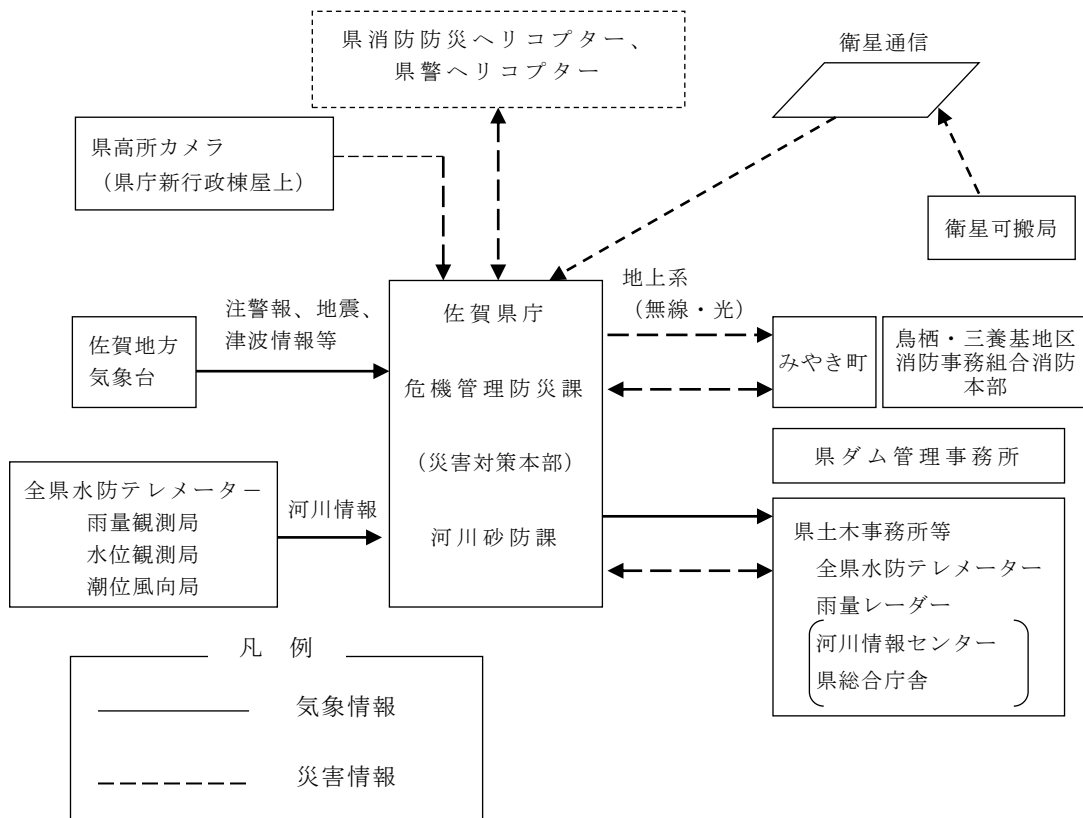
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	北茂安校区	11,610	11,482	11,245	10,924	10,642	10,798
	中原校区	9,080	9,079	8,679	8,243	7,960	8,101
	三根校区	7,935	7,615	7,233	7,008	6,676	6,612
	計	28,625	28,176	27,157	26,175	25,278	25,511
世帯数	北茂安校区	3,202	3,398		3,587	3,676	3,985
	中原校区	2,579	2,788		2,808	2,853	3,033
	三根校区	2,033	2,062		2,042	2,109	2,211
	計	7,814	8,248	8,403	8,437	8,638	9,229

(資料：国勢調査)

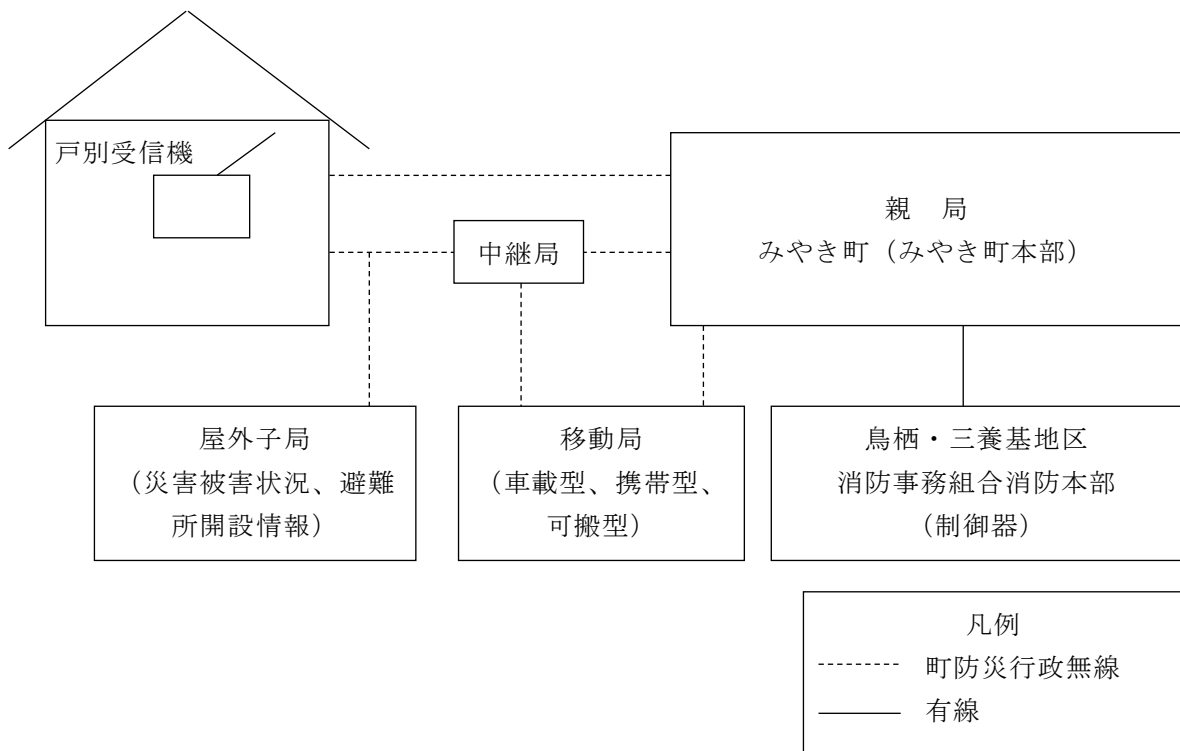
○第2編第2章第2節 通信系統図



○第2編第2章第2節 防災情報連絡系統図



○第2編第2章第2節 町防災行政無線系統図



○第2編第2章第2節 防災拠点施設

施設名	所在地	電話番号
中原武道館	みやき町大字箕原1003-1	0942-94-5396

○第2編第2章第2節 基幹災害拠点病院

病院名	所在地
佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400
佐賀大学医学部附属病院 (研修機能担当)	佐賀市鍋島5-1-1

○第2編第2章第2節 地域災害拠点病院

病院名	所在地
多久市立病院	多久市多久町1771-4
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2-143
唐津赤十字病院	唐津市和多田2430
伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860
白石共立病院	杵島郡白石町福田1296
国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3

○第2編第2章第2節 浸水想定区域内の要配慮者施設

・社会福祉施設

施設名	種類	所在地
花のみね デイサービスセンター	通所介護	みやき町大字西島 2730-1
ショートステイ 花のみね	短期入所生活介護	
特別養護老人ホーム 花のみね	介護老人福祉施設	
デイサービスゆうゆう	通所介護	みやき町大字天建寺 1492-1
有料老人ホームゆうゆう天建寺	有料老人ホーム	
デイサービスセンターひまわり	通所介護	みやき町大字寄人 1924-1
住宅型有料老人ホームみかわの郷	有料老人ホーム	
ミック健康の森みやき	通所介護	みやき町大字白壁 690-2 2階C号室
平川医院通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	みやき町大字西島 2979-8
みきクリニック通所リハビリテーション明日香	通所リハビリテーション	みやき町大字市武 1331-9
アザレア デイケア	通所リハビリテーション	みやき町大字箕原 1116-1
アザレア ショートステイ	短期入所生活介護	
介護老人保健施設 アザレア	介護老人保健施設	
みやき統合医療クリニック	通所リハビリテーション	みやき町大字白壁 1074-3
ショートステイ 花のみね式番館	短期入所生活介護	みやき町大字中津隈 5919
特別養護老人ホーム 花のみね式番館	介護老人福祉施設	
介護付有料老人ホームケアライフ花の里	特定施設入居者生活介護	みやき町大字西島 3154-1
グループホーム ありがとー	認知症対応型共同生活介護	みやき町大字天建寺 2096-3
グループホーム ひまわりの郷	認知症対応型共同生活介護	みやき町大字寄人 1997-1
グループホーム 安心いちたけ	認知症対応型共同生活介護	みやき町大字市武 1234
グループホーム いっぽ	認知症対応型共同生活介護	みやき町大字箕原 3067-2
グループホーム 安心しらかべ	認知症対応型共同生活介護	みやき町大字白壁 244-1
グループホーム みやき	認知症対応型共同生活介護	みやき町大字市武 891-1
養護老人ホーム南花園	養護老人ホーム	みやき町大字東尾 6436
ショートステイ スマイル	短期入所	みやき町大字天建寺 1492-1
グループホーム太陽の郷	共同生活援助	みやき町大字寄人 1924-4
らしく	就労継続支援 (B型)	みやき町大字白壁 1074-3
こどもの発達支援みるキー	児童発達支援	みやき町大字中津隈 5919
	放課後等デイ	
キッズハウススマイル	児童発達支援	みやき町大字江口 2529-15
	放課後等デイ	
こどもデイサービス なないろみやき	児童発達支援	みやき町大字白壁 1074-3
みやきキッズハウス (多文化交流センター)	子どもの居場所	みやき町大字中津隈 1988
風の子保育園	保育所	みやき町大字箕原 981-1
かぜのこ保育園	小規模保育所	みやき町大字箕原 981-1
はなのやまこどもえん	認定こども園	みやき町大字白壁 924
さくらの杜保育園	保育所	みやき町大字東尾 6437-1
三根みどり保育園	保育所	みやき町大字市武 1381-2
ゆめのみ保育園	小規模保育所	みやき町大字市武 1381
月影幼稚園	認定こども園	みやき町大字市武 1584
筑水こども園	認定こども園	みやき町大字坂口 268-1
しげやす児童クラブ	児童福祉施設	みやき町大字東尾 6436-6

ちくし児童クラブ	児童福祉施設	みやき町大字天建寺 2400
いずみ児童クラブ	児童福祉施設	みやき町大字寄人 1385

・学校施設

施設名	種類	所在地
北茂安小学校	小学校	みやき町大字東尾 420
三根東小学校	小学校	みやき町大字天建寺 2400
三根西小学校	小学校	みやき町大字寄人 1385
三根中学校	中学校	みやき町大字市武 1661

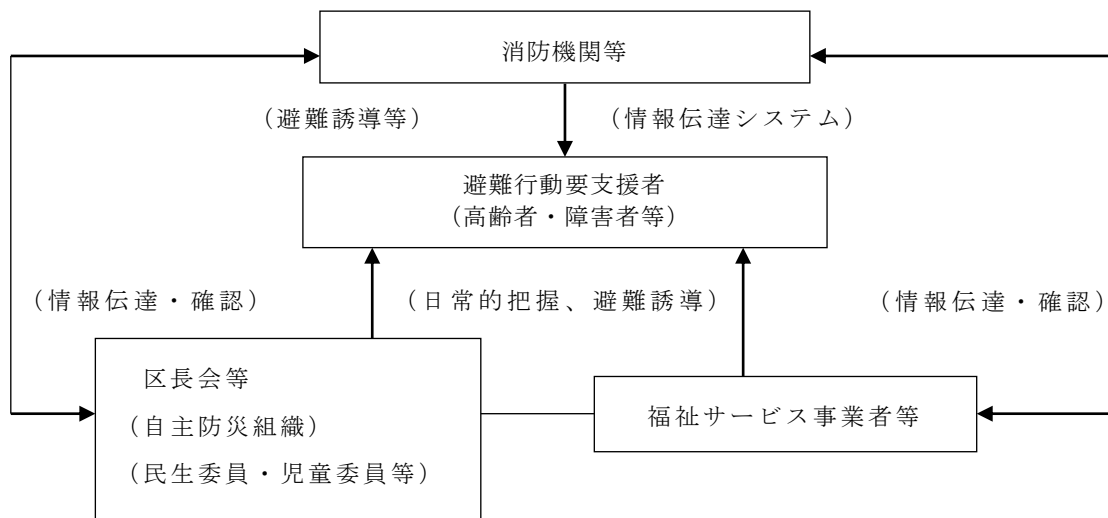
○第2編第2章第2節 土砂災害警戒区内の要配慮者施設

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
みやき町立北茂安中学校	みやき町大字東尾4435	0942-89-2008	0942-89-2079
特定医療法人勇愛会 「大島病院」	みやき町大字白壁4287	0942-89-2600	0942-89-5910

○第2編第2章第2節 応急仮設住宅建設予定地

名称	所在地
中原公園多目的広場	みやき町大字原古賀5905-1
北茂安運動広場	みやき町大字白壁1074-3
三根中学校グラウンド	みやき町大字市武1661

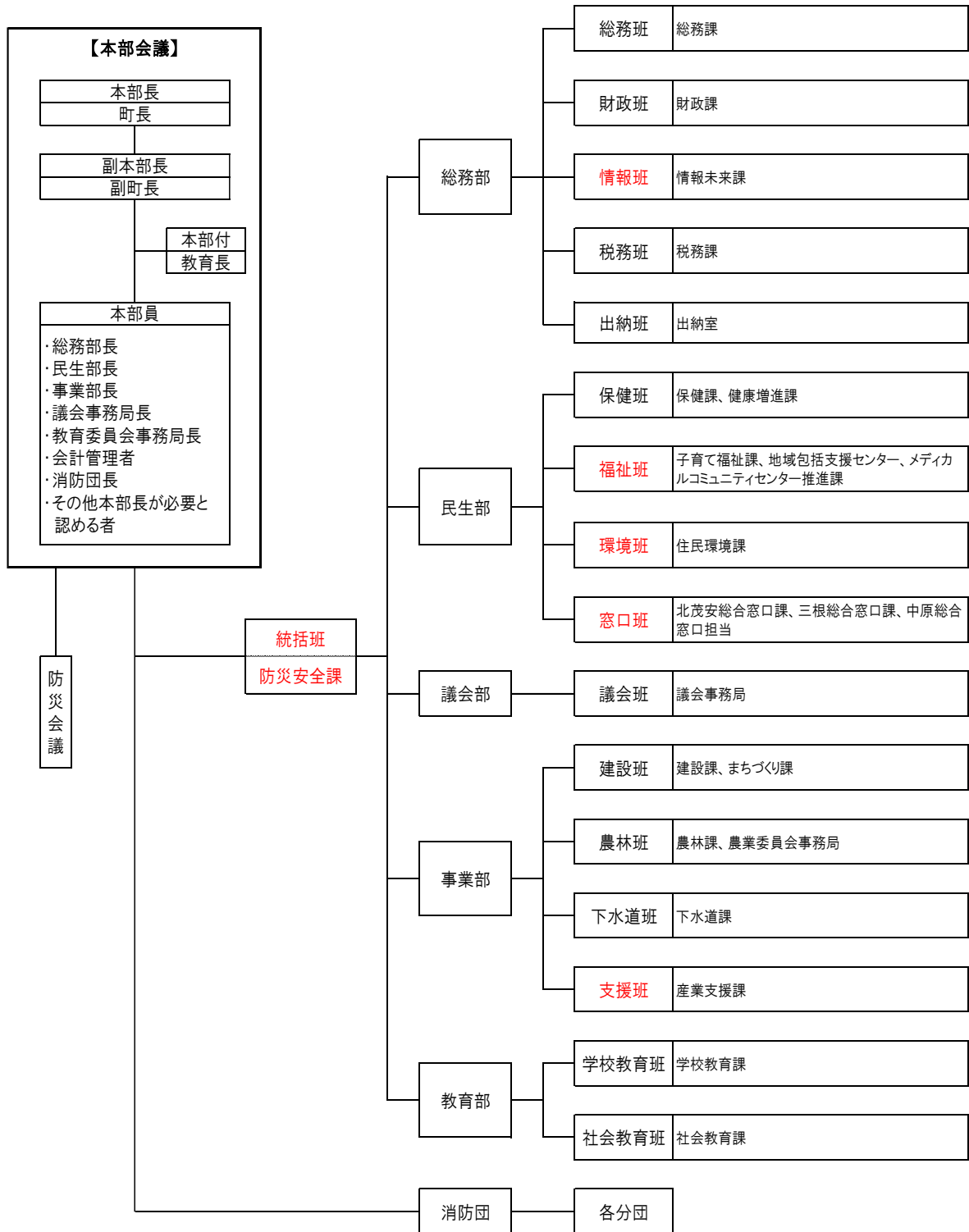
○第2編第2章第2節 地域安心システムのイメージ



○第2編第2章第2節 福祉避難所

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム なかばる紀水苑	みやき町大字箕原4260	0942-94-9211
特別養護老人ホーム 花のみね	みやき町大字西島2730-1	0942-96-3377
特別養護老人ホーム 花のみね式番館	みやき町大字中津隈5919	0942-89-1855
精神障害者生活訓練施設 ぱれっと	みやき町大字白壁2927	0942-89-2132

○第2編第3章第1節 みやき町災害対策本部組織編成表



○第2編第3章第1節 みやき町災害対策本部事務分掌表

部 (部長)	班※ (班長)	分掌事務
共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 各部・班内の動員配備に関する事。 2 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事 (町指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告する事)。 4 他部・班の応援に関する事。
統括班 (防災安全課長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策全般の調整に関する事。 2 災害対策本部の開設、閉鎖に関する事。 3 災害対策本部長の命令伝達に関する事。 4 本部会議に関する事。 5 防災行政無線に関する事。 6 消防団との連絡に関する事。 7 各班との連絡調整、活動状況の取りまとめに関する事。 8 警戒区域の設定、高齢者等避難、避難指示の発令に関する事。 9 指定避難所、指定緊急避難場所の設置・運営の統括に関する事。 10 災害情報及び被害状況の取りまとめに関する事。 11 気象情報、地震情報等の収集・伝達に関する事。 12 県等への被害状況報告に関する事。 13 災害救助法の適用申請に関する事。 14 県及び関係機関等への応援要請に関する事。 15 関係機関との連絡及び各部の連絡調整に関する事。 16 自衛隊派遣要請に関する事。
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 区長会、自主防災組織等との連絡に関する事。 2 職員の安否確認に関する事。 3 職員の動員に関する事。 4 災害見舞者及び視察の対応に関する事。 5 臨時広報紙による災害広報に関する事。 6 町ホームページによる災害広報に関する事。 7 みやき町庁舎の被害状況調査、報告及び応急対策に関する事。 8 庁舎の一部を避難所とする場合の避難所の開設に関する事。 9 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 10 部内の庶務に関する事。 11 統括班の応援に関する事。
	財政班 (財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産、施設の災害対策に関する事。 2 庁用車両の集中管理及び配車に関する事。 3 燃料の確保に関する事。 4 緊急通行車両の確認申請に関する事。 5 輸送車両の協力依頼に関する事。 6 物資集積所の管理及び救援物資の調達、管理に関する事。

部 (部長)	班※ (班長)	分 掌 事 務
		ること。 7 災害対策予算の編成に関すること。
	情報班 (情報未来課長)	1 報道機関に対する災害情報等の提供、協力要請に関すること。 2 災害記録の収集、保管に関すること。 3 電子計算組織等 I T 関係データのバックアップに関すること。 4 支援班の応援に関すること。
	税務班 (税務課長) 【中原庁舎】	1 被害不明地域への被害調査に関すること。 2 救援物資等の仕分け、配分等に関すること。 3 住家被害の調査に関すること。 4 固定資産の罹災証明に関すること。 5 被災者台帳の作成に関すること。 6 災害に伴う町税等の納税猶予及び減免措置に関すること。 7 被災者等の搬送、物資の輸送に関すること。
	出納班 (会計管理者)	1 救助及び復旧資金の調達斡旋に関すること。 2 災害見舞金、義援金の受付、保管及び配分に関すること。
民生部 (民生部長)	保健班 (保健課長) 【中原庁舎】 (健康増進課長) 【児童館・保健センター】	1 災害時の医療、助産活動に関すること。 2 医薬品、衛生材料の供給確保に関すること。 3 医療機関、医師会との連絡に関すること。 4 感染症対策に関すること。 5 医療機関の被害状況調査、報告及び応急対策に関すること。 6 中原庁舎及び施設等の被害状況調査、報告及び応急対策に関すること。 7 施設利用者の安全確保、避難に関すること。 8 救護所の設置及び救護班の編成、出動要請に関すること。 9 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。
	福祉班 (子育て福祉課長) 【中原庁舎】 (地域包括支援センター所長) (メディカルコミュニティ推進室長) 【庁舎外】	1 日赤との連絡調整に関すること。 2 ボランティア活動の支援に関すること。 3 ボランティアニーズの把握に関すること。 4 民生委員・児童委員との連絡調整に関すること。 5 社会福祉施設の災害対策に関すること。 6 福祉サービス事業所を福祉避難所とする場合の避難所の開設に関すること。 7 要配慮者の保護に関すること。 8 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること。 9 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。 10 町内保育施設等の被害状況調査、報告及び応急対応に関すること。 11 町内福祉施設等の被害状況調査、報告及び応急対応に関すること。

部 (部長)	班※ (班長)	分掌事務
	保育園 【庁舎外】	1 保育園児の安全確保、避難に関する事 2 施設の被害状況調査、報告及び応急対策に関する事 3 保育園児の応急保育に関する事
	養護老人ホーム 【庁舎外】	1 施設入居者の安全確保、避難に関する事 2 施設の被害状況調査、報告及び応急対策に関する事
	環境班 (住民環境課長) 【中原庁舎】	1 防疫及び清掃に関する事。 2 災害廃棄物の処理に関する事。 3 し尿処理の確保に関する事。 4 火葬場に関する事。 5 災害時の生活環境に関する事。 6 災害による公害対策に関する事。 7 災害時のペット対策に関する事。 8 水道事業者との連絡調整に関する事。 ・水道施設の被害調査、報告及び応急対策に関する事。 ・応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 ・飲料水の供給確保に関する事。
	窓口班 (北茂安総合窓口課長) (三根総合窓口課長) (中原総合窓口担当) 【各庁舎】	1 住民からの問い合わせ、要望、相談等に関する事。 2 災害広報に関する事。 3 罹災証明書の発行に関する事。
教育部 (教育委員会事務局長)	学校教育班 (学校教育課長) 【庁舎外：こすもす館】	1 児童・生徒の安全確保、避難に関する事。 2 学校教育施設の被害状況調査、報告及び応急対策に関する事。 3 小・中学校を避難所とする場合の避難所の開設に関する事。 4 児童・生徒の保健衛生に関する事。 5 児童・生徒の応急教育に関する事。 6 炊き出しの協力に関する事。 7 学用品の給与に関する事。 8 臨時ヘリポートの開設に関する事。
	学校給食センター 【庁舎外】	1 給食センターにおける炊き出しに関する事。 2 災害時の学校給食対策に関する事。 3 給食センターの被害状況調査、報告及び応急対策に関する事。

部 (部長)	班※ (班長)	分掌事務
	社会教育班 (社会教育課長) 【庁舎外：こすも す館】	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育・社会体育施設の被害状況調査、報告及び 応急対策に関すること。 2 公民館、体育館等を避難所とする場合の避難所の開 設に関すること。 3 文化財の被害状況調査、報告及び応急対策に関する こと。 4 公民館等炊き出し可能施設における炊き出しに関す ること。
議会部 (議会事 務局長)	議会班 (議会事務局長) 【中原庁舎】	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会との連絡に関すること。 2 窓口班の応援に関すること。
事業部 (事業部 長)	建設班 (建設課長) (まちづくり課 長) 【三根庁舎】	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害状況調査、報告及び応急対策に 関すること。 2 応急土木資機材の確保に関すること。 3 町内建設業者との連絡調整に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 水防活動の協力に関すること。 6 仮設住宅の建設、管理及び入居者選定に関するこ と。 7 土砂災害警戒区域等、水防箇所等の巡視及び避難指 示に関すること。 8 緊急輸送路の確保に関すること。 9 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関する こと。 10 三根庁舎の被害状況調査、報告及び応急対策に関す ること。 11 外国人支援に関すること。
	農林班 (農林課長) (農業委員会事務 局長) 【三根庁舎】	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の被害状況調査、報告及び応急 対策に関すること。 2 農業関係機関及び農業団体との連絡調整に関するこ と。 3 農作物病虫害の防除に関すること。 4 被災家畜の飼料、防疫及び診断に関すること。 5 死亡獣畜の処理に関すること。 6 被災農家に関する経営資金及び復旧資金の融資に関 すること。
	下水道班 (下水道課長) 【三根庁舎】	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況調査、報告及び応急対策に関 すること。 2 仮設トイレの設置に関すること。 3 災害時の排水施設に関すること。 4 農業集落排水に関すること。
	支援班 (産業支援課長) 【三根庁舎】	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業者の金融対策に関すること。 2 商工観光施設の被害状況調査、報告及び応急対策に 関すること。 3 商工観光団体との連絡調整に関すること。 4 応急食料の調達、仕分け、配分に関すること。 5 生活必需品の調達、仕分け、配分に関すること。 6 炊き出しの協力に関すること。

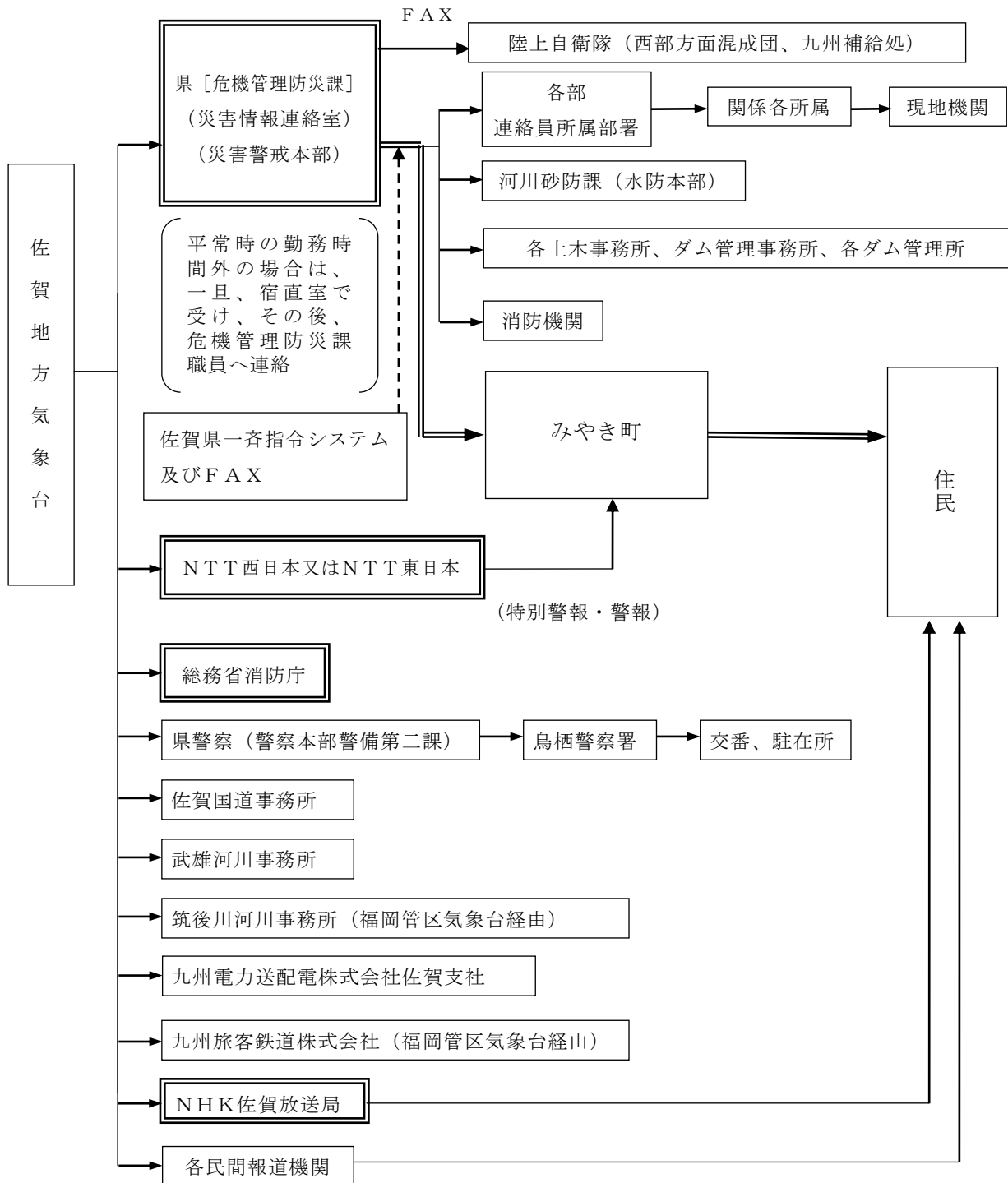
部 (部長)	班※ (班長)	分 掌 事 務
消防団 (消防団 長)	各消防分団 (各分団長) 【庁舎外】	7 旅行者、滞在者の安全確保に関すること。 1 消防団の総括運用に関すること。 2 災害情報の受理及び出動命令に関すること。 3 災害防衛対策に関すること。 4 避難者の誘導に関すること。 5 救助・救出に関すること。 6 消防及び水防に関すること。

※「班」の項目で、【中原庁舎】【三根庁舎】【庁舎外】の表記がない部署は、【町庁舎】を示す。

○第2編第3章第2節 風水害に関する警報等の伝達系統

(1) 気象情報伝達体制

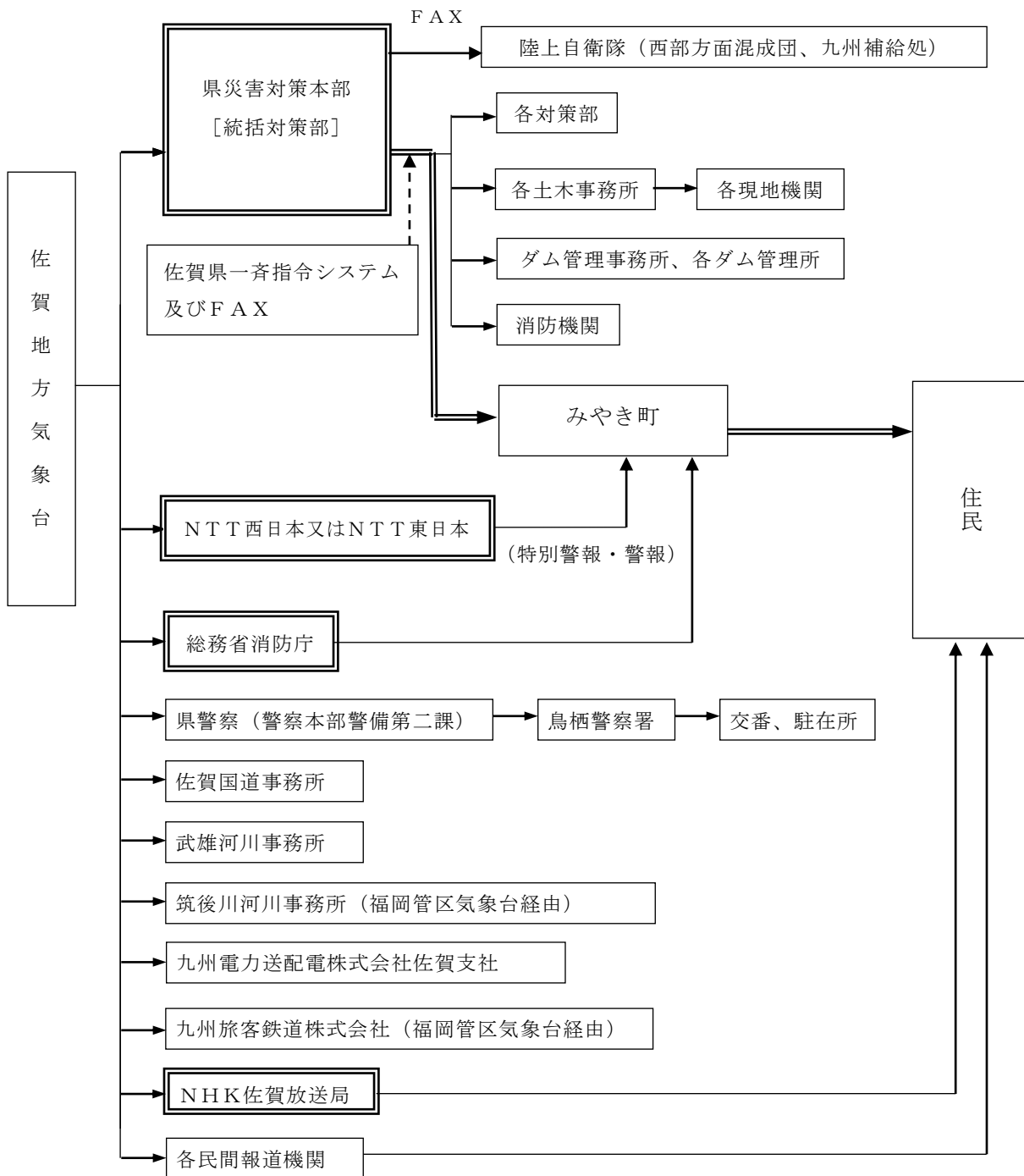
《平常時、県災害情報連絡室、県災害警戒本部の場合》



※1 () : 法定連絡先 (気象業務法施行令第8条第1号)

※2 () : 特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (気象業務法第15条の2)

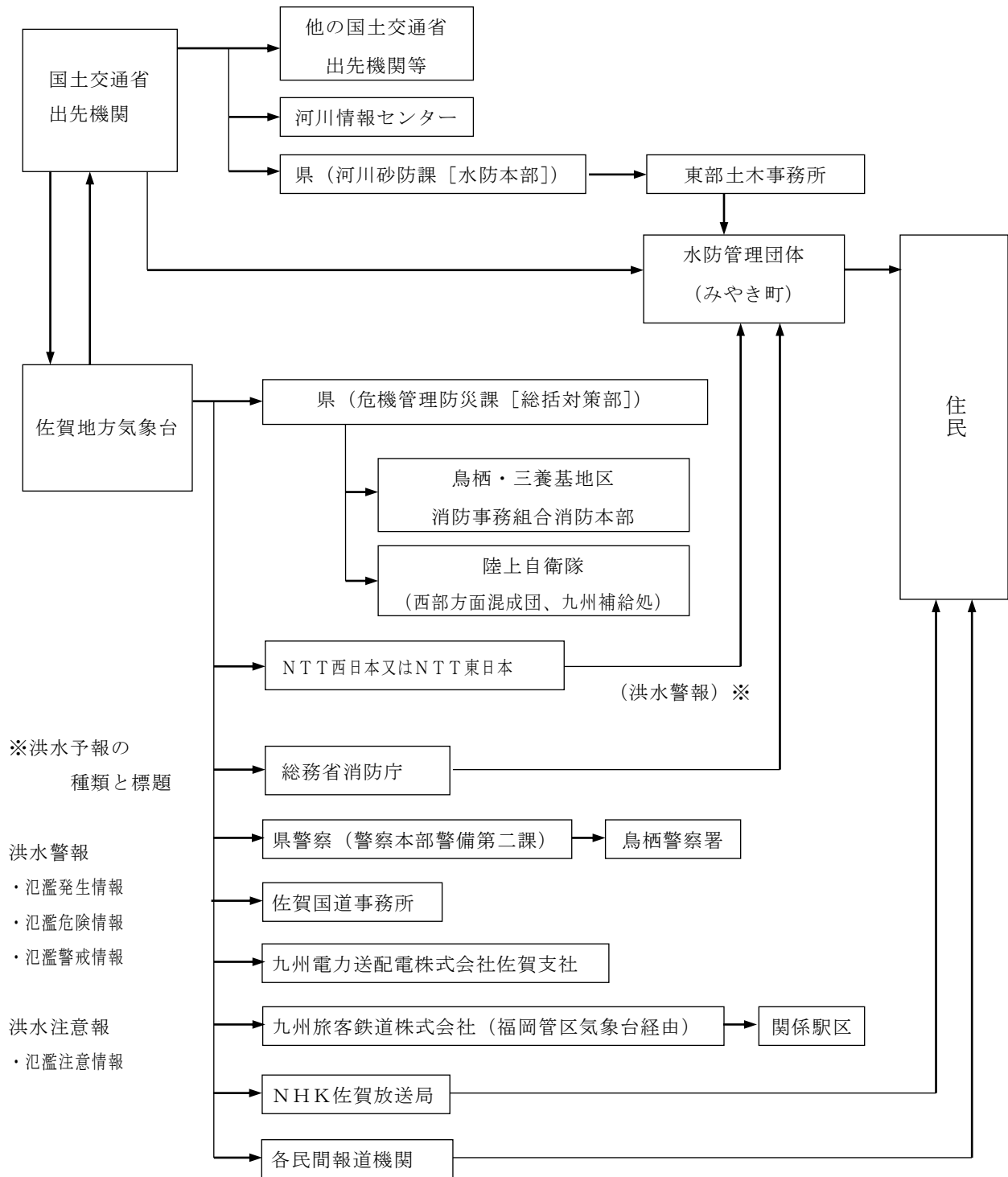
《県災害対策本部の場合》



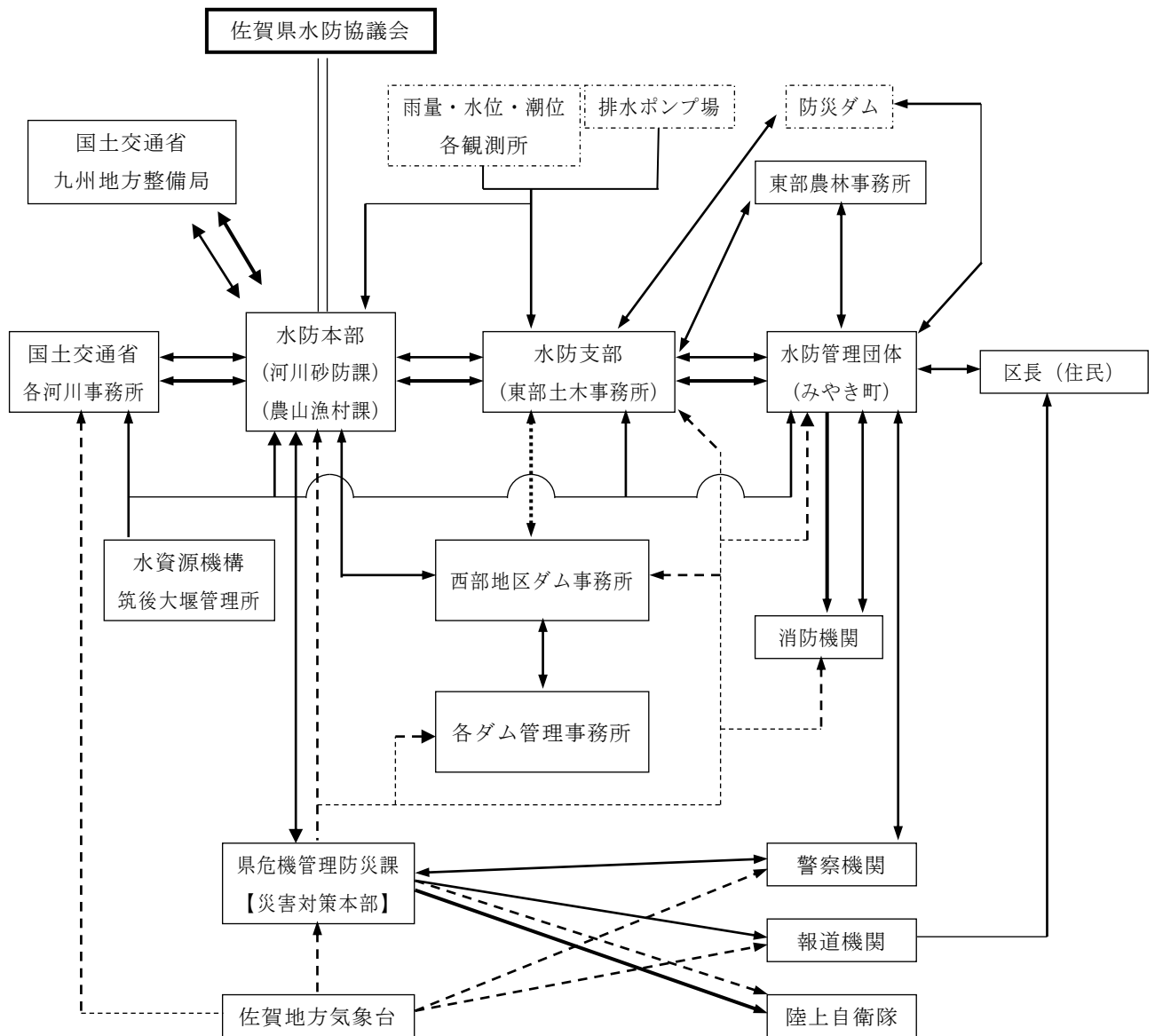
※1 (◻◻) : 法定連絡先 (気象業務法施行令第8条第1号)

※2 (==) : 特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (気象業務法第15条の2)

(2) 指定河川の洪水予報



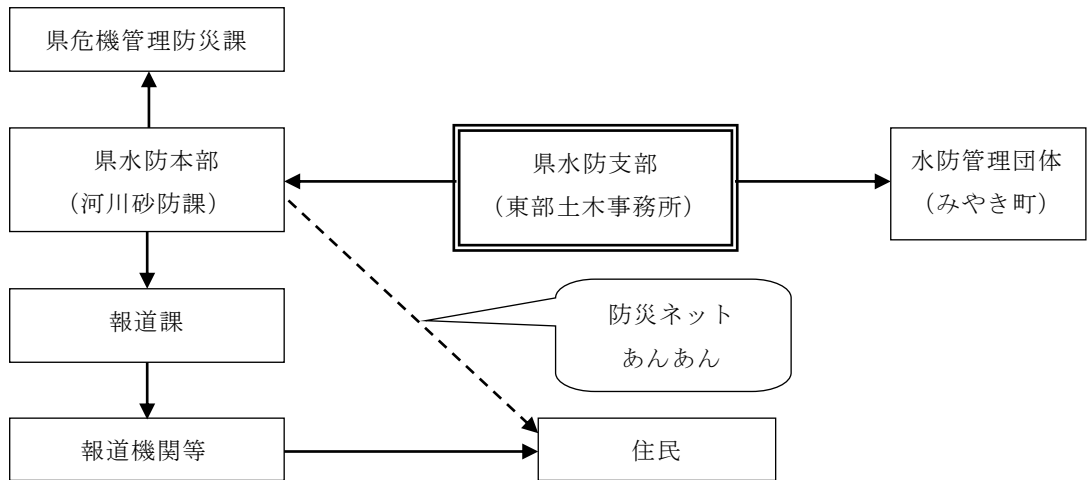
(3) 水防体制



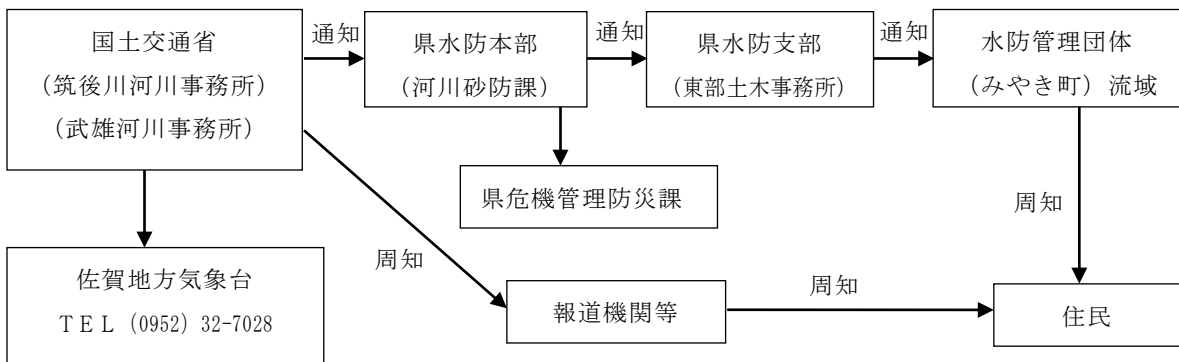
———— 各種情報 (指示・報告) ———— 応援要請等
 - - - - - 気象情報 ······· 体制応援

(4) 避難判断水位（特別警戒水位）の伝達方法

《県管理河川》



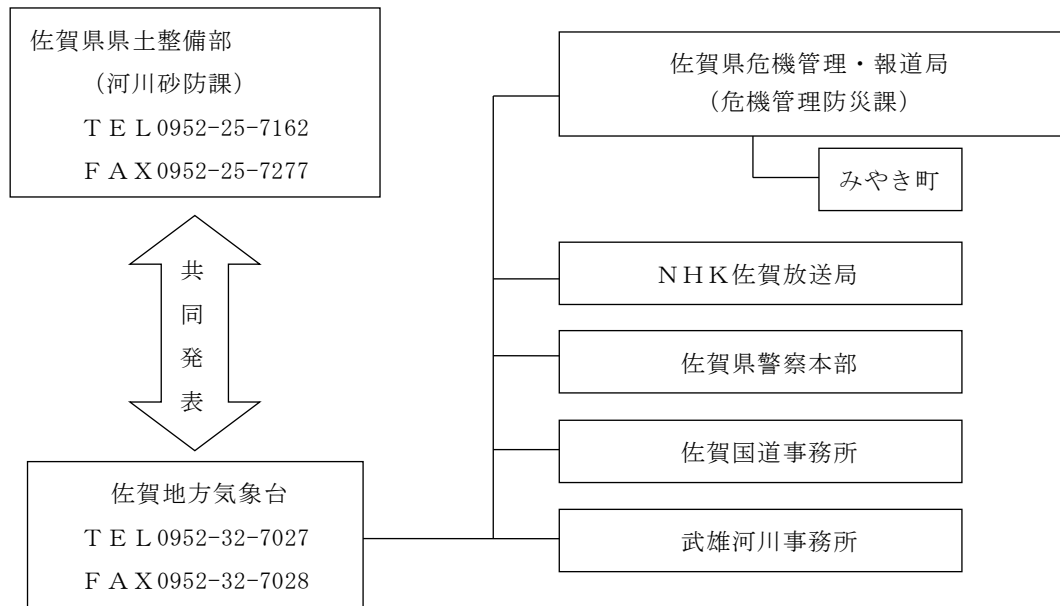
[国管轄（直轄）河川]



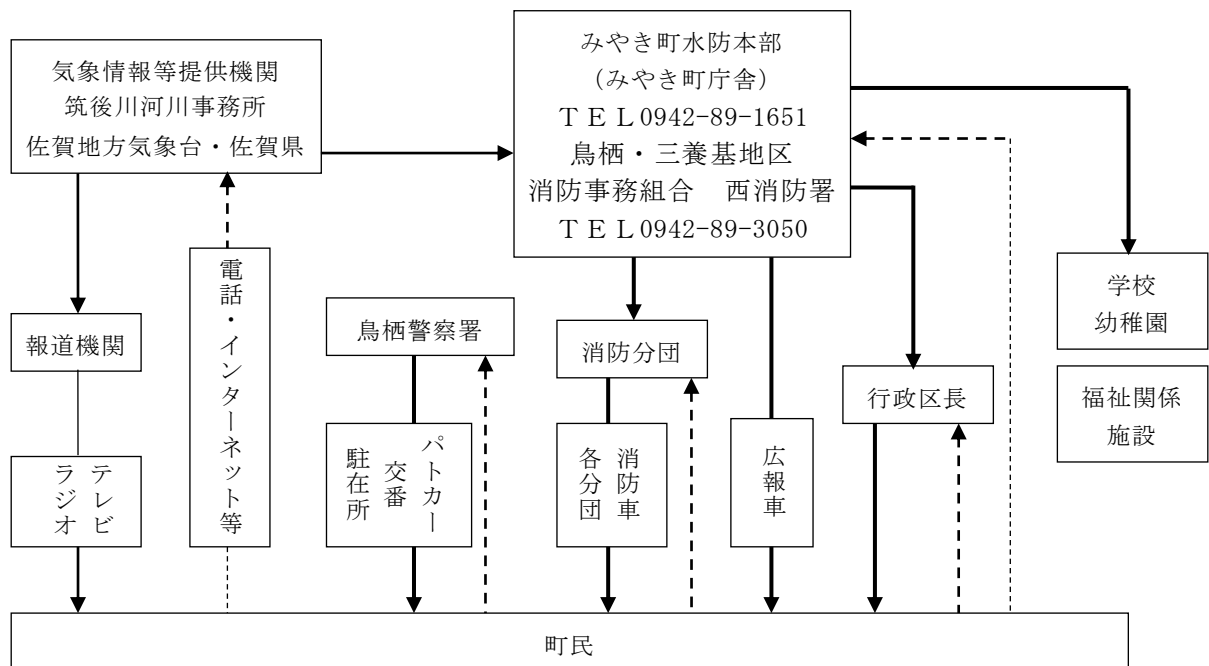
(5) 土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
佐賀県	防災情報提供システム	佐賀地方気象台
みやき町、鳥栖・三養基地区 消防事務組合消防本部	一斉指令システム	佐賀県政策部 危機管理報道局危機管理 防災課
日本放送協会（NHK）佐賀放送局	防災情報提供システム	佐賀地方気象台
佐賀県警察本部		
佐賀国道事務所		
武雄河川事務所		

(6) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



○第2編第3章第2節 情報の伝達経路

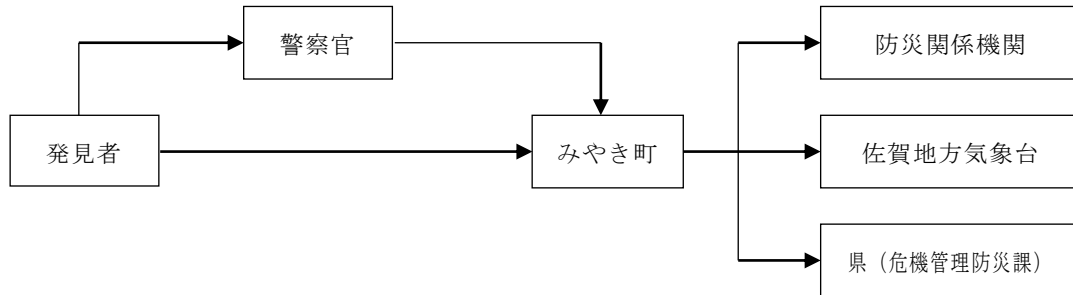


← 避難勧告・避難指示（緊急）等の流れ

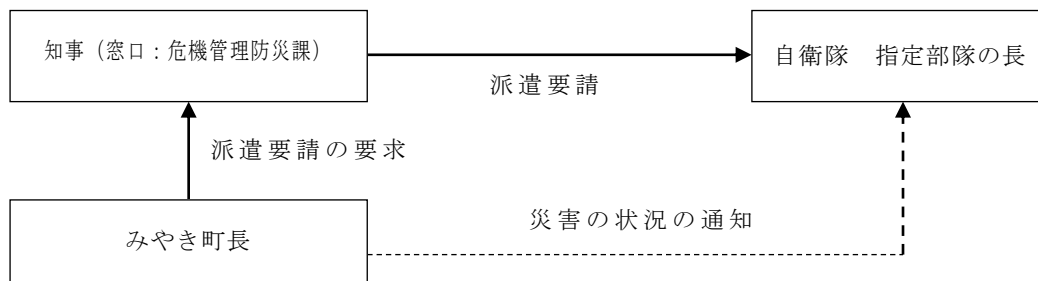
← 気象情報・洪水予報の流れ

← - - - 町民からの情報提供問合せ

○第2編第3章第3節 異常現象発見時の通報系統図



○第2編第3章第6節 自衛隊の災害派遣要請のフロー図



※ は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

○第2編第3章第6節 自衛隊の活動範囲

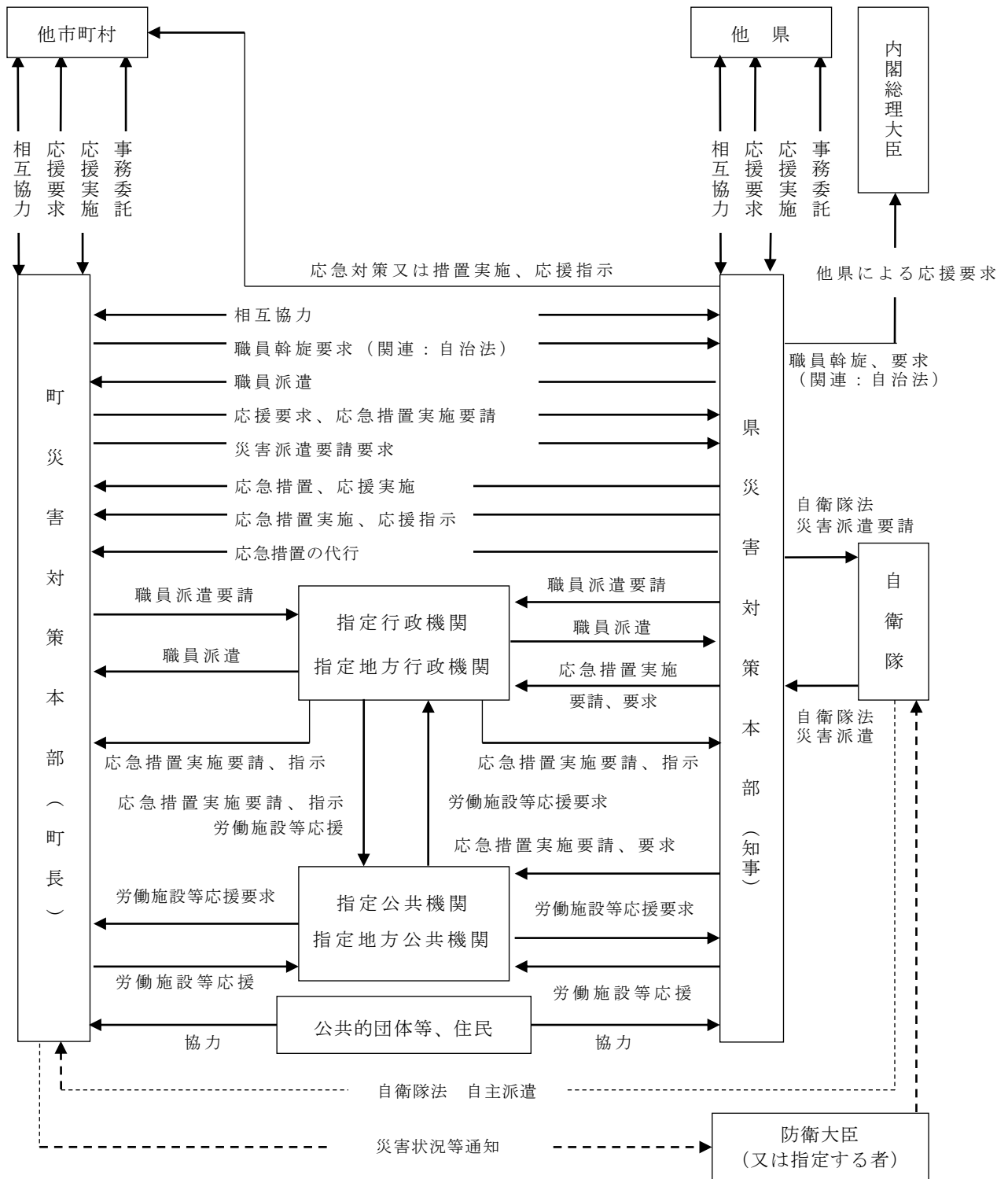
活動項目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関が提供）。

活動項目	活 動 内 容
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。 (注)
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

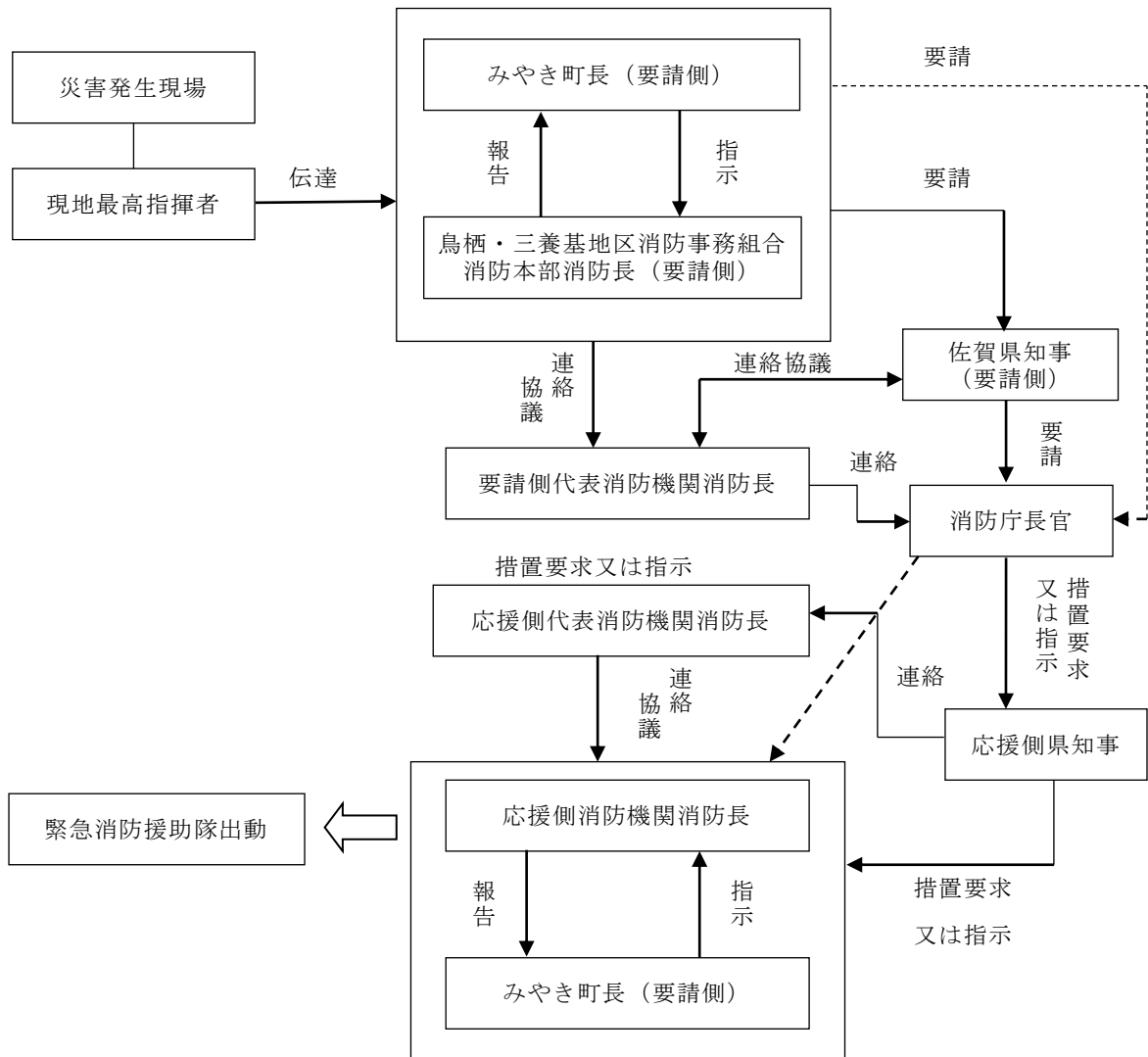
注) 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限3か月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は、町長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

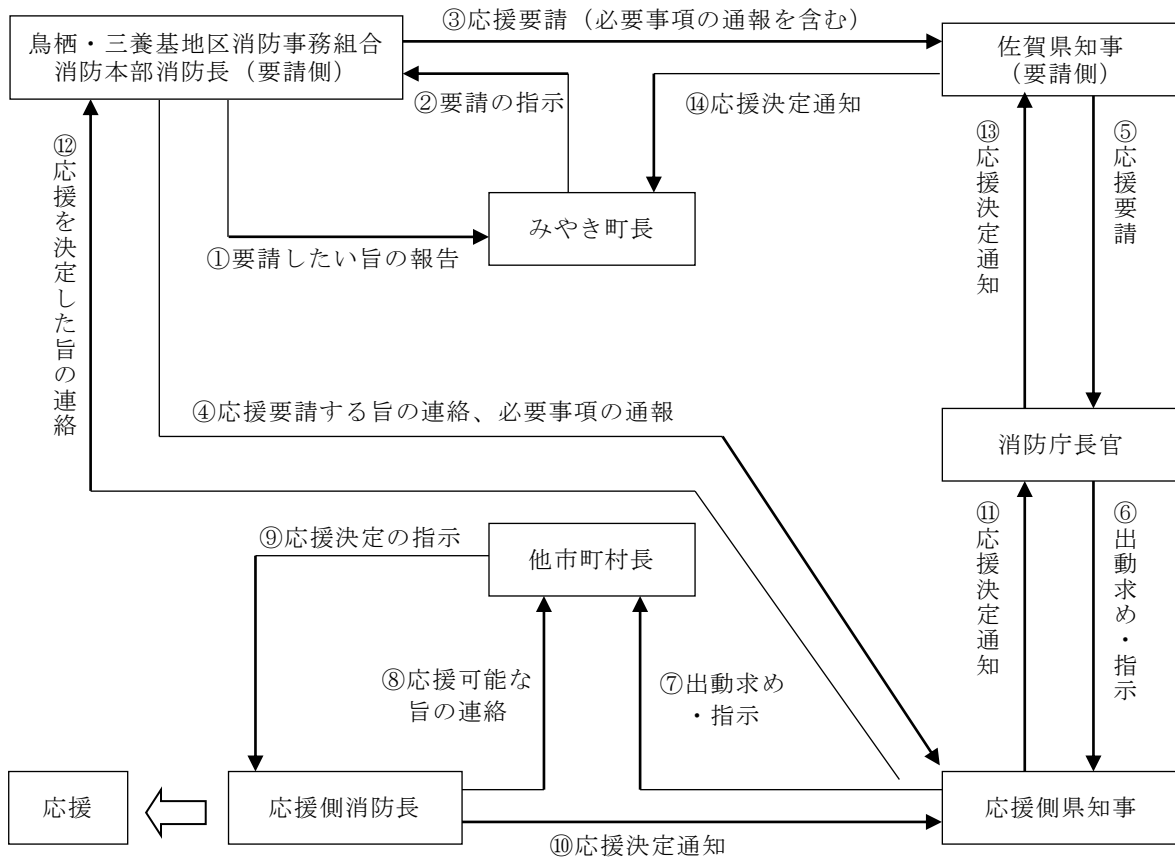
○第2編第3章第7節 応援要請



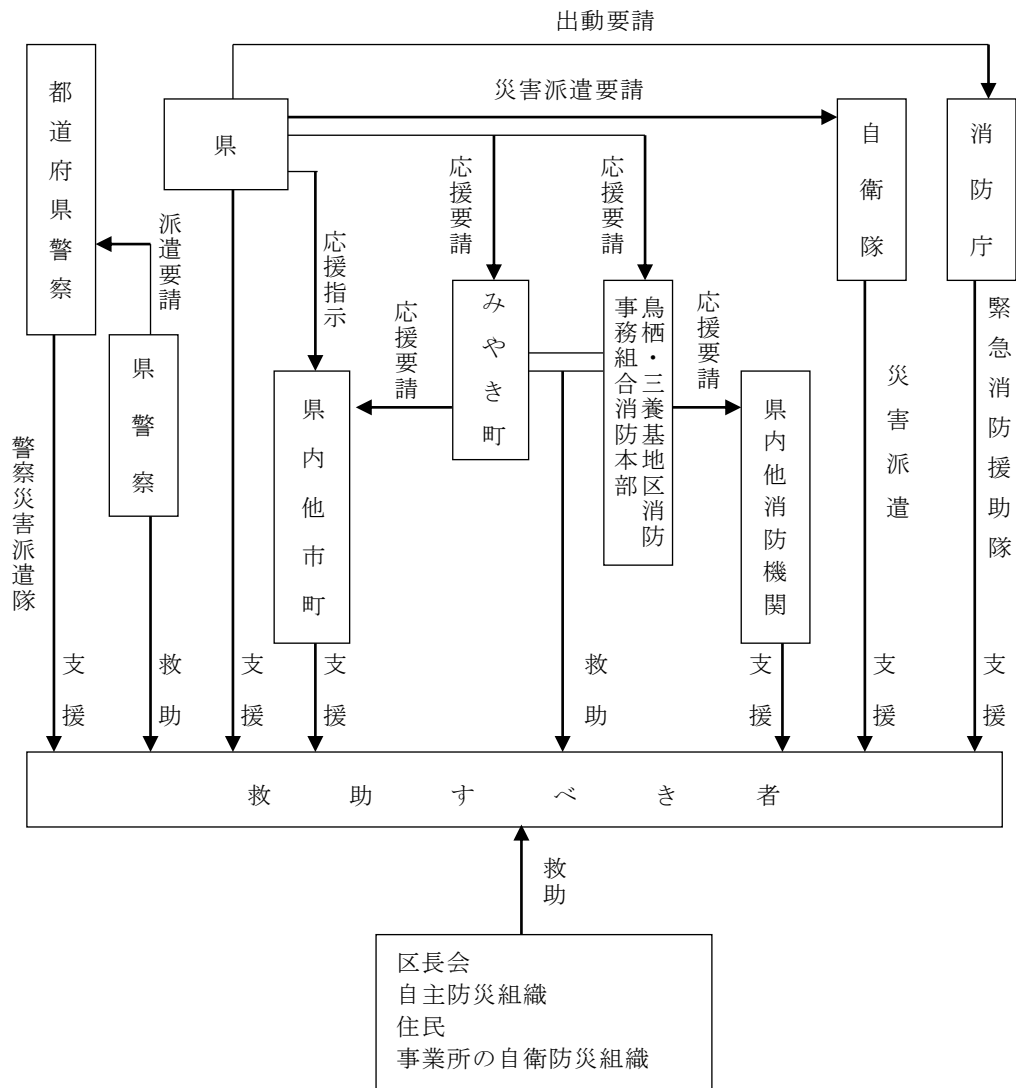
○第2編第3章第7節 緊急消防援助隊の要請図



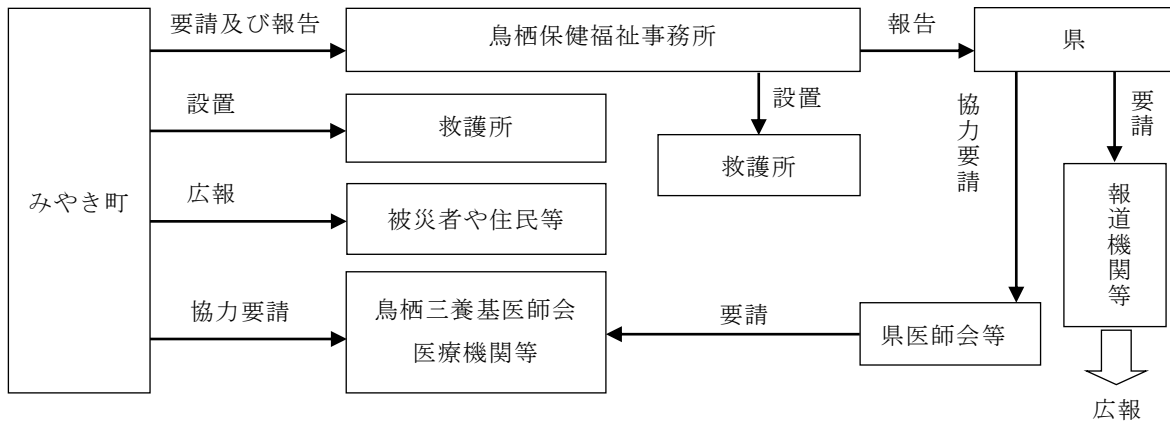
○第2編第3章第7節 広域航空消防応援の要請図（応援側都道府県がヘリコプターを保有する場合）



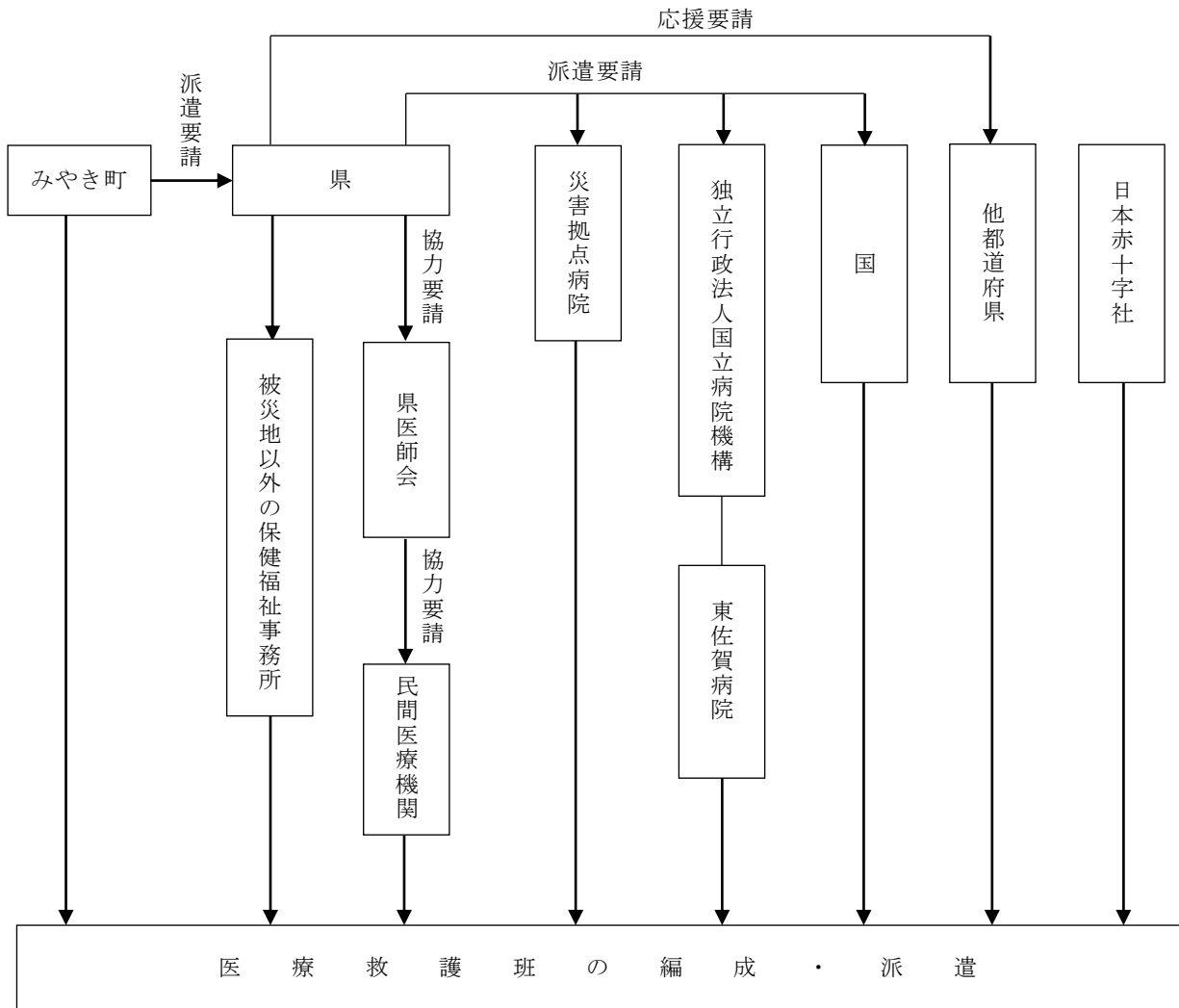
○第2編第3章第9節 救助活動フロー図



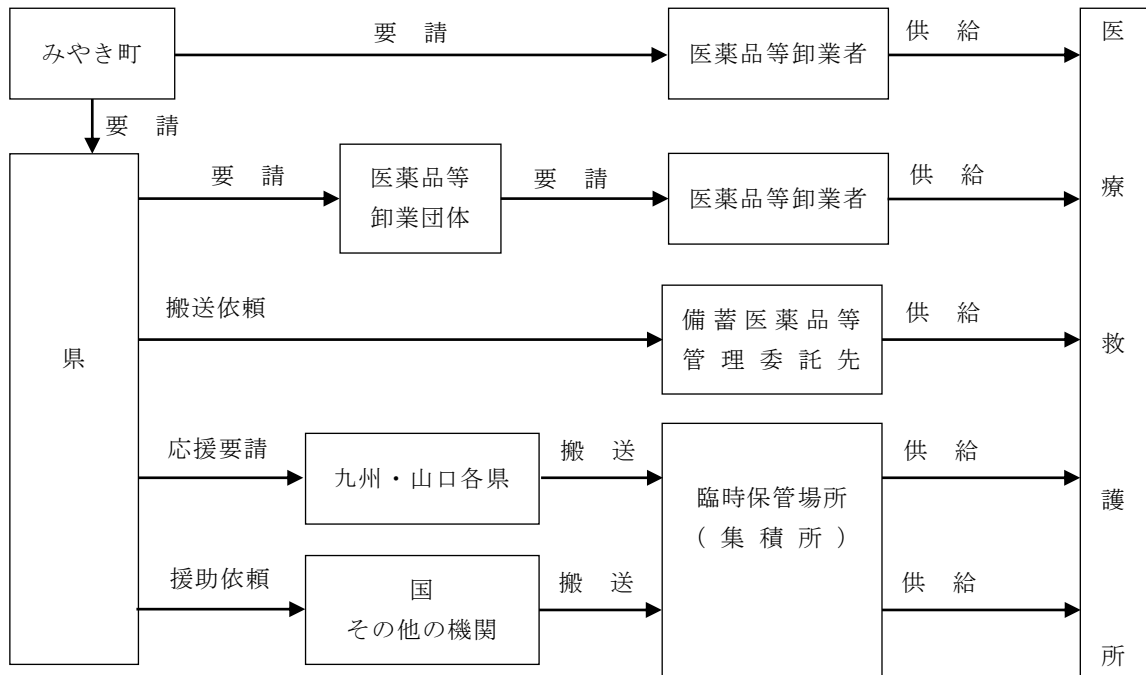
○第2編第3章第10節 救護所の設置、運営



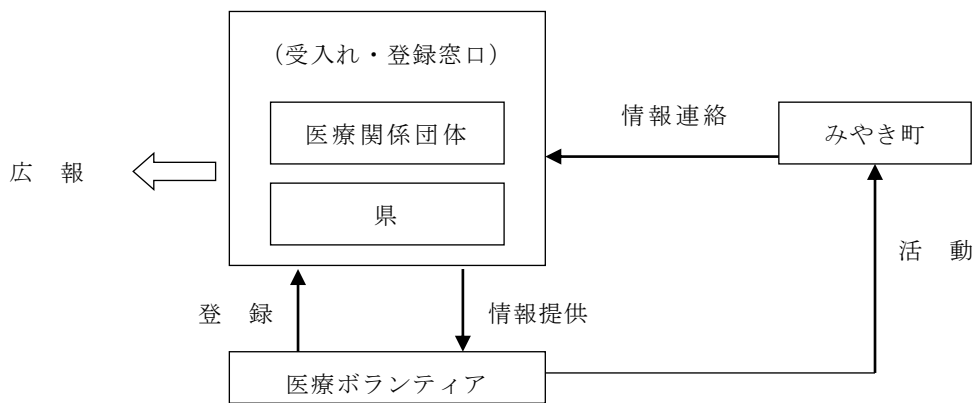
○第2編第3章第10節 医療救護班の編成・派遣フロー図



○第2編第3章第10節 医薬品、医療資機材の調達



○第2編第3章第10節 医療ボランティアへの対応



○第2編第3章第17節 救援食料・調達食料集積所

名称	所在地	電話番号
中原武道館	みやき町大字箕原1003-1	0942-94-5396

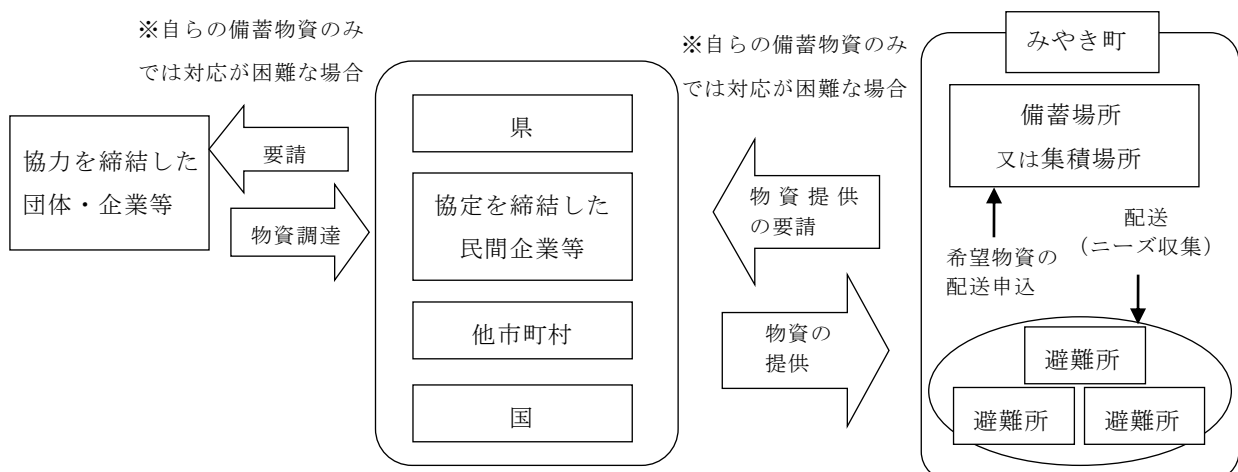
○第2編第3章第17節 生活必需品等の品目

品 目	内 容
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣類	洋服、作業衣、子ども服等の外衣類、シャツ、パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	オムツ（大人用・子ども用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき（口腔ケア）用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

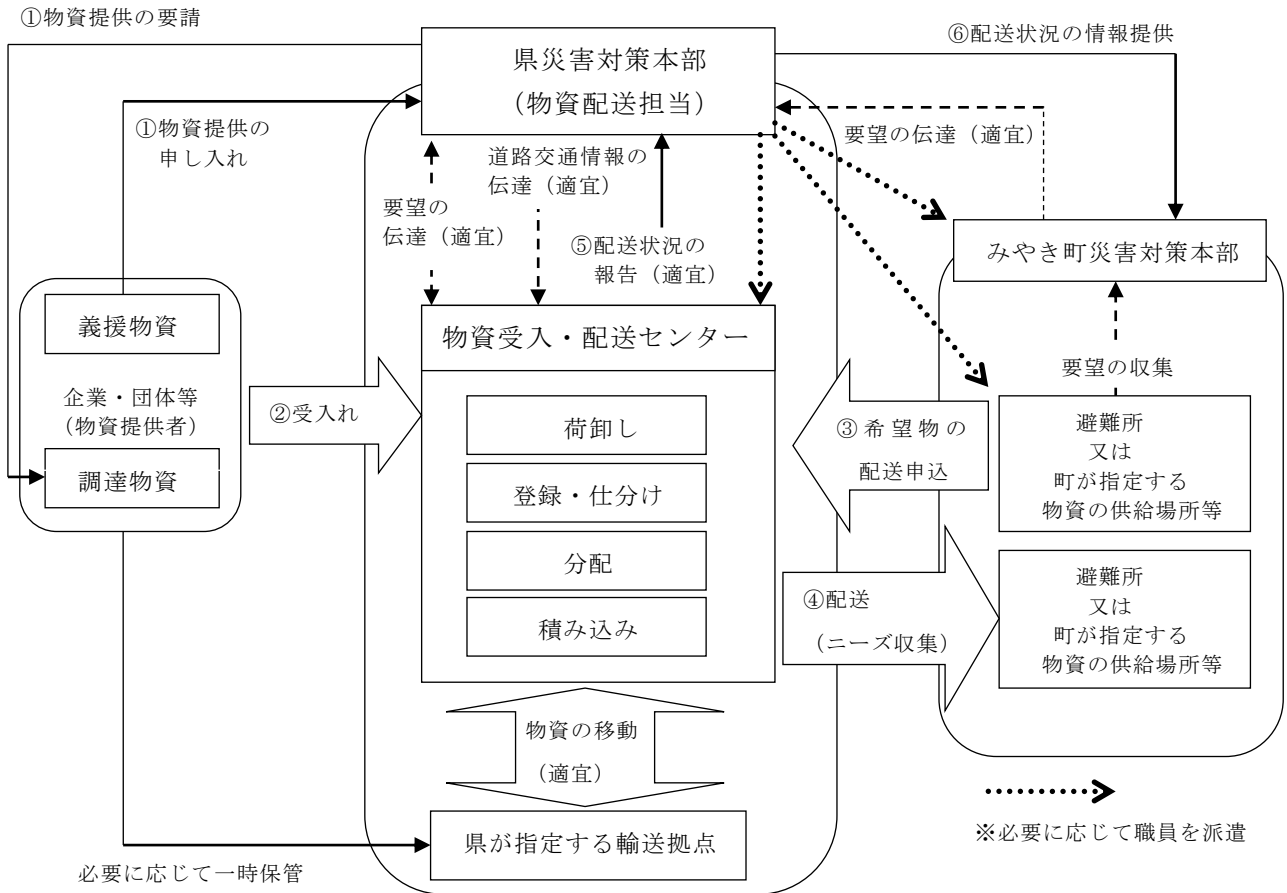
○第2編第3章第17節 救援物資・調達物資集積所

名 称	所 在 地	電話番号
中原武道館	みやき町大字箕原1003-1	0942-94-5396

○第2編第3章第17節 町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）



○第2編第3章第17節 支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）



- ※県は、町からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受入れるものとする。
- ※センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。
- ※センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。
- ※ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。
- ※県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配送に当たっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請する。
- ※供給場所への配送を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。
- ※センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを町災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。
- ※被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

○第2編第3章第17節 県が指定する輸送拠点

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型多目的広場「みゆきドーム」	嬉野市

○第2編第3章第28節 被災世帯の算定基準

1	住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。
2	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。
3	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
4	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
5	負傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。 うち、重傷は1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。
6	全焼、全壊、流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
7	半焼、半壊	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
8	床上浸水	上記6及び7に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。
9	床下浸水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものを用いる。
10	一部破損	住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものを用いる。

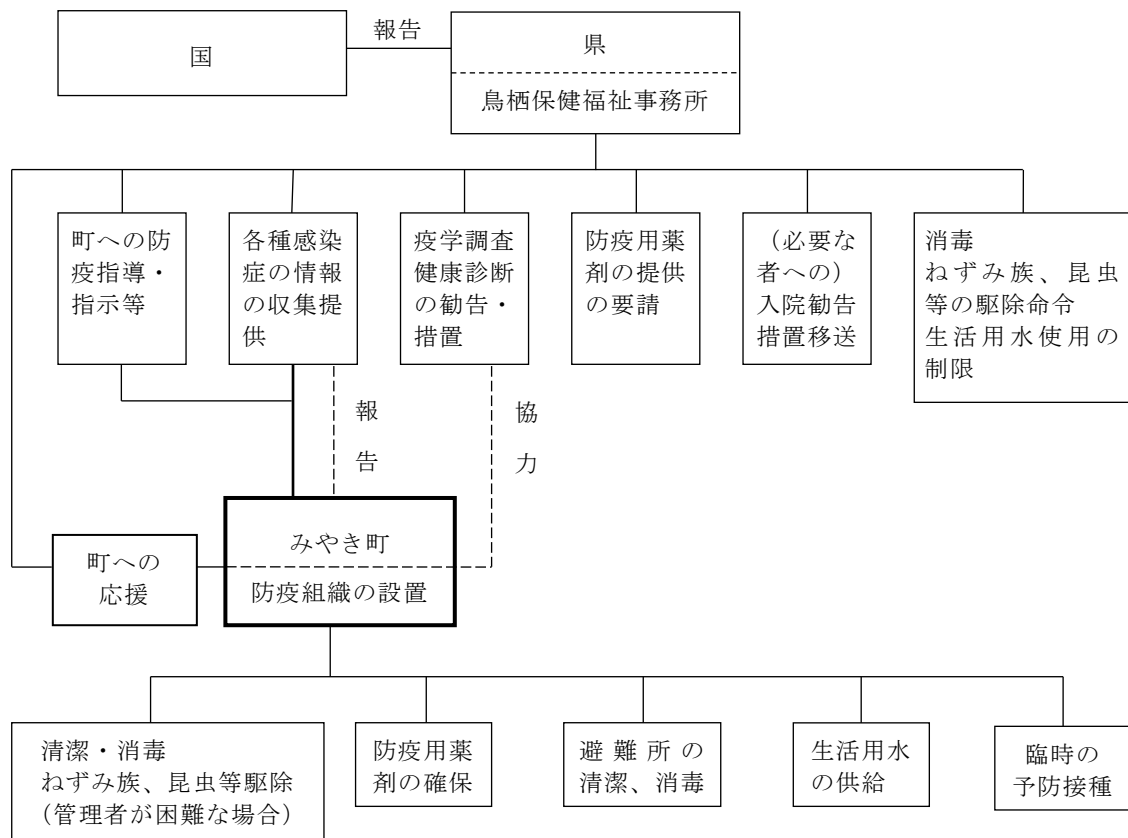
○第2編第3章第29節 火葬場

名 称	所 在 地	電話番号
三養基西部葬祭組合斎場しらさぎ苑	みやき町大字寄人910-1	0942-96-3075

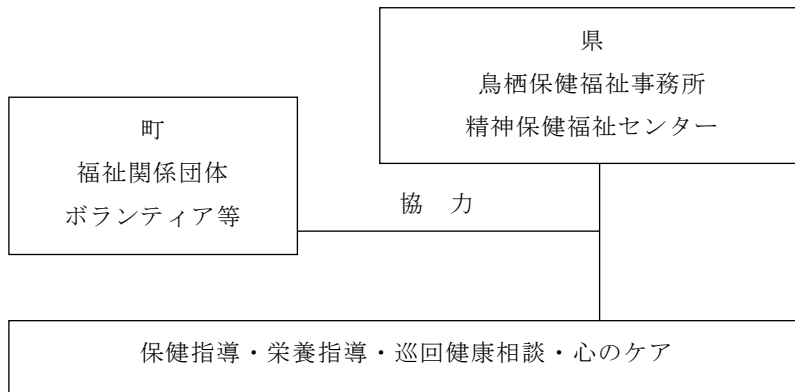
○第2編第3章第30節 廃棄物処理施設

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	みやき町大字簗原4432	0942-94-9313	47.0 t / 5 h
鳥栖・三養基西部 溶融資源化センター	みやき町大字簗原4372	0942-81-8153	66 t / 日 × 2 炉 132 t / 日

○第2編第3章第31節 感染症対策フロー

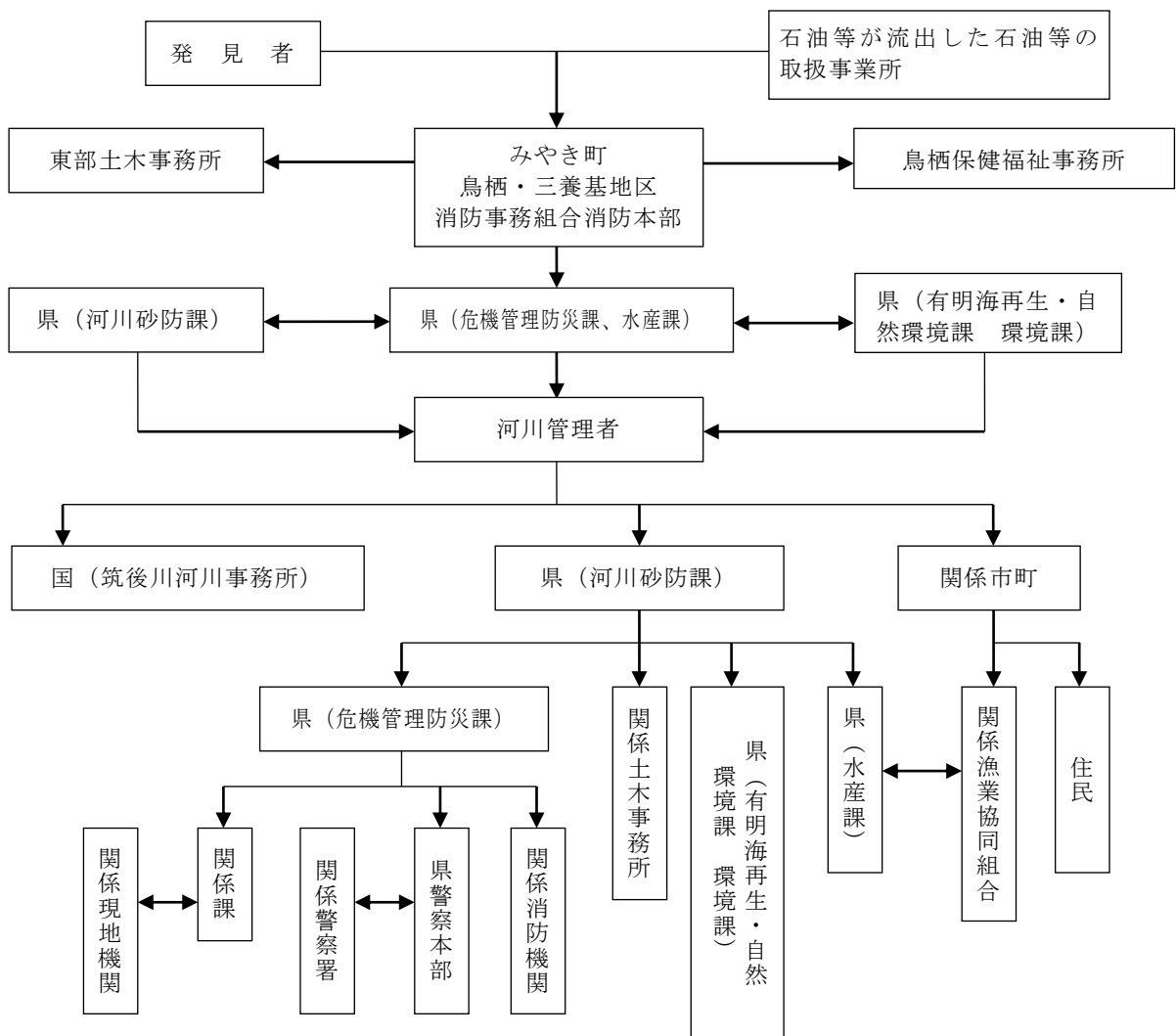


○第2編第3章第32節 巡回相談チームの協力体制図



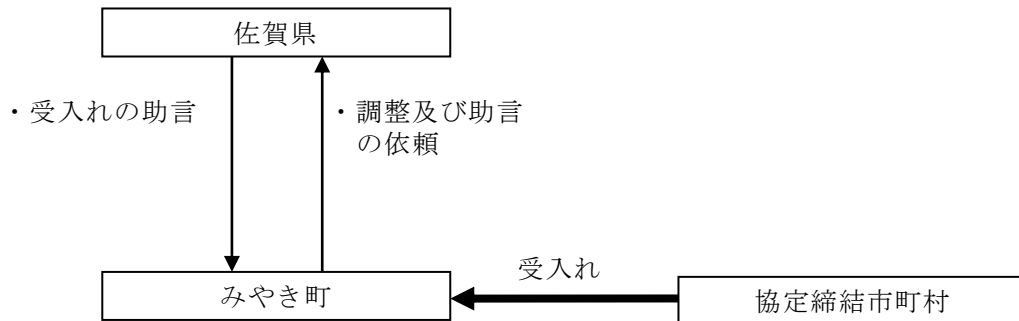
○第2編第3章第36節 石油等の大量流出時の関係機関への連絡通報

系統図

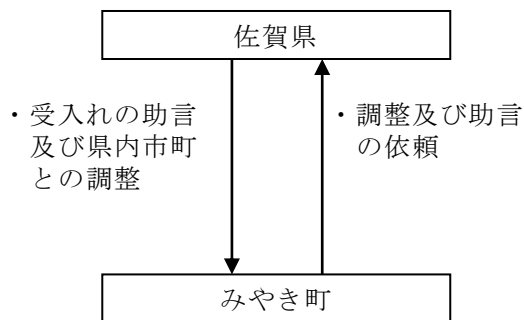


○第2編第3章第39節 広域避難受入計画フロー

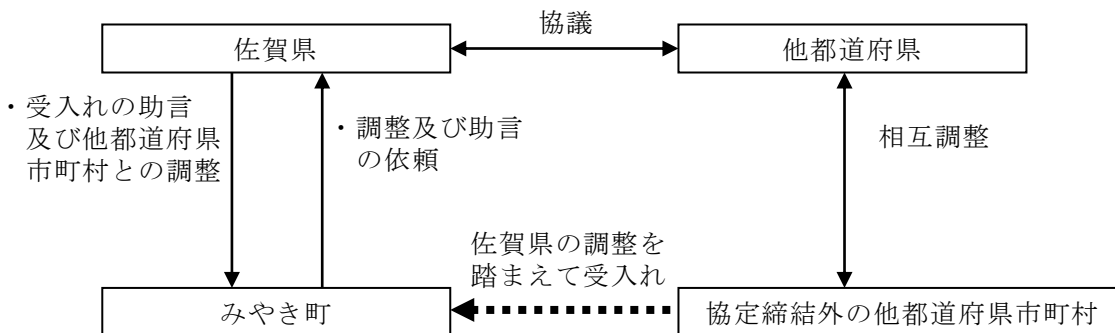
《協定締結市町村》



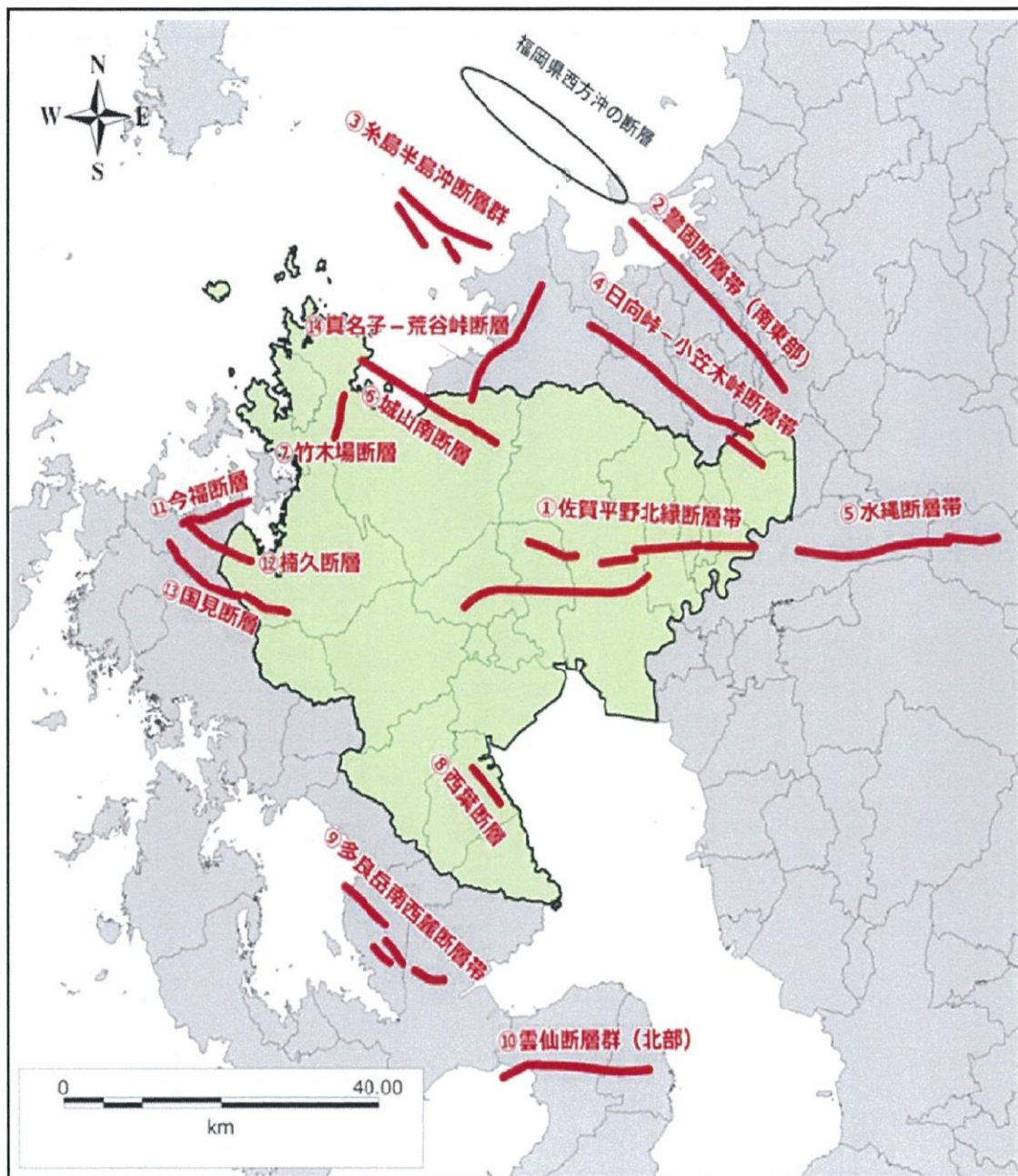
《県内》



《県外》



○第3編第1章第2節 主要な活断層分布図



出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造
 活断層研究会（1991）：新編日本の活断層—分布図と資料—
 長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告
 地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について
 原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

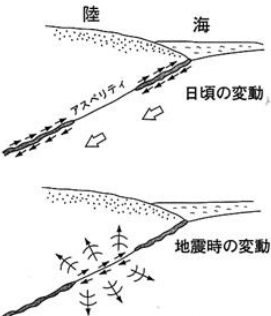
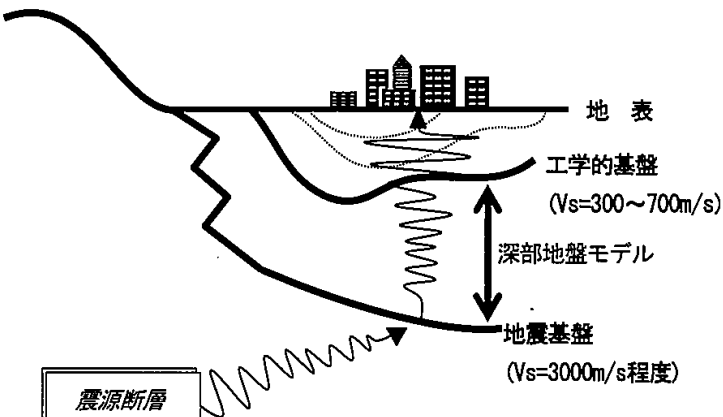
○第3編第1章第2節 福岡県西方沖地震の被害状況

	人的被害			一般建物被害					
	死亡	重傷	軽傷	住家（棟）			非住家（棟）		
				全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊
みやき町	0	0	0	0	0	6	0	0	0
佐賀県	0	1	14	0	1	136	1	0	10

(佐賀地方気象台 平成17年6月2日現在)

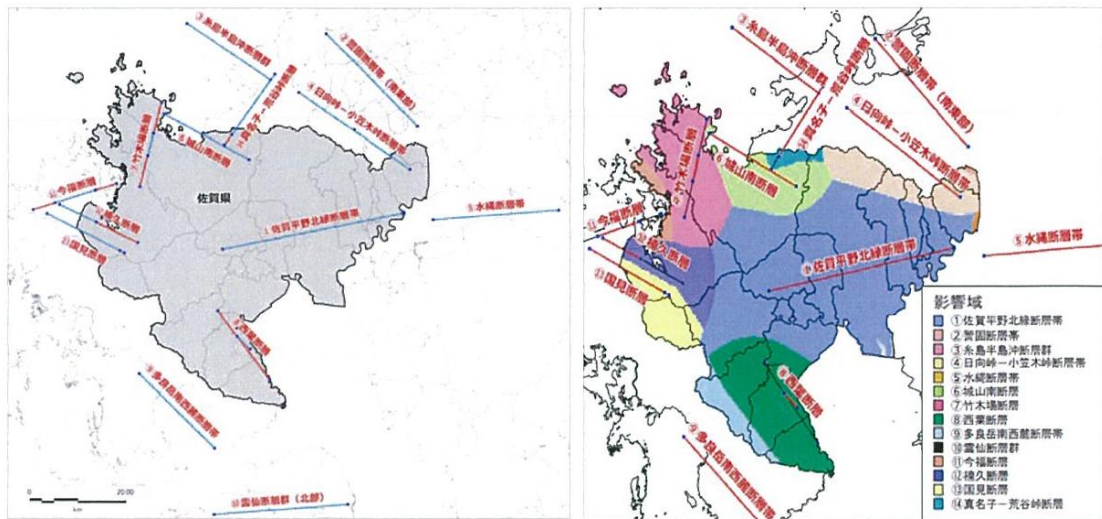
○第3編第1章第3節 【参考】用語集

※1 断層パラメータ	<p>地下で断層がどのようになっているかは、断層の走向、傾斜角、すべり角という三つの数値で表現され、これを断層パラメータと言ひ、それぞれ次のようなことを示している。</p> <p>走 向：断層が水平方向でどの方向に伸びているか</p> <p>傾 斜 角：断層面が水平面からどれだけ傾いているか</p> <p>すべり角：断層がどの方向に動いたか</p>
※2 微地形区分	<p>土地条件図をもとにした地形区分で、国土数値情報に含まれる地形区分よりも細分類されたものをいう。</p> <p>なお、土地条件図とは、全国の主な平野とその周辺について、土地の微細な高低と表層地質によって区分した地形分類や低地について1mごとの地盤高線、防災施設などの分布を示した2万5千分の1の地図である。防災施設、災害を起こしやすい地形的条件なども表示してあり、自然災害の危険度を判定するのにも役立つ地図である。</p>
※3 強震動予測（簡便法）	<p>地震規模、震源距離、地盤増幅率等の少数のパラメータにより、経験的に得られた最大加速度等の距離減衰式を用いる手法。震源や地下構造に関する詳細な情報がない場合でも適用可能であり、平均的な広範囲の地震動分布を容易に評価できるとされている。</p>
※4 強震動予測（詳細法）	<p>断層破壊過程や地下構造の固有の性質を、数多くのパラメータを用いて詳細にモデル化する手法。</p>
※5 特性化震源モデル	<p>強震動予測で特に重要と考えられている周波数帯域（周期1秒前後）の地震動を評価可能なように単純化された震源モデル。実際の地震の震源破壊過程は、非常に複雑な現象であるが、目的を絞りモデルを単純化することにより、震源モデルを記述するパラメータ数が減少する。</p>

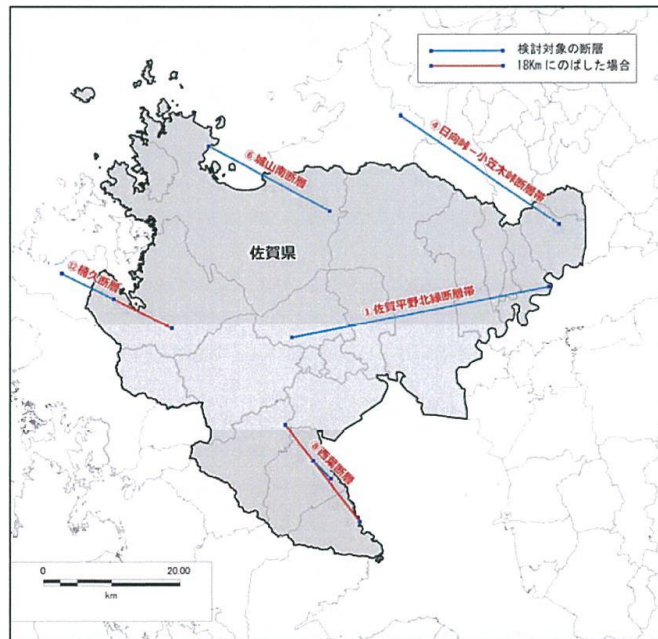
<p>※6 強震動生成域 (アスペリティ)</p>	<p>断層面の中で特に強い地震波(強震動)を発生させる領域であり、従前はアスペリティと呼ばれていた。地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。また、その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれるところであり、つまり、強い地震動を発生する領域となる。なお、アスペリティとは、英語のAsperityのことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味である。</p>  <p>アスペリティとその周辺の断層運動</p>
<p>※7 モーメントマグニチュード (Mw)</p>	<p>断層運動の大きさを表す量として、「地震モーメント (Mo)」というものがある。この地震モーメントから決定されたマグニチュードが、「モーメントマグニチュード (Mw)」である。なお、実際には断層運動そのものを観測しなくても、地震計の記録から得られる「地震波のスペクトルの長周期成分の強さ」から計算することができる。</p> <p>気象庁マグニチュード等その他のマグニチュードは、あくまでも「地震の強度を示す尺度」ということに重点が置かれ、その物理的意味は曖昧である。一方、モーメントマグニチュードは、「断層運動に対応する量」ということで、その物理的な意味ははっきりしているといえる。</p> <p>「モーメントマグニチュード (Mw)」と「地震モーメント (Mo)」には、$Mw = (\log Mo - 9.1) / 1.5$の関係が定義される。</p>
<p>※8 工学的基盤</p>	<p>地盤振動に影響を及ぼす要因のうち、観測点近傍の表層地盤構造を、他の要因(例えば、震源からの距離、深層地盤構造など)から分離するために設定される境界。</p> <p>地盤の振動を解析するうえでは、振動する要因が多く含まれている表層地盤に着目するため、振動する要因の比較的少ない地盤との境界(工学的基盤)を便宜上設定する</p> <p>耐震工学では、S波速度にして、300~700m/sの地層となる。</p> 

	<p>一方で、地震動は浅い軟弱な地層で著しく増幅されるが、そうした増幅の影響を受けない地下深部の基盤面を考えると、震源からの距離があまり違わなければ、基盤面に入射する波はどこでもほぼ同じと考えられる。この基盤を「地震基盤」と呼ぶ。具体的には、深さ十数kmまでの上部地殻のS波速度は毎秒3～3.5kmとほぼ一定であるため、地殻最上部のS波速度毎秒3kmの地層を地震基盤と呼んでいる。</p>
※9 深部地震モデル	<p>地震基盤から工学的基盤までの地盤モデルのこと。一方で、工学的基盤から地表までの地盤モデルを浅部地盤モデルという。</p>
※10 統計的グリーン関数法	<p>地震波形の数値計算方法の一種。多数の観測記録の平均的特性を持つ波形を要素波（グリーン関数）として、想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせて地震波形を計算する方法。</p>
※11 速度構造モデル	<p>地盤内における地震波の速度の分布。P派とS派で構造は異なる。</p>
※12 応答計算	<p>地震波の伝播の計算方法の一種。基盤からの地震波形を入力として、多くの地層間で地震波が多重反射しながら伝わっていく過程を計算する手法やその計算を指す。地盤が地震動による入力に対して比例した出力を返す場合の計算手法。</p>
※13 計測震度	<p>震度は、約100年前に観測が始まって以来、人体感覚や被害の状況などに基づいて決定されてきた。この震度は地震動の強さの尺度として優れたものであるが、感覚で判断するものであるため、個人差がどうしても残り、また、観測点の増加の障害となっていた。しかし最近では、震度の機械観測も可能になり、1993年頃から計測震度計の配備が始まり、現在では全ての気象官署に配備されている。計測震度は、基本的には加速度計で記録した地震波形に処理を施し、処理後の最大加速度から計算して算出している。</p>

○第3編第1章第3節 簡便法による地震動検討の対象とする断層のモデル化、簡便法の震度による影響範囲区分



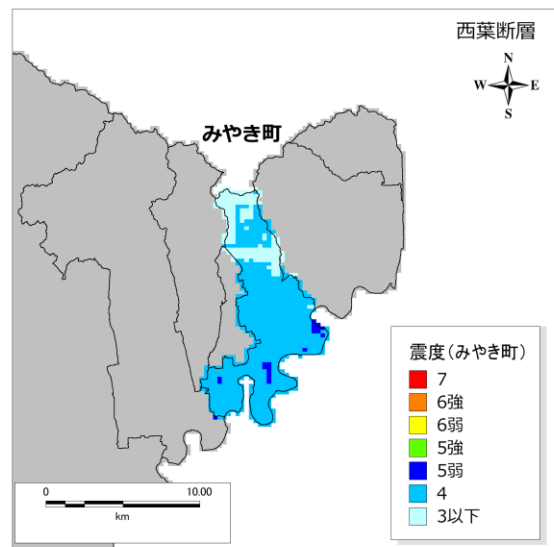
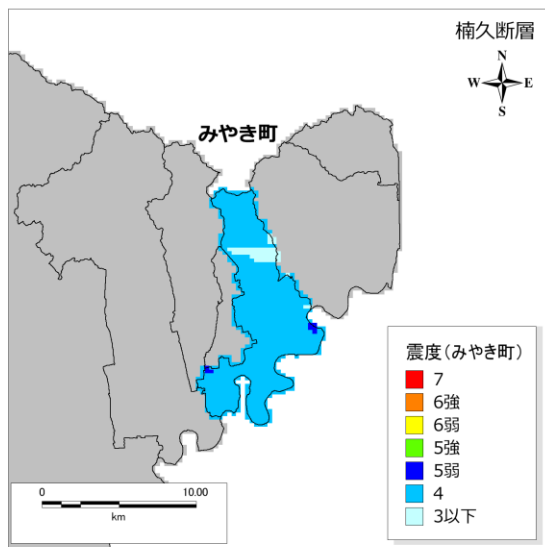
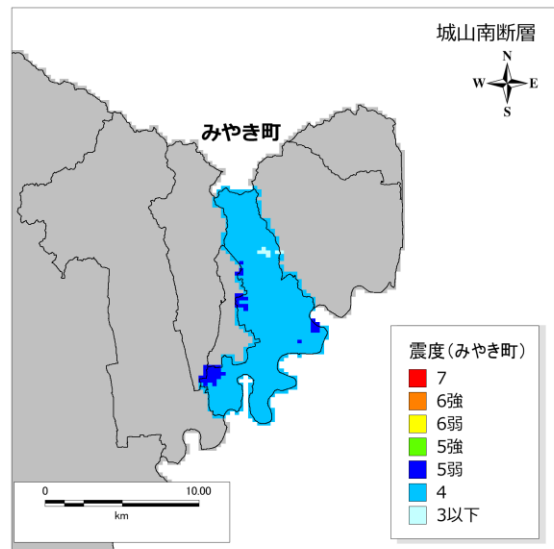
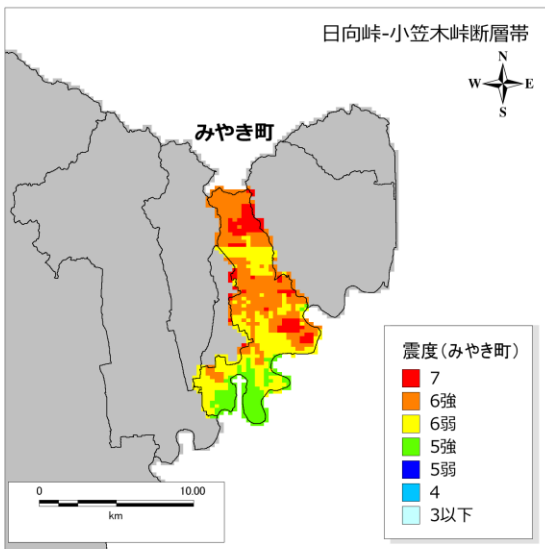
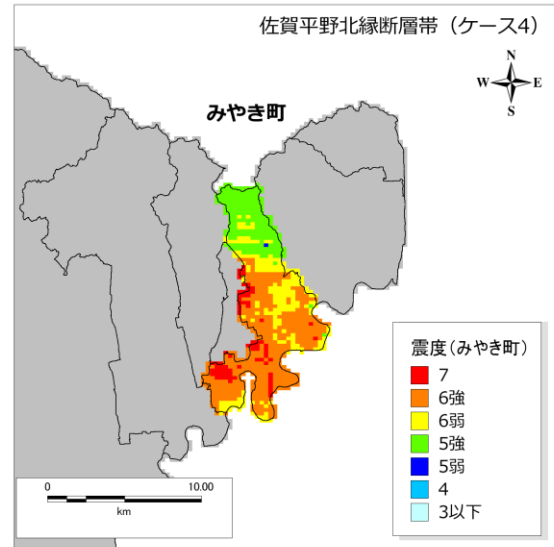
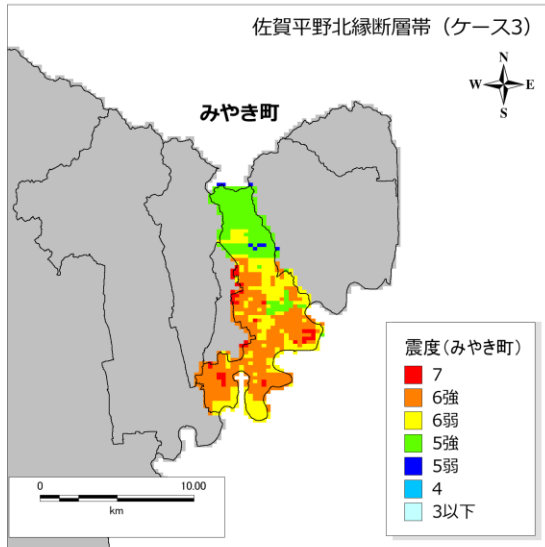
○第3編第1章第3節 詳細法による検討を行う断層のトレース



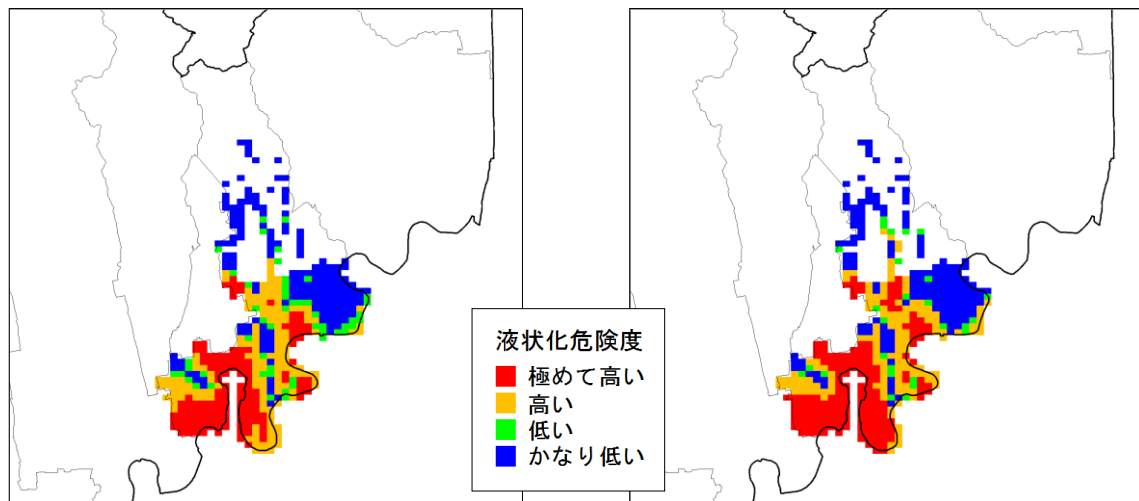
○第3編第1章第3節 震源として検討した断層の巨視的パラメータ

断層（帯）名	断層の長さ (km)		走向 (°)	傾斜 (°)	上端深さ (km)	幅 (km)	マグニチュード M	モーメントマグニチュード ^{※7} Mw	計算用断層モデル (km)	
	既往資料	検討上の長さ							長さ	幅
佐賀平野北縁断層帯	38	38	79	80S→60S	3→2	17	7.5	6.9	40	18
日向峠-小笠木峠断層帯	28	28	305	90	3→1	15	7.2	6.7	28	16
城山南断層	19.5	19.5	118.6	90	3→1	17	7.0	6.5	20	18
西葉断層	3.5	18	143	75SW	3→2	18	6.9	6.5	18	18
楠久断層	8.6	18	116	90	3	18	6.9	6.5	18	18

○第3編第1章第3節 地表の地震動の震度分布図

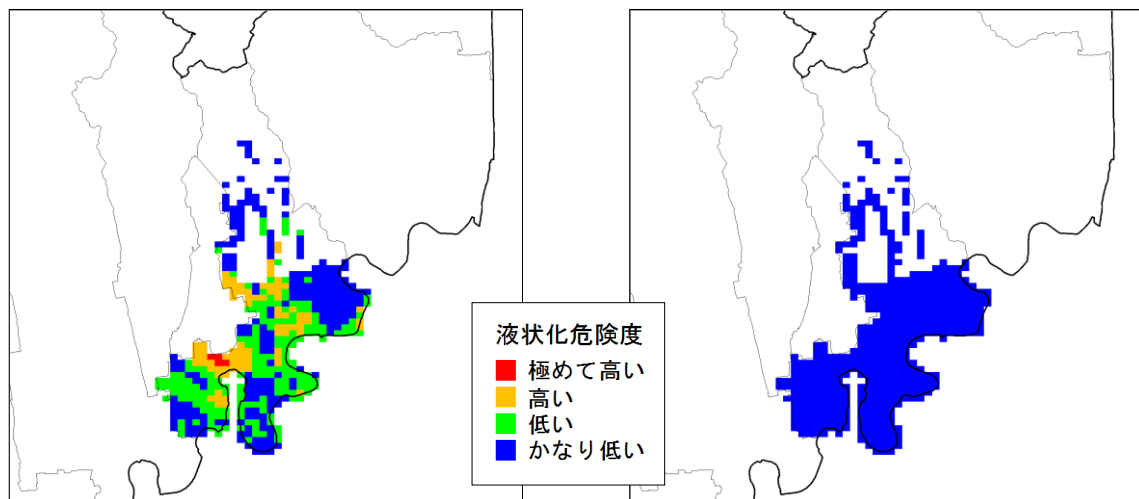


○第3編第1章第3節 液状化危険度の評価値の分布図



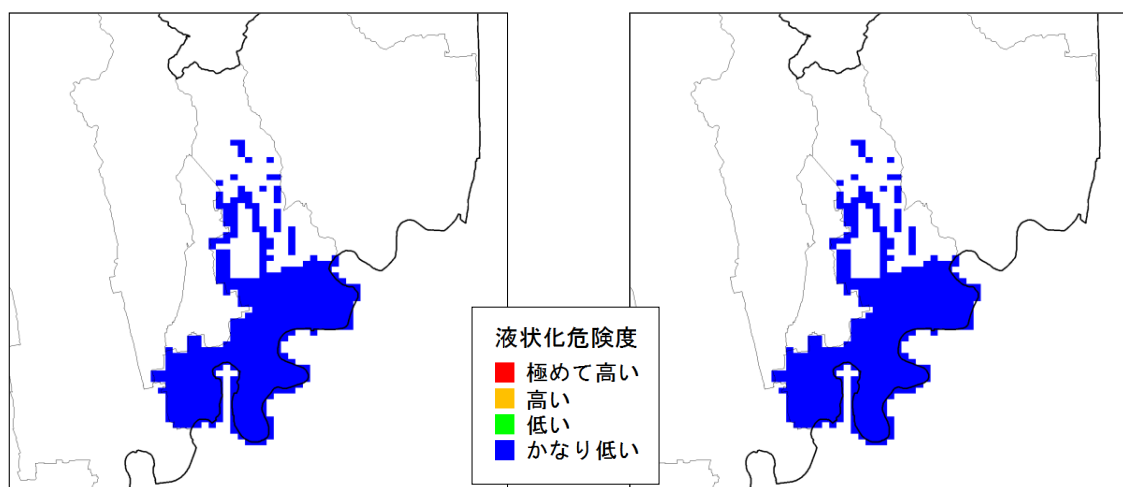
佐賀北縁断層帯ケース3の地震

佐賀北縁断層帯ケース4の地震



日向峠-小笠木峠断層帯の地震

城山南断層の地震



楠久断層の地震

西葉断層の地震

○第3編第1章第3節 みやき町における地震の被害想定の結果一覧

表

被害項目		震源断層			佐賀平野北縁断層帯			佐賀平野北縁断層帯			日向峠-小笠木峠断層帯			
		ケース3			ケース4									
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	
建物被害	建物棟数(棟)	16,000			16,000			16,000			16,000			
	全壊・焼失棟数(棟)	約1,500	約1,500	約1,600	約2,100	約2,100	約2,100	約1,400	約1,400	約1,400	約1,400	約1,400		
	全壊・焼失率(%)	9	10	10	13	13	13	9	9	9	9	9		
	半壊棟数(棟)	約2,700			約3,000			約2,400			約2,400			
	半壊率(%)	17			19			15			15			
人的被害	滞留人口(人)	26,000	24,000	25,000	26,000	24,000	25,000	26,000	24,000	25,000	26,000	24,000	25,000	
	死者数(人)	約100	約40	約70	約130	約60	約100	約90	約40	約70	約90	約40	約70	
	死者率(%)	0.4	0.2	0.3	0.5	0.2	0.4	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	
	負傷者数(人)	約620	約410	約460	約750	約520	約570	約550	約380	約420	約550	約380	約420	
	負傷者率(%)	2.4	1.7	1.9	2.9	2.2	2.3	2.1	1.6	1.7	2.1	1.6	1.7	
	自力脱出困難者数(人)	約190	約120	約140	約260	約170	約200	約190	約130	約150	約190	約130	約150	
	自力脱出困難者率(%)	0.7	0.5	0.6	1.0	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	
ライフライン被害 〈被災直後〉	電力	電灯軒数(軒)	約11,000			約11,000			約11,000			約11,000		
		停電軒数(軒)	約200	約210	約220	約280	約290	約300	約210	約220	約240	約210	約220	約240
		停電率(%)	2	2	2	3	3	3	2	2	2	2	2	2
	上水道	給水人口(人)	22,000			22,000			22,000			22,000		
		断水人口(人)	約15,000	約15,000	約15,000	約17,000	約17,000	約17,000	約15,000	約15,000	約15,000	約15,000	約15,000	約15,000
		断水率(%)	68	68	68	76	76	76	68	68	68	68	68	68
	下水道	処理人口(人)	8,600			8,600			8,600			8,600		
		機能支障人口(人)	約460	約470	約480	約570	約570	約590	約570	約580	約590	約570	約580	約590
		機能支障率(%)	5	5	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	固定電話	回線数(回線)	8,200			8,200			8,200			8,200		
		不通回線数(回線)	約300	約320	約340	約420	約430	約460	約320	約340	約360	約320	約340	約360
		不通回線率(%)	4	4	4	5	5	6	4	4	4	4	4	4
	携帯電話	停波基地局率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		不通ランク	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
	都市ガス	復旧対象需要家数(戸)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		供給停止戸数(戸)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		供給停止率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	LPガス	復旧対象消費者戸数(戸)	約7,200	約7,100	約7,100	約6,700	約6,700	約6,700	約7,200	約7,200	約7,100	約7,200	約7,200	約7,100
		供給停止戸数(戸)	約340	約340	約340	約370	約370	約370	約500	約500	約500	約500	約500	約500
		供給停止率(%)	5	5	5	6	6	6	7	7	7	7	7	7
生活支障 〈被災1週間後〉	避難者	夜間人口(人)	26,000			26,000			26,000			26,000		
		避難者数(人)	約5,900	約5,900	約6,000	約7,200	約7,200	約7,200	約5,700	約5,700	約5,700	約5,700	約5,700	
		うち避難所(人)	約3,000	約3,000	約3,000	約3,600	約3,600	約3,600	約2,800	約2,800	約2,900	約2,800	約2,800	
		避難者率(%)	23	23	23	27	27	28	22	22	22	22	22	22
	物資	食料(食/日)	約11,000	約11,000	約11,000	約13,000	約13,000	約13,000	約10,000	約10,000	約10,000	約10,000	約10,000	約10,000
飲料水(ℓ/日)		約33,000	約33,000	約33,000	約39,000	約39,000	約39,000	約33,000	約33,000	約33,000	約33,000	約33,000	約33,000	
毛布(枚)		約3,000	約3,100	約3,100	約4,000	約4,000	約4,000	約2,800	約2,800	約2,800	約2,800	約2,800	約2,800	
災害廃棄物	災害廃棄物(万m ³)	約10	約10	約10	約20	約20	約20	約10	約10	約10	約10	約10		

*: わずか - : 被害なし、対象なし 0 : 小数点以下は四捨五入して表現

E : 携帯電話不通ランク E = 停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。

・1,000未満 : 1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満 : 10の位を四捨五入 ・10,000以上 : 100の位を四捨五入

被害項目		震源断層			城山南断層			補久断層			西葉断層		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	建物棟数(棟)	16,000			16,000			16,000					
	全壊・焼失棟数(棟)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	全壊・焼失率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	半壊棟数(棟)	—			—			—					
	半壊率(%)	—			—			—					
人的被害	滞留人口(人)	26,000	24,000	25,000	26,000	24,000	25,000	26,000	24,000	25,000	26,000	24,000	25,000
	死者数(人)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	死者率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	負傷者数(人)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	負傷者率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	自力脱出困難者数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自力脱出困難者率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ライフライン被害	電力	電灯軒数(軒)	約11,000			約11,000			約11,000				
		停電軒数(軒)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		停電率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上水道	給水人口(人)	22,000			22,000			22,000				
		断水人口(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		断水率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	下水道	処理人口(人)	8,600			8,600			8,600				
		機能支障人口(人)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
		機能支障率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定電話	回線数(回線)	8,200			8,200			8,200				
		不通回線数(回線)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		不通回線率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯電話	停波基地局率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		不通ランク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	都市ガス	復旧対象需要家数(戸)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
供給停止戸数(戸)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
供給停止率(%)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
LPガス	復旧対象消費戸数(戸)	約9,500	約9,500	約9,500	約9,500	約9,500	約9,500	約9,500	約9,500	約9,500	約9,500	約9,500	
	供給停止戸数(戸)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	供給停止率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
生活支障	避難者	夜間人口(人)	26,000			26,000			26,000				
		避難者数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		うち避難所(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		避難者率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	物資	食料(食/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲料水(ℓ/日)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
毛布(枚)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
災害廃棄物	災害廃棄物(万m ³)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

*: わずか - : 被害なし、対象なし 0 : 小数点以下は四捨五入して表現

E : 携帯電話不通ランク E = 停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。

・1,000未満 : 1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満 : 10の位を四捨五入 ・10,000以上 : 100の位を四捨五入

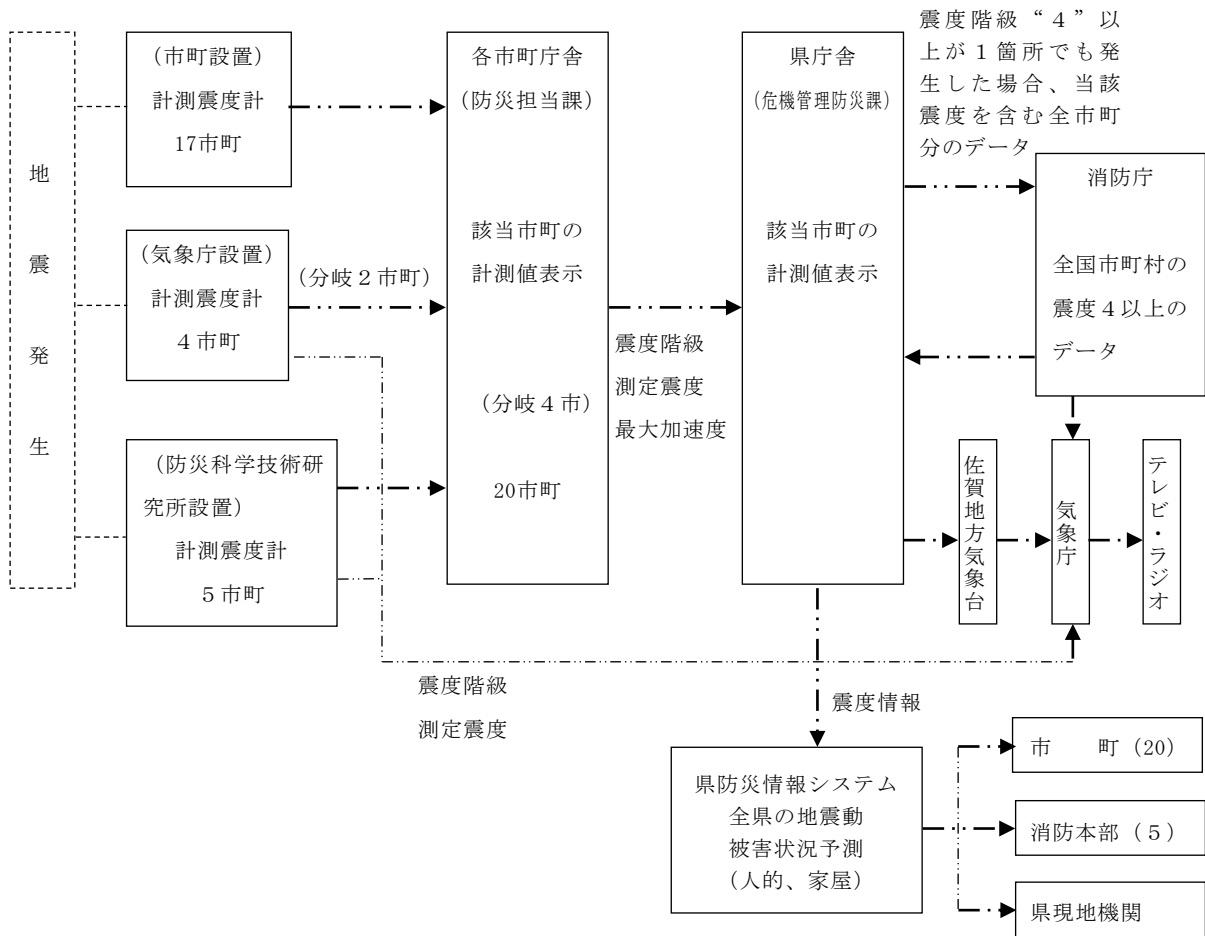
○第3編第1章第4節 推進体制イメージ



○第3編第2章第1節 町内公園・運動場

名 称	所 在 地
白坂公園	みやき町大字箕原5068-8
グリーンパーク香田	みやき町大字箕原4254-6
中原公園	みやき町大字原古賀5905-1
高柳大塚古墳歴史公園	みやき町大字原古賀3404-2
千栗土居公園	みやき町大字白壁1074-22
町民ふれあい広場	みやき町大字東尾6436-6
北茂安運動場	みやき町大字江口5128-2
北茂安運動広場	みやき町大字白壁1074-3
三根運動場	みやき町大字市武1286-6

○第3編第2章第2節 佐賀県震度情報ネットワークシステム図



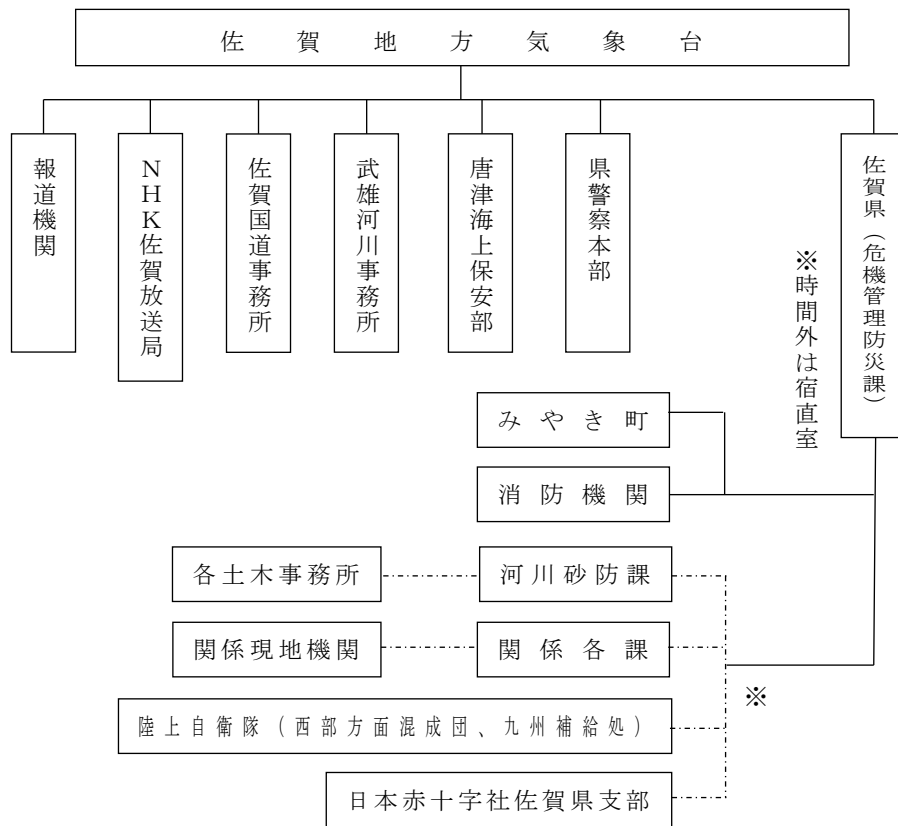
○第3編第3章第2節 気象庁震度階級関連解説表(一部)

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
7	

○第3編第3章第2節 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、佐賀県は佐賀県北部と佐賀県南部の2区分）と地震による揺れの検知時刻を発表。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

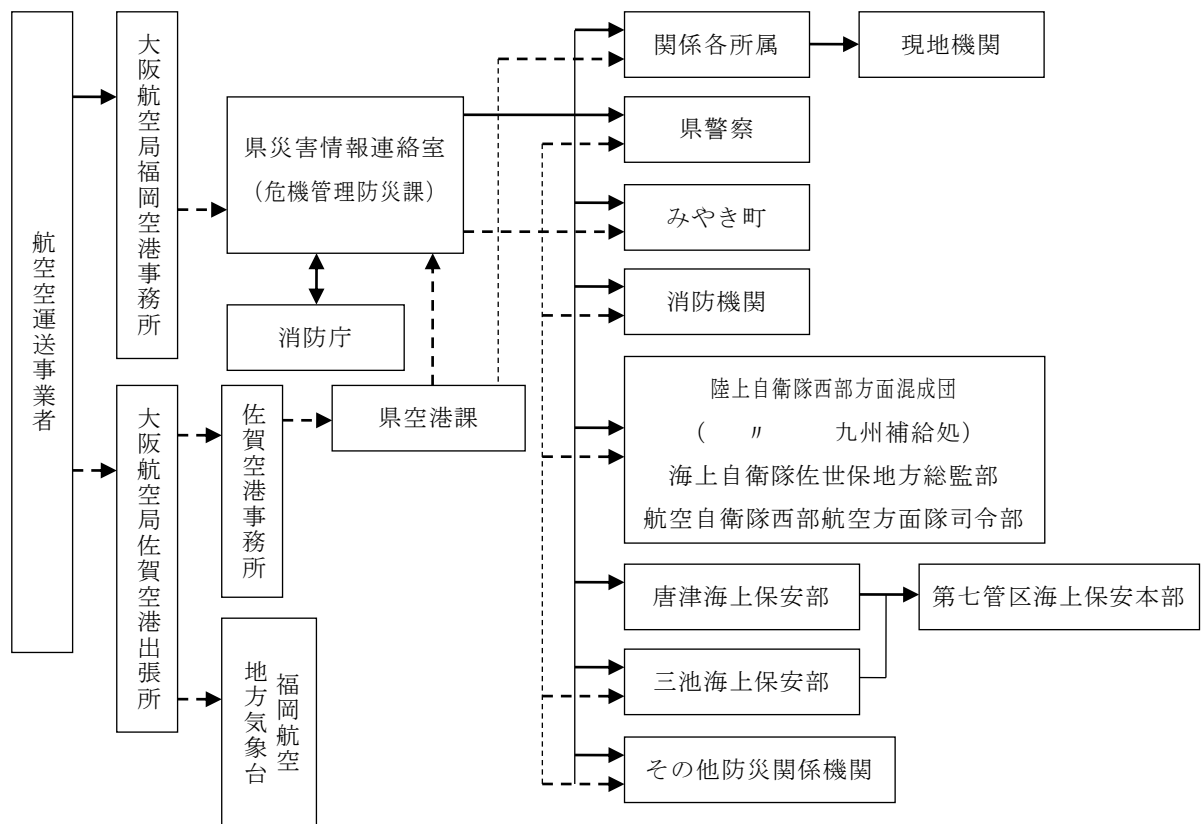
○第3編第3章第2節 地震に関する情報の伝達



※ 県においては、時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた危機管理防災課職員が登庁した後、伝達（緊急の場合は、自宅から）

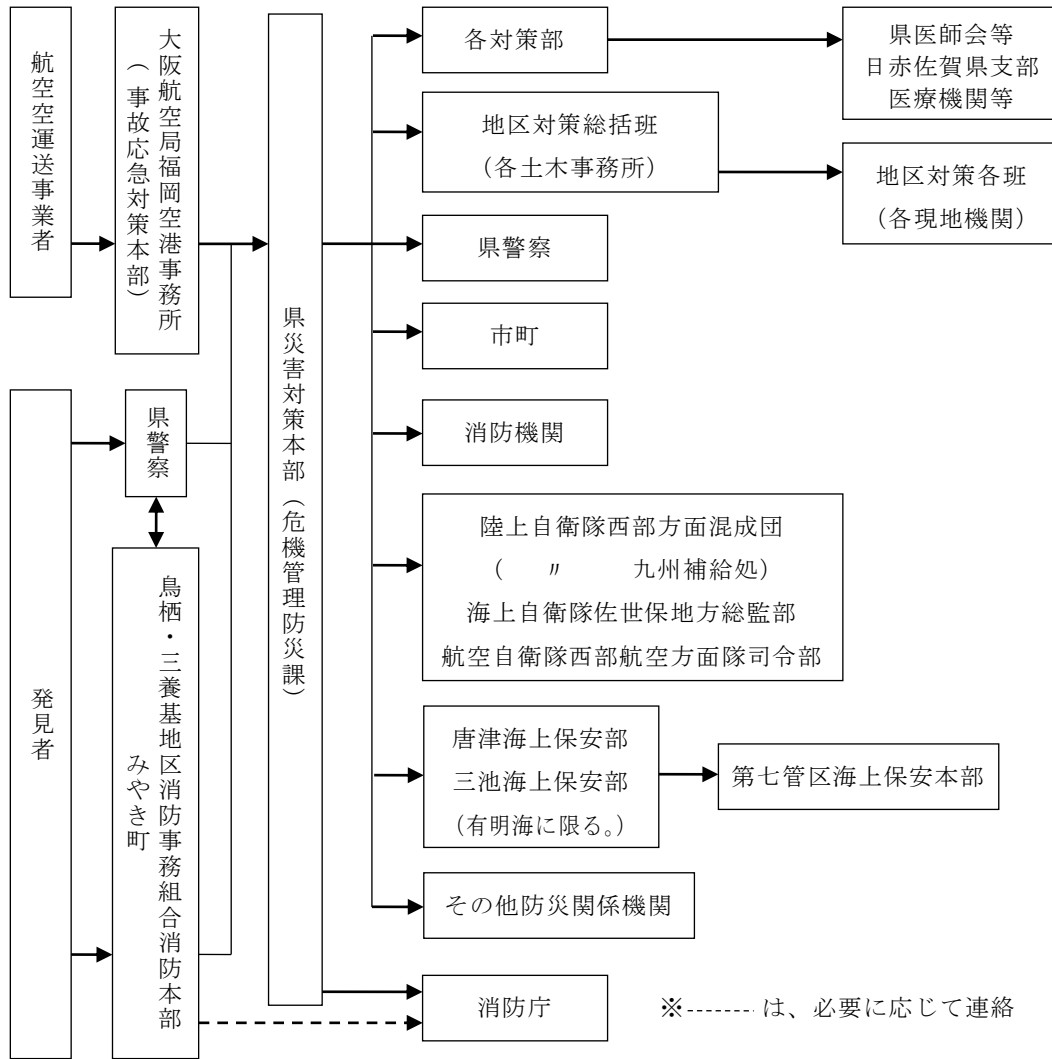
○第4編第2章第2節 航空事故発生時等の情報連絡ルート

(1) 県災害情報連絡室設置の場合

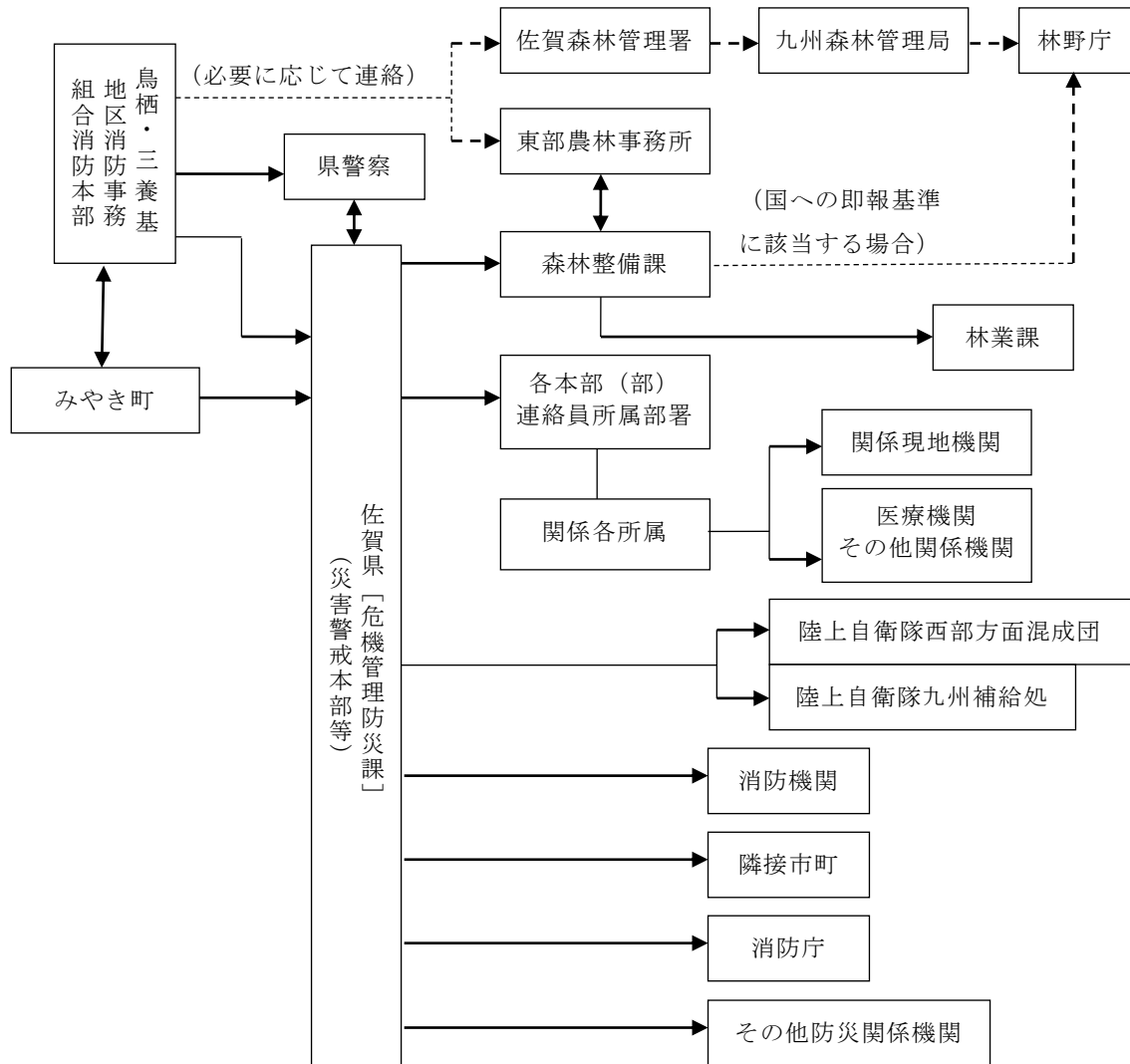


※-----は、「佐賀空港緊急時対応計画」に基づく連絡ルート

(2) 県災害対策本部設置の場合【佐賀空港周辺以外の場合】

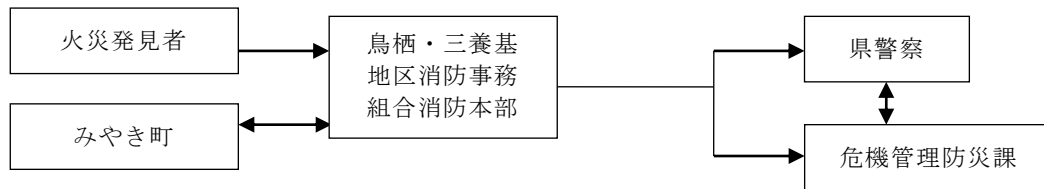


(3) 林野火災拡大時（県による災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）

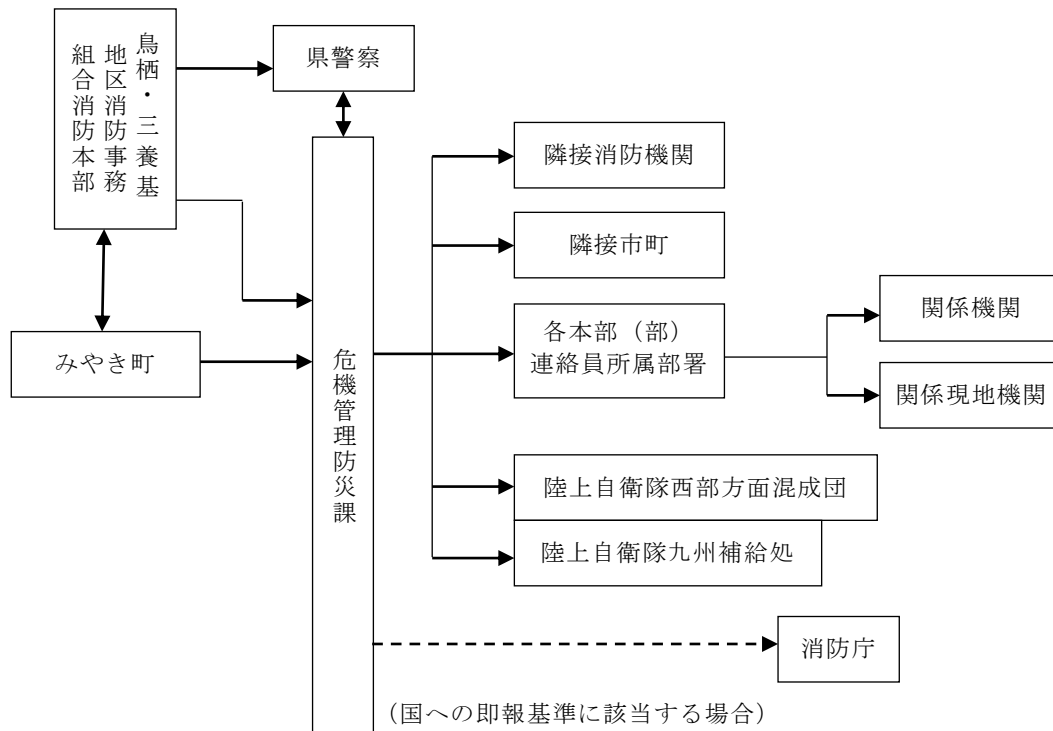


○第4編第4章第2節 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

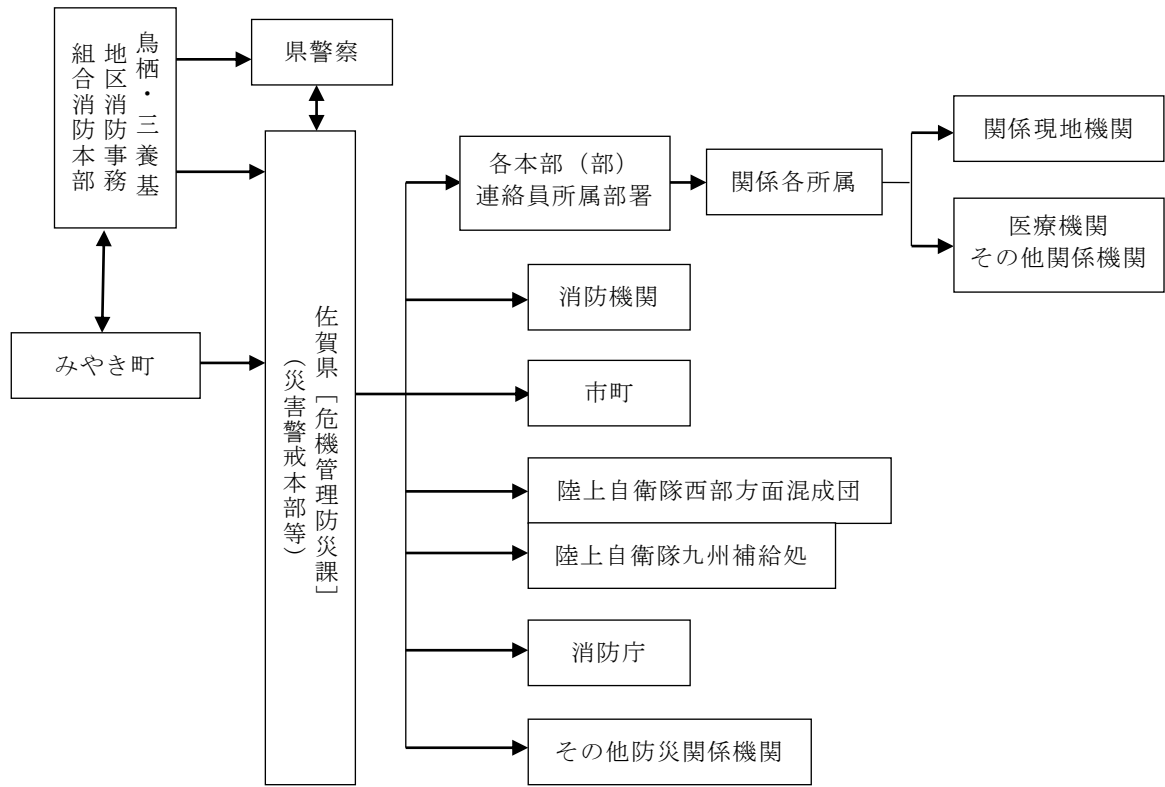
(1) 県への即報基準に該当する火災が発生した場合



(2) 県災害情報連絡室の設置以降

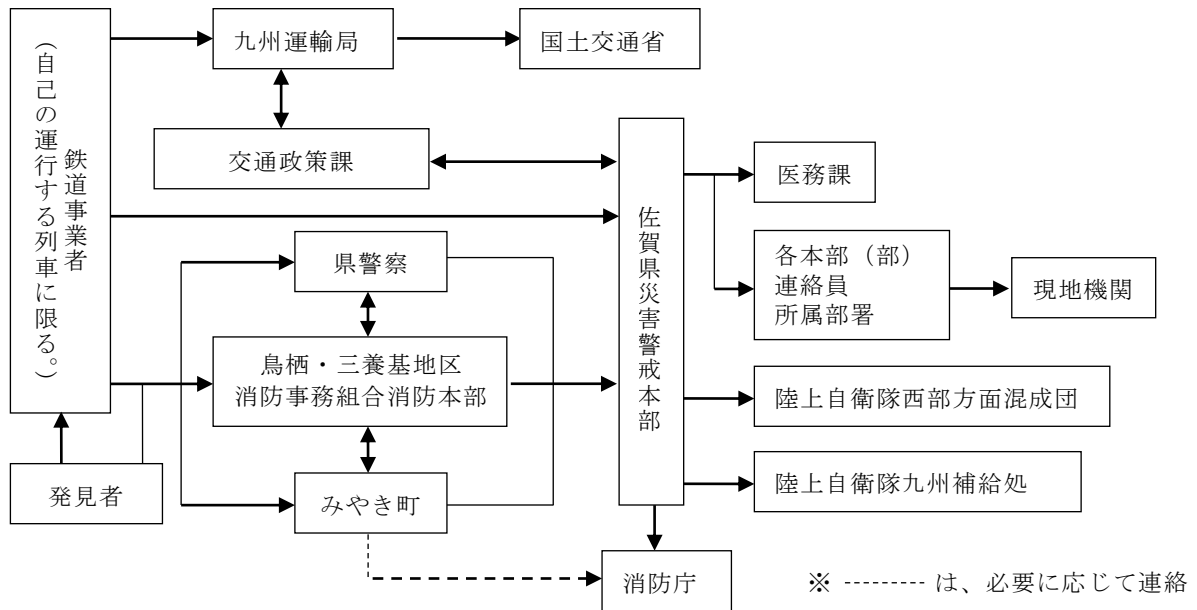


(3) 大規模火災拡大時（県による災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）

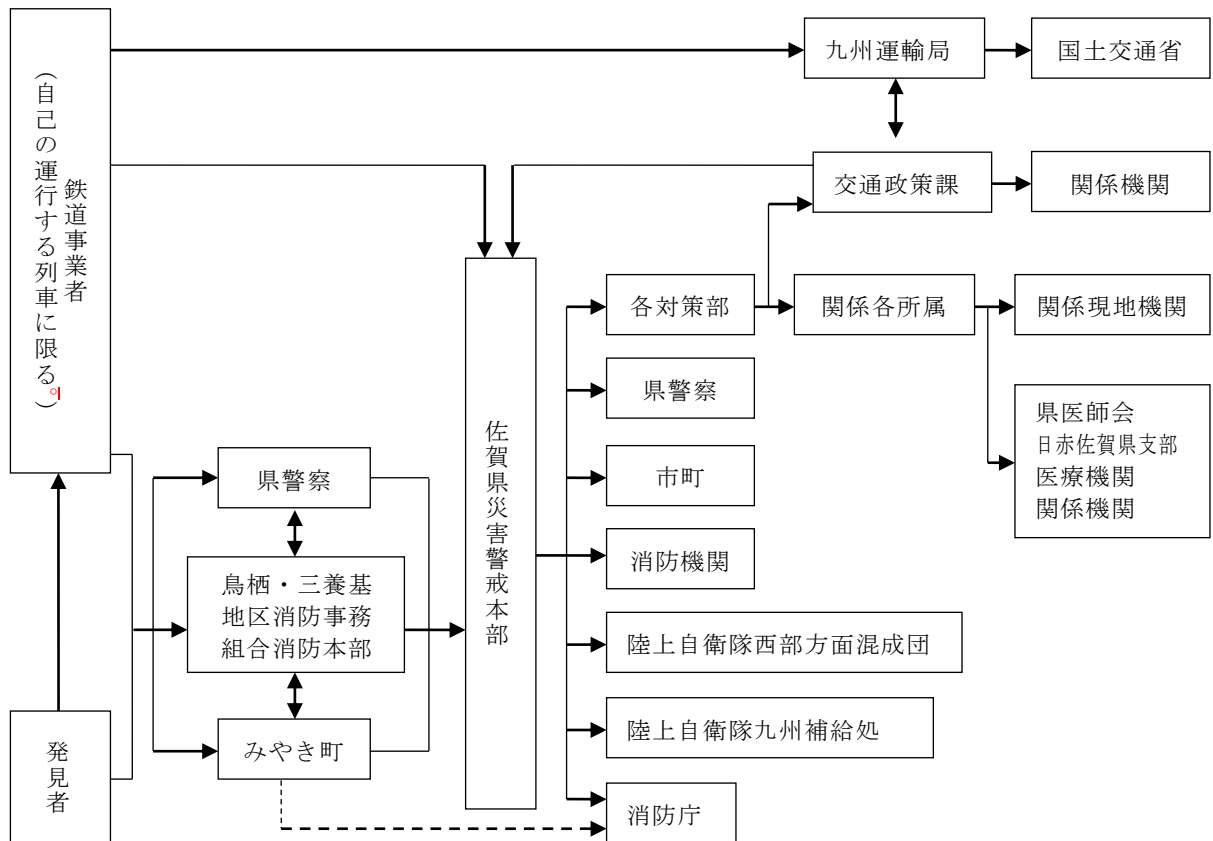


○第4編第5章第2節 鉄道災害発生時の情報連絡ルート

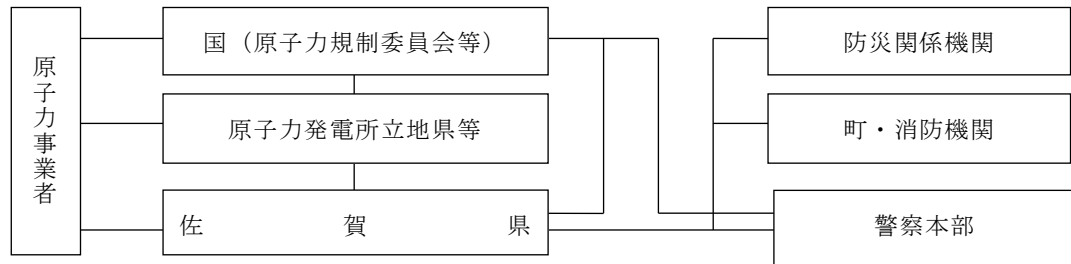
(1) 県災害警戒本部設置の場合



(2) 鉄道災害拡大時（県災害対策本部設置の場合）



○第4編第6章第3節 原子力災害時の被害情報等の収集及び連絡系統



みやき町地域防災計画
資料編

発行日 令和6年11月
発行 佐賀県みやき町

〒849-0113
佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737-5
TEL 0942-89-1651
FAX 0942-89-1650
<http://www.town.miyaki.lg.jp/index.html>

企画・編集 みやき町 総務課
